

平成30年11月閉会中 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会の概要

日時 平成30年11月 5日(月) 開会 午前10時 3分
散会 午後 1時26分
平成30年11月29日(木) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 5時35分

場所 11月 5日 第1委員会室
11月29日 第3委員会室

出席委員 長峰宏芳委員長
本木茂副委員長
板橋智之委員、新井豪委員、武内政文委員、田村琢実委員、木下高志委員、
小島信昭委員、木村勇夫委員、安藤友貴委員、並木正年委員、村岡正嗣委員、
中川浩委員

欠席委員 なし

説明者(11月5日)

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、前田幸永農業政策課長

証人(11月29日)

奈良原栄司氏(元・大里農林振興センター所長)

長谷部忠氏(大里農林振興センター管理部長)

川田勝巳氏(元・熊谷市農業振興課長)

井上崇幸氏(熊谷市農業振興課主査)

澤田英夫氏(元・熊谷市農業委員会事務局長)

渋澤薫氏(元・同事務局次長兼農地係長)

会議に付した事件

熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件

その他

- 1 付託案件の調査のため、地方自治法第100条に基づく記録の提出を関係人に求めた。
- 2 付託案件の調査のため、地方自治法第100条に基づく証人の出頭を関係人に求めた。

* 委員会の決定により、会議録は全文反訳として調製しています。

【執行部説明に対する質問】

委員長

武内政文委員。

武内委員

それでは、質問させていただきます。

まず、前提としてちょっと確認をしていきたいことがありまして、それを聞いた上で質問を幾つかさせていただきます。

今回の事案では、原則として農地転用ができない第1種農地における例外として、農業従事者の3割雇用の規定を適用して許可をしたということですが、これは県内で初めての事例ということで、そういう認識でよろしいでしょうか。さらに、全国的に見た場合にこの規定を適用した例というのがどの程度あるのか、県として把握しているのか。まず、そこを聞きたいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

まず、県内でどういう状況かということでございますけれども、確認している限り、本調査の対象案件が初めて3割雇用の規定を根拠として許可したものとなっております。その他、全国的にどの程度かという御質問がございましたけれども、ちょっと数字までは把握してございません。ただ、全国でも認められているものがあるということは承知してございます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

具体的な県名とか分かりますか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

たしか私が資料などで読んだ記憶がございますのは、佐賀県でそのような事例があったかと承知をいたしてございます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

1県だけということによろしいですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

本県ではこの案件が初めということで、全国的な事例は調査をさせていただければと存じます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

じゃ、それを前提でちょっと大きく3点ほど聞きたいと思います。

1つは8月29日の、これは先ほどの説明を全部含めた質問ですけれども、8月29日の知事会見のコメントで、農林振興センター所長レベルの決裁なんで知事に上がっていないというような趣旨の発言をされておりますけれども、今お聞きしたように県内初の事例で、全国的にもほとんどないという大変異例というか、そういうにも関わらず、決裁については確かに所長権限ということなんですけれども、そういう事例は上のというか、どこまでその報告をされたのか、あるいはしているとしたらどのレベルまで報告をされていたのか、まず1点。

それから2番目が、こういうまれな事例なんで、当然通常の事案に関してそれ以上に慎重に取り扱う必要があったと考えられます。本事案ではその3割雇用の協定を熊谷市と申請者が締結したと聞いておりますけれども、許可権者である県は市に対して細かく指導して慎重に進めるべきであったと考えております。

そこで、何点か御質問いたします。

協定を締結する際、協定に盛り込むべき内容、あるいはその実効性を担保するような確認とか書類等、県は市に対してどのような、あるいはどの程度指導し、また関与をしたのか。

2点目は、この協定に関して市から相談があったのか。

それから3番目は、協定のこのひな形とか何らかの基準や準拠、こういうものがあったのかどうか、どこで、あるいは作成したのか。

ここでとりあえず。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

それでは、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の報告のレベルということでございますけれども、許可につきましては先ほど御説明したように、振興センターの所長に決裁権限が下りてございますので、第三者に土地等の所有権が移転されていた後に、やはりこれは是正指導が必要ということで、そのタイミング以降に知事までは御報告をいたしました。決裁、許可をする以前に知事まで御報告したということは、私が確認する限りございません。これが1点目でございます。

< 「どこまでやったの」と言う人あり >

農業政策課長

どこまで、許可の権限は大里農林振興センター所長でございますので、許可する時点では所長まででございます。

< 「本庁は知らなかったのか」と言う人あり >

農業政策課長

事前相談の段階では、当然1種農地の区分の判断ですとか、そういったところで相談があったということは聞いておりますけれども、許可以前にそれが農林部よりも上に上がったということは聞いてございません。

すみません、それでは順次説明させていただきます。

続きまして、その協定でございますが、確かに市と申請者の間で雇用協定を結んでいることはございます。それで、盛り込むべき内容ですとか、そういったものにつきましては、国の、書いてございます通知等にもございますので、そうした内容を市の方にお示ししたということはございます。ひな形なども必要に応じてお示ししたこともあったろうかと思えます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

すみません、先ほどの報告の関係なんですけれども、もうちょっと具体的に。例えば農政課は当然入っていると思うんですが、農政課長さん、あるいは部長さんまでは、その辺の具体的な職位というかをお願いします。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

これは経緯としては、29年の4月10日に許可を行ったものでございますが、そもそもその事前相談というのは、平成26年の10月ごろから相談があったというふうに私承知をしております。その事前相談の中でですね、こういった3割雇用といいますか、市における開発の予定があるということにつきましては、当時の農林部長まで、そのような事前相談があるということは報告はされたというふうに承知いたしております。

委員長

武内政文委員。

武内委員

分かりました。それじゃ協定の関係なんですけれども、この雇用協定の、なかなか例外的なものだと思うんですが、こういうもののひな形とか基準というのはもう事前に用意さ

れていたというか、県が指導したと言うんですけれども、具体的にそういうものは持っていたんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

本県で、何かこうひな形といいますか、雇用協定書の形というものを農林部として独自に作っているということにつきましては、作ってございませんが、先ほど申しましたような他県の例などを参考にするという事はあったかと思えます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

それと、この雇用協定を締結した市の担当がこの農林部門でしょうか、市長部門なのか、あるいは農業委員会のどちらだったのか、その辺は一応相談を受けているからお分かりだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

たしか、私の記憶する限りで恐縮でございますけれども、市の農業振興課ではなかったかと思えます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

それは直接的には農林振興センターがやっていたから、余り政策課としては認識なかったということでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

私が当時、農業政策課にいなかったこともございますけれども、恐らく、確認する限りは、その雇用協定につきましては、市の農業振興課、場合によっては同時に農業委員会の事務局の担当者の方も入って打合せをすることはあると思えますけれども、雇用協定につきましては、恐らく市の農業振興課が主となって行ったものだというふうに承知をいたしております。

委員長

武内政文委員。

武内委員

分かりました。当時の方に聞かないと分からない部分は確かにあるので。
最後に、もう一つ質問したいと思いますが。

委員長

はい、どうぞ。

武内委員

先ほど説明のありました地域の農業の振興に資する施設、その施行令の第4条第1項の第2号のイですか、この内容が規則の中では1号から4号まで上げられていると思うんですが、今回はそのうちの2号の農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設というようなものを適用したというふうに認識しておりますけれども、これは申請者からこういう形で出たからこういうように許可したということになると思うんですけれども、まず、第4号を適用しなかったのはなぜなのか。この辺は、もう一つはやっぱりその申請者のほうに事前にそういう指導というか、協議をしていたのか、お願いします。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員が御指摘のように、この地域の農業の振興に資する施設というのは、確かに省令に4種類掲げてございますけれども、事前相談の段階で最初に論点、主な相談の論点となっておりましたのは、先ほど資料で御説明しましたとおり、農地区分というのが非常に許可方針に重要なポイントだということになりますので、農地区分をまず相談がされたかと。農地区分が1種農地だというふうに確認をされれば、その1種農地の許可の基準などが相談があるということで、そうした過程の中で、この2号の農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設というお話が出てきたというふうに承知をいたしておりますが、細かく、先ほど委員の御指摘のあったような4号をどのように相談したのかということにつきましては、申し訳ありませんが、今そこまで承知いたしておりません。

委員長

武内政文委員。

武内委員

分かりました。以上でいいです。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、質問させていただきます。

一部、武内委員の質問と少し入る部分もありますが、整理をする意味からも質問させて

いただきたいと思っておりますが、今回適用したのは第1種農地の不許可の例外であり、まず農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設についてですが、その施設に該当するか否かは、当該施設に農業従事者の雇用割合を3割以上であれば該当すると判断されておりました。そこでまず大きく分けて5つ質問させていただきます。

一遍で言っちゃうと分かりづらくなりますので、1問1問ちょっとやりたいんですけども、まず、許可前のお伺いいたします。許可前に3割雇用を満たすという事前のチェックについて、地元自治体である市は誰がどのように、また許可権者である県はどのように確認をするのかということをお教えください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

3割雇用の部分をどのように確認したのかということでございますけれども、市の方でどこまで話が上がって決裁を通されたのかということにつきましては、市の内部のことでございますので、ちょっと具体的なところは承知してございません。

県のほうでございますけれども、農林振興センターのほうで許可をするときに、例えば事業者のほうから出される雇用計画の案ですとか、あとは先ほど委員の御指摘ありましたけれども、市とその事業申請者の間で協定書が結ばれておりますので、その内容を見て、農林振興センターとしてもその確実性があるということで、許可をしたものというふうに認識してございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

確実性があるということをお担保にしたという話で、分かりました。

続きまして、許可後に対しまして質問させていただきます。許可後に3割雇用を満たしているかどうかというチェックについて、さっきと話が同じになっちゃうかもしれないんですけども、地元自治体である市は誰がどのように、また、許可権者である県はどのように確認をしたのかをお教えください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

事後的なことでございますけれども、この雇用協定書の中に、実際に事業者が事業を行うことになった場合に報告の規定というのが入っております。その中では、事業者のほうで市に対して、農業従事者の雇用状況について事業開始から1か月後、またその6か月後ごとに雇用状況の報告をすることになってございました。しかしながら、本案件につきましては、事業開始というのがなされてございませんので、まだこの規定というか、このルールが使われたということにはなっていないということでございます。

ですので、今後ですね、この規定が使われるのは、ですから事業が始まった後ということになってございます。それで、県のほうもですね、県の方にどういう報告をするかとい

うことにつきましては、一義的には先ほどの市の方が報告を受けますので、明文上どうこうしろということはありませんけれども、適宜、それは許可をした農林振興センターと市の方で、複層的にそこは見ていくものというふうに考えてございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

分かりました。それでは、また同じく許可後につきましてはですけども、許可後に3割雇用のルールはいつまで適用されていくのかと。施設がなくなるまでか、若しくはほかのルールがあるのか、そのルールをどのように担保するのかということをお教えください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員の御指摘なんですけれども、3割雇用というのは許可の条件になってございますので、事業者の許可を受けた事業者が事業をなさる限りは、3割雇用の条件というのは続くものというふうに承知しております。3割雇用が、ですからいつ切れるのかとか、そういったことではなくて、事業をされる限りにおいてはその条件を満たしていただくというふうに考えております。

委員長

木下高志委員。

木下委員

分かりました。続きまして、同じく許可後なんですけれども、許可後に雇用協定を締結した申請者から所有権が移転した場合の取扱いはどうなりますか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員の御指摘は、本事案のことを御指摘いただいていると思いますけれども、我々、許可を出すときには、その申請者、許可の名宛人が事業を行われるということで、行政側としては許可を出してございますので、基本的にはその所有権がほかに移ってしまうということは想定し難いことだと考えております。ですので、今般につきましては、土地等の所有権が第三者に移っていたということになりますので、県の方が指導をかけまして、それを是正させているというようなことになります。したがって、所有権などが移っているということになれば、それは必要に応じて是正指導を行うというふうになります。

委員長

木下高志委員。

木下委員

是正指導という言葉がありましたけれども、じゃ今度は一般論でお伺いしたいんですけども、例えば通常、転用許可をした条件に違反をしていることが分かった場合、許可の取消しや農地に戻させるといったことはするんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

一般論でお答えいたします。これは農地法の中に取消しのルールもございますので、全く、許可を一度してしまえば取り消さないということではございません。ただ、取消しということになりますと、それは取消しのその時点の状況に応じて、諸般の事情を考慮して、その取消しをするのかどうかという御判断はあると思いますので、一概には言えませんが、ルールとして、その取消しのルールというものはあるということでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

今、諸般の事情という言葉がありましたけれども、法令に照らして違反か違反ではないかということだけの、このデジタルな判断ではないかと私は思うんですが、そこに諸般の事情というのはどういう形で関与してくるんでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

具体的に申しますと、農地法の51条の中に指導監督のための必要な規定というのが設けられてございます。その中で、一定程度考慮すべき事項というのが通知等でも定められておりますので、諸般の事情と私申し上げましたけれども、その通知に書かれてあるようなものを主なものとして、ただ、通知にも限定的に考慮する事項が書かれているだけではありませんで、等というか、一定のほかの考慮事項も含まれるような書き方をされてございますので、先ほど御答弁した諸般の事情というのはそういうことでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

分かりました。それでは5つの質問が終わりましたが、ちょっと関連で、例えば今の話も聞いていながら思ったんですけども、例えば、例えばというか確認ですけども、県が当初より所有権移転を把握していたということであった場合に、農地法の趣旨に照らしてこの移転は適正、妥当と言えるものだったと考えているかということにお伺いしたいんですけども。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

許可を出すときには、許可処分時に事業者のほうから申請される書類、こうしたものが正式な申請書類になっていきますので、行政庁としましては、そのときの申請書類に書かれてある事業計画、それをベースに法令に当てはめて判断をするということになっていきます。ですので、事前相談の中では一般論としましていろんな方々からいろんな内容のものというのが出てきますので、事前相談いろいろなことをしているというのは一般的に農地転用の中ではございますけれども、そのことと最終的に私が申し上げましたように、事業を実施しようとしている方が許可処分時に出してこられた内容ということと、事前相談になったとしても、我々としては許可申請時に出された書類、その部分を見て判断をしていきます。

ですので、その事業計画書、事業申請時に出されていた事業計画書と間違ふような内容になっているということになれば、そこは適宜、是正指導なり監督手続に移行するというところでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

ということは、事前相談等の内容も加味して、最終的な申請内容に対して判断をするということでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

それはどのような事前相談があったかということによりますけれども、事前相談というのはいろんな仮定の議論でされていることもあるでしょうから、一概には言えないと思いますけれども、少なくとも農林部としては、その許可申請時の時点での事業計画というものを見て判断をしているということになっていきます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

少しかみ合わないんですけども、事前相談がきちんとあってそれに基づいて申請をするという、これが普通のプロセスだと思うんですが、それが事前相談と申請内容が異なるというようなことを何か主張なさっているような気がするんですけども、それは私は違うと思うんですね。まず、それは申し上げたいと思います。

それから、事前に所有権移転を把握していたのであれば、それを踏まえた確認や指導をでは一体どのように行っていたのか、それは適正だったと考えるのかということに対してお答えを頂きたいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

私の説明が至らないところがあって申し訳ありませんけれども、確かに委員がおっしゃるように、事前相談の中でいろんな仮定のいろんなパターンのお話が出てきて、これは一般論でございますけれども、その中でこういう形でいこうということになってきて、それが事業申請につながっていくと、こういったことはあると思います。ただ、その時点で計画なり相談をしていた内容というのが、何らかの前提条件が崩れてそれがなくなってしまうという、こういったこともあるかと思えます。ですので、一概には、確かに事前相談の内容をベースにしていくということはあるかと思えますけれども、そこはいろんなケースによりけりなのかなというふうに思えます。

それで、事後的な処理の部分につきましては、これは確かにいろんな中身が事前にあるということであれば、そういったところも踏まえつつ指導をするということは考えられるところではございますけれども、ただ、我々が指導をするときの権限と申しますのは、やはり、許可したのに対してどうなっているから指導をかけると、そういうことでございますので、指導するときの主なメルクマールとしましては、やはり許可をした内容、それに沿ってやっているかどうかというところを照らし合わせて指導監督に移っていくという、このように考えてございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

確かに指導監督はおっしゃるとおりだと思うんですけれども、その許可をする前提に対するというチェックということは、やっぱり事前相談に基づいた、それに対する許可をするかしないということでもありますので、これは事前相談がかなり有効な調査項目になるというふうに私は言えると思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

事前相談の内容で、他法令とか諸所の関係するところも含めて整ってきて、それで出すということは、確かに農地転用の場合のケースでもございますので、そのようなケースを、委員が御指摘のようなそういうケースを私も否定することではないんですけれども、ただ、いろんなケースがございまして、この時点ではこのような計画をしていたと、ある計画があって。ただ、それがやっぱり検討を加えられる過程でその前提が、例えば他法令ですとか事業計画ですとか、そういう前提が崩れてきたときには別の案が出てくるということもございますので、私が御答弁を先ほどさせていただいたのは、そういう場合もあるということをお答弁させていただいたわけでございます。したがって、委員の御指摘を否定しているわけではないんですけれども、そこはいろんなケース・バイ・ケースがあるかどうかということでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、レアケースを申されたということによろしいんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

そこは私も全ての農地転用の案件につきまして、事前相談でどういうふうなケースがあるかというのはちょっとお答えしかねますので、そのレアかどうかというのは、ちょっとお答えしかねるんですけども、そのような場合もあるということだけ御承知いただければありがたいと思っております。

委員長

新井豪委員。

新井委員

それでは、農振農用地の除外ということについて何点かお伺いさせていただきます。

農地転用に係る土地が今回のような農振農用地の場合は、農転の前に市が定める農振地域整備計画を変更して、そして農用地から除外するという手続が必要であるというふうに認識しているところなんですけれども、その際に市は県と協議をして、県の同意がないと除外できないという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答えいたします。

今、新井委員が御指摘のとおり、農用地区域ですとか、そういったものは市の整備計画に定められてございます。ただ、それを変更する場合には農業振興地域の整備に関する法律、我々は農振法と呼んでございますけれども、農振法の中に県のほうと協議をしてその同意が必要というふうに書かれてございますので、委員の御認識でよろしいかというふうに考えてございます。

委員長

新井豪委員。

新井委員

その場合、協議する主体というのは、市の場合は農業委員会ではなくて市長部局の担当課という認識でよいのでしょうか。また、もう一つは県として協議を受ける権限というのはどこにあるのか。農林振興センターなのかということによろしいんでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答えいたします。

農業委員会というのは農地転用の部分でございますので、農振法の部分につきましては、市の恐らく農業振興課が県に対して協議をかけてきたというふうに承知いたしております。それで、県の場合は、今回調査の対象となっております案件につきましては、大里農林振興センターの方で協議を受けてございます。

委員長

新井豪委員。

新井委員

今回の事案における農振除外に当たっての確認は、どのように行われたと承知しているのかも一応お願いいたします。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答えいたします。

経緯につきましては、平成27年の7月に事業を計画する者から市に対して除外の申出というものがございました。その後、県が関わってございますのは、先ほど御説明した資料にもありましたけれども、事前の協議というのを市のほうから県が受けまして、28年の3月30日に大里農林振興センターから市に対して、事前協議に対して同意をいたしました。その後、本協議というのが法令に沿った手続としてございますので、この協議に対して28年の5月24日に大里農林振興センターから同意をしたというような、このような経緯でございます。

委員長

新井豪委員。

新井委員

最後にお伺いしたいんですけども、先ほどの木下委員の質問の中で3割雇用を満たす事前のチェックということに関しては、これは市の事務手続なので具体的な内容を把握していないというふうに答弁があったんですけども、つまりは県内初の3割雇用というその農転許可のことで、特別なもので慎重な確認を要する案件にも関わらず、県は市が行った農振除外の手続について詳細を把握せずに同意をしたということでしょうか。それは適切であったのでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

今の委員の御質問にお答えいたします。

すみません、私の説明が至らないところがあるようで申し訳ありません。雇用協定の部分、その3割雇用というのは、最終的には農地転用、農地法の部分の手続でございますので、農地法の許可申請が出てきたのが29年の2月でございますので、最終的にその許可処分をする前に、今日ちょっと資料要求にもお応えさせていただきましたけれども、農地転用の許可の申請書類の中に、市と事業計画者が結んだ雇用協定書ですとか、あとは事業計画者が作っている雇用計画というのが出てきておりますので、それを見て県の方は検討をして許可をしたということになります。ですので、正規でいいますと、農振の除外というのはその一步前の農振法の手続でございますので、3割雇用の部分についての協定書の確認等は、最終的には転用許可のときに県のほうも申請書類を受け取って、その内容を吟味して許可の処分の判断を行ったということになってございます。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

まず、今回のケースは公共移転ということがベースで一連の開発許可、農転除外もそうですけども、事が進んでいるというふうに認識しております。こちらの資料請求の中で、132ページにも公共事業における土地収用等証明書という書類が載っています。重要な分がこれ黒塗りで表記が見えなくなっておりますが、新聞報道等、また我々も独自で調べさせていただいてこの内容を把握しております。

その中でこれを見ていきますと、まず、面積が約6,500平米記載されておりますが、実質、国土交通省に所有権が移転されているのは320平米ちょっと、326平米だったかな、これぐらいでありました。にも関わらず、この公共の証明書には6,540平米という記載がまずあるということ。更にはこの建物、ここには種類で隠されていますけれども、建物店舗等というふうに書いてありますが、この土地に建っている建物の全部事項証明をとりますと、工場と事務所という記載しか載っていません。店舗という記載は全然中にはありません。こういったこと。更には実質公共移転によって最終的な面積はその更に大きな面積で熊谷のほうでは建物が建っている。この辺のところを書いてあるにも関わらず、どの程度チェックをされたのかということが非常に不思議であります。この辺の事実に関して、まずは見解をお伺いしたいというふうに思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員の御質問にお答えいたします。

公共移転の部分につきましては、確かに、公共移転で今般の事案というのが市のほうに来たということにつきましては、承知をいたしております。公共移転というのは、所掌外ですけども開発許可、都市計画法の開発許可をするときの一つの基準として公共移転というのがあるということでございます。ですので、農地法の手続でいきますと大里農林振興センターも公共移転というのがどういう経緯でそこに来たのかとか、そういったところというのはある意味、農地法の許可の部分でいきますとメインの論点ではなくて、あくま

でもその計画をしている、今回の調査の案件である、市にできる部分がどういう内容であるか、こういったところを我々農林部としては確認をさせていただいているということでございます。

ですので、確かに申請書類には収用証明書等ついてございますけれども、基本的にはそれは経緯というか、それまでの市とのやり取りとか、そういうところの経緯というところにつけられているというふうに承知をさせていただきまして、農林部としては、その農地法の部分でいきますと、今回の1種農地の不許可の例外というのも公共移転だからというところでは認めてございませんで、あくまでもその3割雇用というのを満たすということで例外的に許可をさせていただきますので、公共移転の部分につきましては、一義的には都市計画法を所管する所掌のほうに判断をされるものだというふうに認識をいたしております。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

今回の開発の手続に関しては、私は公共移転というのは外すことができない重要な論点だというふうに認識しています。にも関わらず、この書類の内容について確認をしていないというのは、これは適切であったとは言い難いというふうに私は考えています。その点についてはいかがでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

今御指摘を頂きました。ですので、お答えをいたしますと、所掌というものがございまして、我々は農地法の所掌としては法律に基づいて、その農地法の転用許可について受権をされているということでございますけれども、その公共移転のところの部分のよし悪しといえますか、その是非につきましては、農地法ではなくて都市計画法の部分での判断というふうになってございますので、農地法の観点で見ると適切かどうかというところをちょっとお尋ねいただくと、適切かどうかというところの判断がなかなかし得ないということでございます。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

じゃ1つだけ確認なんですけれども、この土地収用等証明書、このペラ1枚に関しては何ら一切確認事項はしなかったという理解でいいでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

申請書に添付されてございますので、それを見なかったということではございませんけれども、必要な部分を見て農地転用の許可を行ったということで、開発許可の部分につき

ましては、一義的には権限を持つ市のほうでそれが可能かどうかというのを判断なさったということであるというふうに承知をいたしております。その上で、我々は先ほど資料でも御説明したとおり、そこは市のほうが権限に基づいてどういう判断をなさるのかと、その見込みがあるかということを確認したということでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

今、ちょっと御質問を何点か自民党のほうでさせていただきましたけれども、まず、3点ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、今、板橋委員が御質問した件でございます。農地法で取り扱うのは公共移転は別だということは、手続上はそうかもしれないですけども、面積を開発許可するに当たってそれをどのくらい広がっていくのかということは、適正規模というのが1.5倍というのはちゃんと認識していますよね、大体。大体面積は最大でも1.5倍とかというのは、多分農林部のほうで把握しているものだと思うんですよ、その許可に当たるに当たってですね。それが今2倍になっちゃっているんですね、この件については。それについてはどうやってその許可を出していつているのかということは、必ず把握している問題だというふうに思いますので、ちょっとその辺について答弁ください。

もう一つは、地域の農業の振興に資する施設というのについて、具体的にこういうのってどういうものなのかということをお教えください。

それとあと、3点目が、許可後に3割雇用が満たされていない場合、どういう対応をしていくのかということもちょっと教えてください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

3点ございましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、確かに適正規模という問題につきましては、農地法の部分でも、その計画というものが内容が適切かどうか、今回で言いますとスーパーマーケットということでございますけれども、スーパーマーケットを建てるというときに、それがどの程度の規模なのか。それは事業計画の中で駐車場の位置ですとか、その内容とか、そういったものは我々農林部としては、その事業計画について許可を出すか出さないかで当然確認をさせていただいておるところではございます。そのときに、委員が先ほど御指摘のあったような都市計画法での開発許可を出すときのルールというようなものも、全く知らないということは恐らく言えないとは思いますが、大変恐縮ですけども、その許可をしたときにどのような経緯でその辺の分を確認したかということにつきましては、お答えがちょっと今できないということでございます。申し訳ありません。

ただ、我々農地法の所管部局としても、規模というか、当然転用する規模、1種農地を転用するというところでございますので、そういった部分での確認というのは、この件に限らず一般的に行わせていただいているというところでございます。

1点目はそういうことでございまして、2点目が地域の農業の振興に資する施設というので、ほかにどのようなものがあるのかということでございます。

< 「ほかとは言ってない」と言う人あり >

農業政策課長

すみません、失礼いたしました。地域の農業の振興に資する施設というのは、省令のほうで4種類定められております。すみません、ちょっと読み上げというか、正確さを期するためにちょっと言わせていただきますけれども、まず1つ目が都市住民の農業の体験、その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設、これが1つ目でございます。2つ目が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設、本案件のものでございます。3つ目が農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、これが3つ目でございます。4つ目が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、このようなものが省令上決まっております。今般の案件については2番目のものを使ったということでございます。

許可後の3割の指導でございますけれども、このあたりにつきましては、農水省のほうから通達等も出てございますので、その3割を仮に達成しないということであれば、例えば雇用の地域の幅、要するに地元の雇用ということでございますので、その地元をもうちょっと広く対象の呼び掛けなどをするとか、そういったことを我々としても指導することになるかというふうに考えております。ですので、そういった形で3割雇用に満たしていただくように指導監督をしていくと、このようになってございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

まず、1点目の件について再質問させていただきます。

開発のときに、この適正規模が守られているか守られていないかと、すごい農林部ってうるさく言うんですね、通常は。なのに把握していないというのは、この件についておかしくないですかね。ものすごく言われますよね、これ、我々は相談するときに。それをこの件だけ何で把握していないと答えられるのか分からない。ちょっとそこについて教えてください。

2点目が、この振興に資する施設についてですけれども、じゃスーパーはその3割雇用に農業従事者からやる場合に、それはそのスーパーの建設というのは農業振興に資する施設に入るのか入らないのか教えてください。

それと、許可後の3割雇用に満たされていない場合の対応なんですけれども、是正指導をするというのはよく分かるんですけれども、それも満たされていない場合はどうなるんですか、教えてください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

順次お答えいたします。

まず、把握していたのかどうかということにつきましては、これはちょっとどういう経緯で把握をして、恐らく我々としては、先ほど繰り返しになりますけれども、委員御指

摘のあったように規模というか、その転用するところの規模というのはうるさく言っているか、あれはありますけれども、しっかり見させていただくというのはございます。ただ、都市計画法の開発許可の市の定めというのは、ルールとの関係の部分はどういうふうな形になっていたかとかというのは、ちょっとすみません、今ここではどうしていたかというのは、ちょっと私はお答えできないという状況にあります。

2つ目のスーパーマーケットが、この2号というか、2つ目にお答えしたものに当たるかどうかということにつきましては、そもそもこのルールが決められている趣旨というのは、その施設が整備されることを通して農業従事者の方の就業機会を増大させるということで地域が活性化するとか、そういったことを理由にして設けられている規定でございますので、スーパーという形であっても、従事者の方がそこで雇用されてということになれば、認められるものというふうに考えておりますし、その考え方に沿って許可をしたというものでございます。

それで、許可後の部分でどうしても3割雇用を満たせない場合ということだったかと思えますけれども、ここはちょっと、これは最終的に行き着くところは、先ほどほかの委員の方からも御質問ありましたけれども、確かに農地法の中で51条というのがありますので、その許可条件との兼ね合いで、何と申すか、絶対に取消しがされないということはないと思えますけれども、その部分の判断というのはそういうことが起きた時点で、そのときの事情、事情に応じて判断をなされるものだと思っております。ですので、基本的には3割雇用を達成していただくような計画というのがどういうものがあるのかとか、その地域の範囲を広げるだとか、そういったところの工夫をしていただくというところで、まずはちょっと指導をかけるということになってございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

私は行政手続上の今後のことを聞いていて、実は、今回こういうものが認められた場合には、例えば今、把握していないから答えられないということは、じゃこの開発について面積規模というのは、適正規模という指導はこれからは農林部としてはしないということで、こちら側の我々、行政手続上、把握していいのかどうなのかということ。

それと、スーパーが農業従事者が入っているんだったら、じゃここに遊園地を造ると言ったら農業従事者が入っちゃったら、それは認められちゃうのかということ。

あと、3割雇用が満たされない場合は常に指導していくということなんですけれども、これね、こういうことで農転ができるようになっていないわけではないと思うんですよ、もともと。もともとですね。スーパーとか遊園地とか造るために、そこに農業従事者を3割雇うために農転ができるようになっていないわけではなくて、もともとの法律の趣旨は、農業に関するものに関して、農業従事者が管理することに関して例えば農業の生産工場を造るとか、そういったものについて認めますよというような趣旨だというふうに私は認識しているんですけれども、それがたがが外れて3割雇用できるんだったら何でもこれから認めていくんですよと、埼玉県のこの行政が指導していくのかということを知りたい。

それで、その担保もとらない。その3割雇用の後、是正指導していきますよ、是正指導していきますよということ言えば、是正しますよと、じゃ半年ごとに答えていければいいのかという話になっちゃうじゃないですか。そういったことを聞いているんで、今後のことを聞いているんです。これで認めちゃったら、じゃ今後そういうふうになりますよとい

うことを聞いているんです。ちょっとお答えください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答えを申し上げます。

1点目の規模の部分ですけれども、それは農地法の観点でいけば必要最小限かどうかというところは確認させていただきますので、そこはもう今後も引き続きしっかりやらせていただくということでございます。

2つ目の農地法の部分の解釈ですけれども、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設というふうに省令上書いてあって、その解釈、当てはめの部分につきましては、それは委員の御指摘のような御指摘というのもあると思いますけれども、個別に、じゃあ遊園地がどうなのか、どうなのかというのはちょっと今、正確に何と言うか列挙してこれはいい、あれはいいというのはちょっと、なかなかそこはそういうものを示したものがございませんので、今回のことについて言えば認め……

< 「限定列挙されてるよ」と言う人あり >

農業政策課長

いや、それは省令につきましては、限定列挙ですけれども。

許可後の部分ですけれども、本件につきましてはしっかり指導監督させていただいて、その3割雇用を、今回の件につきましては、3割雇用を確認するかどうかという以前の段階において土地等の所有権が移っていたということになりますので、そこは今指導をかけて戻していますので、きちんと3割雇用というのが達成されるように、そこは我々も細かくですね、例えば雇用のチラシとか張り紙とかをいつぐらいの時期にどういうところにまくのかとか、そういうところも多分計画というのが出てくると思いますので、そういったものをしっかり見て我々としても許可していますので、その許可をしている者としての指導監督権限を果たすという意味で、しっかりそこは確認をしてやっていくということで努めさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

それじゃ、これ先ほどの答弁の中で、埼玉県で初めて3割雇用を認めた事案だという御答弁がありました。であるならば、よっぽど慎重にやらなければいけないというふうに思うんですね。それで、所有権移転しているのも執行部は知らなかったじゃないですか、そもそも、この時系列を見ると。所有権移転をしているのが、平成30年3月16日に所有権移転するのに半年もかかっているじゃないですか、指導するのに当たって。これ半年かかっているということは、雇用の確認をしようとしていないということじゃないですか、半年ごとにやらなきゃいけないんだから。

この辺の手続が全く慎重、僕なんかは初めてやる案件は役所はものすごく慎重にやるというふうに認識しているんですけれども、その慎重さが全くこれ欠けていてというふう

にしか思えなくて、そもそもこれを建てるためにどうやってやっていくかと、さかのぼってやっているとしたか思えないんですね。その辺について、これは今、課長に、当時いなかったかもしれないし、聞いても分からないかもしれないけれども、やっぱりこれ3割雇用がしっかりと確認をできてしか、それでその手続に瑕疵が物すごく行政側として、県の行政側としてあると思うんですけれども、その辺についていかがですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答え申し上げます。

本県で初めてということで、慎重にすべきと、そういった御指摘は当然のことだと思います。ですので、我々農林部としましては、その許可行政が適切に行われていないという、そういったことを御指摘いただくようなことがないようにしなくちゃいけないという思いはございます。ですので、今回の案件につきましても許可をさせていただきますので、しっかり今指導監督をさせていただいているところなので、今御指摘あった部分につきましては、今後の許可行政にしっかりと受け止めて、手続などを取り組んでまいりたいというふうに、そのように考えております。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

じゃ、私のほうからも何点か。

今質問がなされたように、3割雇用というのは県で初めてだということで、それは当然慎重だってそのとおりで、これはほかにも同じことが言えますけれども。

それで、まず聞きたいのは、農地転用と開発許可というのが密接に連携して一体として許可をされると、だから、同日にほぼなされているわけですがけれども、この一体としてという意味合いだね、この一体というのをどういうふうに捉えたらいいのか、それを是非説明していただきたいんです。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

一体的ということは、私は、すみません、申し上げてはございませんで、ただ、それぞれの法律というのがございますので、所掌の権限も違うという中で、ただ、手続を調整してくれというのは、これは通達等が出ていますので、その通達で開発許可権者が開発許可をしようとするときと、転用許可権者が転用許可をしようとする場合には、相互に連絡調整をなさないとということが決められてございますので、その中で、今日資料でも御説明いたしましたけれども、それに基づいてというか、それに沿った形で確認をさせていただいていると、そういうことでございます。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

それでは伺いますけれども、農振除外にかかっているこの農地転用許可、それから開発許可の許可見込みがなければ除外することはできない、こういう定めになっていると思うんですよ、農振除外についてはね。そうしますと、平成27年に申し入れがあって、除外の事前協議は28年の3月30日に市からの協議に対して県が同意をしたと、こういう説明がありました。少なくともこの段階で県は開発許可がおりるという見込みを何らかの形で熊谷市から説明を受けていかなきゃいけないし、熊谷市のほうは県が農転許可をおろすという、その見込みについての意思確認がされていないと農振除外に進んでいけないわけですよ。そこで聞きますけれども、この許可見込みという、県から見て開発許可の熊谷はおろすというこの見込みについては、どういうふうに確認したのかと。協議会の事前協議の、行政側の事前の協議の話の中で口頭で出たのか、何か文書でそういうのが交わされたのか、それについてお答えください。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

今、委員の御指摘がありました除外の段階などの調整ということでございますけれども、私が確認している限りは、最終的に公文書という形でしっかり確認をとっておりますのは、その転用許可をする直前、直前というか、今日の資料にもお示したタイミングで文書での調整を正式に行いました。ただ、その前に事前の相談というか、やり取りの中で今、委員がおっしゃったように開発許可の部分は開発許可の部分で、市のほうで許可権限にのって判断というのが積み上げられていくというふうに思いますので、事前の段階で口頭レベルかあれかはちょっと今確定的にお答えできませんけれども、そういう相談はしているものだというふうに思っております。そういう相談がなければ、確かに手続というのは進んでいけないというのは、そのとおりであるかなというふうに思っておりますので、そういうふうに思っております。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

ということは、平成28年の3月30日に事前協議で、除外も事前協議で県は同意するわけですが、その前に公式文書じゃないにしても協議の中で県は熊谷市が開発の許可をおろす見込みである、熊谷からすれば県は農転をおろす見込みであるということが確認をされているから、除外の事前協議が整っていわゆる本会議へと移行するわけですよ。これでいいですね。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

正式な、市の方からの正式な意思表示というものにつきましては、先ほど御説明したとおり公文書が出てきているところだと思いますけれども、その事前の段階である程度の考え方なりというのは、事前にも示されているものだというふうに考えてございます。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

そうしますと、先ほどもお話あったように3割雇用の適用も初めてだし、それから開発行為でいえば収用証明に基づいて公共移転という形で開発許可を熊谷がおろす、このこと自体も非常にレアなわけですよ。そうすると、埼玉県にとって農転が初めておろすという極めて初めてのケースだから、より慎重にならなくちゃいけない。それで、熊谷のおろす開発許可も極めてレアだから慎重にならなくちゃいけない。そこに最終的な農転の許認可権者は上田知事ですから、責任は県が負ってくるわけですから、その立場から熊谷が非常にレアな形で開発許可をおろすその中身に、収用証明による公共移転という形を理由におろすことについてどこまで踏み込んで、さっきから論議あるのはその点だと思うんだけど、そこを100条委員会が立ち上がって相当日にちも経っていますから、この間いろいろ事実確認をしたと思いますので、今のこの瞬間においてどこまで確認をしたのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答えいたします。

どの程度やったかというのは、私ちょっと、程度として例えばどういう確認をしたのかというのは、ちょっとお答えするのができませんけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、所掌というのがやっぱり法律ございますので、都市計画法についてはその都市計画法の中の体系として、その中で許可権者があくまでも許可をするかどうかというのは判断されるものだと思っています。ですから、何の権限もない中で都市計画法の当てはめをするところまでは、なかなかそこまでは求められないのかなというふうに考えております。ただ、委員の御指摘ありましたけれども、その事前相談の段階で開発許可権者である市のほうがどのような考え方を持っているかどうか、そのあたりにつきましては、それは話をして相談はしているものだというふうに考えております。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

所掌のことは分かりますよ。ただ、農振の除外の段階から、その事前の段階から県は関わるわけですよ。熊谷が開発許可をおろさなければ県も農転を認めないんだから、お互いにパートナーで。そのときに、こんな土地収用で山形の土地と埼玉で、事例があるかどうか分かりませんよ。だけれども、そういうレアのケースで熊谷市さん、おろすんですかという話がもう農振の段階で出るはずですよ。所掌は云々かんぬんは分かりますよ、立場的に

はね。そこをどういうふうに事実確認をどの程度にしたのかということは、とても大事じゃないですか。しょっちゅう年に2回も3回もこういうことが起きているならまだいいけれども、初めてだと思うんですよ。もう一度答弁をお願いします。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

繰り返しになりますけれども、どのような程度で確認したかというのはちょっとお答えしかねますけれども、少なくとも委員が御指摘のあったように、除外ですとかその転用の手続というのが段階的に進んでいくという中で、確かに権限を持っている人がどのように考えているかという、そういうところの確認などは、それはしているものだと思います。ただ、その確認が例えば自分がその許可権能を持っていないにも関わらず、例えば細かにどこまで言うかどうかと、そこの問題はちょっとお答えはなかなか難しいところでございます。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

繰り返しますけれども、初めてのケースですよ。くどいようだけれども。それで、熊谷市が開発許可をおろす一番の要点は、土地収用証明による公共移転しかないわけでしょう。それ自体がレアのケースだから、県としてはその土地収用証明書という、その収用証明書というものをどういうふうに評価をし、それでいいのかなということについて普通なら疑問を持ち、あるいは熊谷からきちっと説明を受けるといったことが必要だと思うんですよ。しかも、その土地収用証明が山形の僅か5%ぐらいの土地しか国は買い取ってなくて、そこは道路で、航空写真見てもね、建物はひっかかってない、ほかにも道路がある、そういうことがあるんでね、そこまで当時は突っ込めなかったかもしれないけれども、非常にレアなケースだから、土地収用証明によって公共移転ということで認めて開発行為をおろすということについて、熊谷市さん、それでいいんですかということをお聞きするのが私は普通だと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

そこは、ですからすみません、どういう形になったかというのは私もちょっと承知しかねるところではありますけれども、ただ、市のほうからこういうことで開発許可についてはこういうふうに見込みがある、ちょっとどういうふうなあれが分かりませんが、そういう開発許可についての考え方を聞かなかったということは、お考えを、尋ねるということではなくて、向こうの考え方についてこちら側が聞かなかったということはないと思います。そこは確かに委員が先ほど来おっしゃっているように、そういうのがなければ手続が進まないというのは確かにそのとおりであると思いますので、そこはお話は伺っているのだらうと思いますけれども、ただ、先ほど来、委員のおっしゃっているのは慎重に

なるべきだと、そういう御指摘はしっかり受け止めたいと思いますけれども、そのときにどのくらい細かくというか、どういう程度でやるかやらないかということにつきましては、ちょっとお答えしかねるというところでございます。繰り返して恐縮でございますけれども。

委員長

安藤友貴委員。

安藤委員

ちょっと重なったので、大きく1点だけにします。

一番疑問にというか、思ったのが、やっぱり3月16日に第三者に行って、それで指導したのが8月ということでタイムラグがかなりありますが、まず、そのタイムラグに関してどのように考えているのか、まず1つ。

それで、関連して2つ目に、その情報を第三者に移ったという情報をどのようにキャッチをして、いつキャッチをしたのかをお聞きします。

まず、これだけ聞きます。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員の御質問にお答えします。

1つ目は、確かに土地等の所有権が3月に許可の名宛人から第三者に移っていたと。それから、9月にそれが元に戻された。タイムラグがあるじゃないかというような御指摘ですけれども、こういったところにつきましては、我々としてもしっかり受け止めさせていただきたいと思っています。ちょっとこう過ぎてしまいましたけれども、そういうタイムラグがあるじゃないかと、そういうような御指摘を受けないように、こういうことを、今回のことを踏まえて今後しっかりやらなくちゃいけないというふうに思っております。

2つ目のどのように把握をしたのかというところでございますけれども、平成30年の3月に第三者に移転された、第三者に移転をされたのを確認をして、それで私が聞いている限りでは、市のほうからそういう所有権等が移転されているようだという情報の報告は、大里農林振興センターのほうに入っておったというふうに聞いてございます。ただ、本庁がそれを知ったのは、今年の6月下旬にちょっと外部からお話があって、そういうのを認知したということで、そういう認知をしたということでございます。

委員長

安藤友貴委員。

安藤委員

タイムラグに関しては今後ということなんですけれども、今の体制でこのタイムラグというのが今後同じような案件が出たときに、これを短くする方法というのは考えているのか、今の体制だともう無理なのかお聞きをしたい。改善方法を考えているのか、考えていないのであれば考えていないで構いません。これから考えるなら考えるで構わないのでお答えを下さい。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

お答え申し上げます。

まず、一般的に我々農林部としてどういう許可後の指導をしているかと申しますと、許可をしたときに、例えば一定期間内に報告をしてくれとか、そういったルールがございまして、一般的には私の理解で申しますと、そういうものが上がってきて、それを見て指導をかけていくということになってございます。それが先ほど委員の御指摘あったのは、もうちょっとこう、私の受け取りとしては能動的にもうちょっと確認をすべきじゃないかとかいう、そういうことも含まれているのかなと思いますけれども、ちょっとこう、私の中で今後どうしたらいいかという、その具体的な改善策というのは、大変恐縮ですが持ち合わせてございません。ただ、基本にのっとって確認、そういう違反の状況とか許可後の状況のその部分でちょっと懸念に思うところがあれば、間を置かずにきちきちちちやっていくと、そういう基本というのをちゃんとしっかりやっていくということが、まずは大事なかなというふうに思っております。

委員長

安藤友貴委員。

安藤委員

じゃもうちょっと、嫌な言い方をしますけれども、今回は基本ができていなかったということによろしいですね。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

基本ができていたか、できなかったというその部分につきまして、そういうできていなかったかという批判があるということについては、しっかり受け止めたいというふうに思っております。

【小島委員による資料配布の動議についての説明】

小島委員

提案説明を申し上げたいと思います。

先ほどからの質疑、答弁が行われたところではありますが、非常に熊谷市の権限に係るところが多いのが確認ができました。自民党県議団では事前に熊谷市に対して情報公開請求を行い、7月13日付けで行政情報部分公開の決定を受けた文書を保有をしております。この文書は本委員会の事案の解明を行う上で非常に重要と考えておりますので、委員長に資料提出の動議を行うものです。委員長、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

【小島委員配布資料を受けての質問】

委員長

小島信昭委員。

小島委員

ただ今、午前中の委員会で資料を提出させていただきましたけれども、先ほどの説明のとおりではございますが、皆様方、御熟読を頂いたと思います。そして、午前中の質疑とこの議事録が食い違う部分もありますし、一様にこの資料を見ていると大手スーパーにどうやって手渡そうかということを周到に準備をしている形跡があります。市の内部文書ですから、公文書ですから正確に記載されていると思いますのでそのように見えますが、これは県のほうと調整をしながらやっている記載もございまして、そもそも埼玉県としても、農林振興センターでは大手スーパーに渡るという前提で合議を進めていたかのように見えますが、いかがでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

資料を確認させていただきましたけれども、まず、この資料の中で出てまいりますところの都市計画法の開発許可の取扱いの中に、当初、先ほど提出がされた資料の中に開発許可の地位の承継という議論がございます。この地位の承継の具体的な中身というのは、その都市計画法の中にある開発許可の許可を、法令に基づいて別の第三者に地位を承継するというものです。そうしましたときに、市の方から開発許可の部分で地位の承継というのが起きたときに、別の法律ではありますけれども、農地法の部分の取扱いがどうなるのかということで、その相談を当時していたと、そういう相談だというふうに認識をしております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

でも、事前にこの大手スーパーさんの名前も出てきているわけですね。書面でも出てきているんだから、口頭で相談する中では出てきていて、これが手に、大手スーパーさんに、簡単に言うと、名義変更されるんじゃないかということも類推されたんじゃないかと思えますけれども、農林振興センターではそこらはどのように認識をしていたのかお願いしたいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員の御指摘のように相談をしていたと、そういう一つの都市計画法の話と、それから一方で、農地転用の部分の手続がどうなのかということで相談をしていたということでございまして、類推というか、当時大里農林振興センターの方でどのように受けていたかというのを、今私が申し上げるのはちょっと難しいところはございますけれども、少なくとも

も当時、農地法の部分でいけばその都市計画法の開発許可がどうなるかと、その地位承継というのが起こったときに、農地法上の取扱いとしてどのような整理というか論点があるのかとか、そういったことを相談をしていたというのは委員の御指摘のとおりでございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

先ほど来の午前中の答弁でもそうですけれども、課長自身がいなかったり当事者ではないということで、これはやはり議論を深めるには証人喚問等が必要になってくると思います。これ以上の答弁はできないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

当時のやり取りということになれば、今、私が後でどういうことだったかという類推というのはできますけれども、当時のことということであればそのような形になるというふうに思います。

委員長

中川浩委員。

中川委員

この資料が出てきてそのようなお話ということで確認なんですけれども、今日の答弁というのは当時の担当管理職、例えば農林振興センターだとか、当時の課長さんから聞き取りを行った上でお答えになっているというふうな確認でよろしいですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

調査というか、そういった聞き取りの調査を改めて設けたというようなことではありませんけれども、許可をした申請書類の内容ですとか、あとは我々が許可をした指令書、そういったものを元にして御答弁させていただいております。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

午前中、自民党さんから資料を頂いて目を通させてもらいました。1点だけ、これに関わって私の方も聞かせてもらいますけれども、44ページに平成27年5月27日の大里農林振興センター2階の会議室での会議録がございます。27年5月27日というのは、

農振除外のいわゆる除外公告のちょうど1年前なんですね。それはさて置いて、1年前のこの時期のこの会議で打合せの目的というところで、こう記述があります。

1月22日にこの相談案件、新井機械のこの相談、事案ですね、今回の。この相談案件については、関係各課で打合せを行い、開発許可、農地転用、農振除外についても見込みはあることを確認したと、はっきり書いてあるんですね。

それで、1月22日、じゃどういう話だったのかということで、これも提出された資料の中にもありましたので目を通させていただきますと、19ページにございます。平成27年1月22日、19ページ。これを見ますと、1種農地で農転の見込みはあるのかという疑問の声、それから農地転用の見込みがあるとしても農振除外できるのかと、こういう疑問の声が出ていて、最終的には検討してみる、検討するというふうに終わっているような気がするんですけども、これがなぜこの5月27日になると、1月22日のこの会議でも見込みがあるということが確認されたということになってしまったのか、これが理解できないんですね。今の課長さんでは分からないということになるかもしれないけれども、分かる範囲でこのことを説明していただきたいんですが。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

確かに委員の御指摘のように44ページの記載がありますけれども、確かに19ページの内容と44ページの内容、これ今私が見ても確かに確認したというところはないようにも思いますけれども、これは確認したというふうにメモがあるのは、これは市というか、市のほうがどういうふうに判断をしたのかということもあると思いますけれども、ただ、それまでも打合せしていると思いますので、22日の結論がどこまでだったのかというのは、ちょっとすみません、今この場でははっきりとはちょっと申し上げられませんが、少なくとも、ただ、その後にも打合せをするなりして、そういう詰めていったのではないかなというふうに今推察をされます。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

はっきり分からない、推察ということですが、午前中も聞きましたように開発許可と農地転用と農振除外というのは一連のものなわけですね。その事前の段階から県が関わっているという、これも事実なんで、これは今後確認することはできると思います。質問というより意見にとどめておきますけれども。

【証人に対する質問（埼玉県大里農林振興センター）】

委員長

それでは、私からお二方に何点かお聞きいたします。

まず、今回の農地転用許可についてどのように関わっていらしたのか、当時の職務内容などについての話をお二人に伺います。

最初の質問です。本件農地転用許可時に在職していた所属所の名前、在籍期間、そのときの役職、併せて農地転用許可と農振除外の事務について、どのような職務内容をされて

いたのかお尋ねします。

奈良原証人

平成28年4月1日から平成30年3月31日の2年間、大里農林振興センター所長という立場で在籍をしておりました。先ほど農振除外、農地転用の事務については、大里農林振興センターの管理部の中で行っていますので、管理部につきましても総括する立場でおりました。

以上でございます。

長谷部証人

私も平成28年4月1日から大里農林振興センター管理部長ということで、管理部の中で農地担当というセクションがございます。そちらの方で事務を進めさせていただいているということで、その一応部長という立場でございます。

委員長

それでは、奈良原さんにお伺いします。

あなたは、平成28年から大里農林振興センター所長の職に就いたとのことですが、あなたは本件に関して、どのような課題を引継ぎ事項として前任の所長から受けたのかお尋ねします。

奈良原証人

前任の所長さんから、平成26年ぐらいから熊谷市から農地転用に係る相談があったというのが最初の中身でございました。最初の引継ぎでございました。内容につきましては、山形県米沢市にある菓子機械メーカーさんというんですかね、申請者の方が熊谷市に店舗を移転したい。ついては、熊谷市からということが可能性として検討できるのか、その中身の相談があったということでございます。それが引継ぎの内容でございます。

委員長

長谷部さんにも同様の事項についてお伺いします。

あなたは、平成28年から大里農林振興センターの管理部長として在籍され、現在も在籍中とのこと。本件について、現在の経過まで御存じだとの認識でよいですか。また、前任者から本件に関して引継ぎを受けたのでしょうか、お尋ねします。

長谷部証人

まず、平成28年4月1日ということで、今の立場というか、職におりまして、現在も管理部長という立場でございます。事務引継ぎについては、前任者の方から第1種の例外ということで、それに該当する案件であるということで、除外については事前協議は終わって、私の立場になってから本協議ということですね。その後、農地転用ということで進めさせていただいたということで関わっております。

委員長

次に、本件の決裁と本庁への報告についてお二人に伺います。

本件は、県内初の3割雇用適用による農転許可という異例又は重要な案件であります。

また、スーパー事業者への所有権移転や、元代議士の関与など不透明なことが伴う案件

とも言われております。

一方、11月5日の本委員会において、県農業政策課長は、本件について知事には報告していないと答弁しています。

では、伺います。お一人ずつお答えください。

まず、奈良原さんに伺います。本件の決裁を行うに当たって、埼玉県内初の許可事例に当たることを知った上で許可の決裁を行いましたか。

奈良原証人

非常に珍しいケースという認識はございました。知事への報告の件ですが、農地転用の許可面積のうちで決裁区分が決まっております。転用面積の4ヘクタール以下につきましては、各農林振興センター所長に決裁権限が委任されております。そのため、所長という立場で今回の除外又は農地転用許可につきまして、決裁をさせていただきました。通常ですね、4ヘクタール以下という委任されておりますので、特に知事への報告につきましては、行っておりません。

委員長

奈良原さんに伺います。

この件については、埼玉県内初の許可ということは認識していましたか。

奈良原証人

引継ぎの時点では、初ということは聞いておりませんでしたので、ただ、非常に珍しいケース、レアなケースという認識はございました。

委員長

次に、長谷部さんに伺います。

許可の判断をするに当たって、所長に対して今までの経緯をどのように説明しましたか。

長谷部証人

通常の担当者からの内容の諮問等、書類について上げさせていただくとともに、所内審査というのを行っていますので、その中で確認をさせていただいたりとかして、なおかつ、所長のほうには、多分というか、一般的に農地転用許可については、1件1件慎重審議ということでやらせていただきますので、私の認識としてもその中でしっかりと確認をさせていただくということでやらせてもらって、その中で新たな、特別だということでお話ししたかどうかはちょっと判然としませんが、個別の案件についてはしっかりと、個別というか、それぞれの内容については、しっかりと決裁を頂いていると思っております。

委員長

続いて、お二人に伺います。

本件の決裁などを行う過程で、本庁へ報告や相談を行いましたか。

奈良原証人

一般論としてなんですけれども、例えば農地法の条文又は農地法の改正などにおいて、新たな解釈であったり、新たな見解が必要な場合には、何というんですか、本課と意見調整をすることがございます。ただ、この件について、私からは特に農業政策課の方へは報

告はしてございません。

長谷部証人

私の方も、特段、この案件についてということはどうだという指示もたしかしていないと思いますし、担当の方もお話を確認をしたとか、個別の案件としてというのはちょっと定かではございません。

委員長

続いて、事前相談と本申請の関係について伺います。

前回の委員会において、県農業政策課長は、最終的な判断は農転許可の申請書類で行い、事前相談は仮定の話であるかもしれないとの発言がありました。

一方、本件については、記録の提出のあった書類から、何度も繰り返して事前相談が行われていることが確認されております。

一般的な感覚といたしましては、長期にわたる事前相談が、あくまでも仮定の話だというのは非常に想像し難いものであります。

そこで、奈良原さんに伺います。決裁をするに当たって、申請書類のみで判断したのですか。

奈良原証人

先ほどの事前相談というお話がございましたが、このたびの100条委員会が立ち上がるにつれて、私は初めて大里農林振興センターの方からこういう書類があったということを見させていただきました。ですので、決裁時はそういったものは全然頭、当然認識、見てもございませんし、担当からの説明を受けて書類で決裁したところです。

委員長

再度、奈良原さんにお伺いします。

申請書のみで判断したとのことですが、過去の打合せの経緯は、部下から一切受けなかったということですか。

奈良原証人

いえ、そういうことはございません。事前相談の記録書を見ていなかったということですので、決裁するに当たり、当然過去のいきさつ又は検討経過、そういったものは担当から説明を受けて決裁をしてございます。あくまでもその事前相談の記録というんですかね、そういったものは当時は見てございませんでした。

委員長

奈良原さんに伺います。

申請者からスーパー事業者へすぐに事業者が変わることが前提だと知った上で決裁したことは、農地法上、違法ではないのですか。

奈良原証人

大手スーパーさんへ変わるという話、確かに担当からの説明の中で、例えば地位の継承とか所有権移転とか、そういう議論があったということはお聞きをしました。ただ、あくまでも申請のあった事業者が事業計画どおり事業を行う、そんな形で熊谷市からも確認を

とって振興センターの方には書類が上がってきております。また、書類につきましても確認した結果、申請者が事業計画を行う形でございましたので、大手スーパーさんへ変わるということは認識はしておりませんでした。

委員長

奈良原さんに伺います。

先ほど質問ですね、事業者が変わることが前提だということなんですけれども、農地法上、違法か違法でないかお答えください。

奈良原証人

農地法上、例えば事業者が変わるというんですかね、そういった場合には非常に大きな理由が必要だというふうに考えてございます。例えば、個人であれば申請者がお亡くなりになった、又は法人であれば倒産した、そういったような非常な大きな理由がないと、なかなか農地法の変更申請、又は変更許可はできないというふうに考えていますので、当然その事業者が事業を存続している間に、なかなか変わるというのは考えづらいことというふうに考えておりました。

委員長

次に、今回の案件において、農地転用許可の条件とされる3割雇用について、3点伺います。

お二人に伺います。まず、1点目として、3割雇用についてどのように許可条件を満たしていると判断したのですか。

奈良原証人

3割雇用の判断ですが、1つは、熊谷市と申請者の雇用協定書がございます。その中で雇用計画というものが入っております。全体で何人の雇用、うち農業従事者は3割に当たる雇用、そんな形で雇用協定書又は雇用計画書に数字等もしっかり載せていただいた。雇用協定書につきましては、申請者と熊谷市の協定でございます。当然、熊谷市もその協定に基づいて支援をしていく、そんな形のものもございますので、3割というものを確認をさせていただきました。

長谷部証人

私の方も、書類についておりました雇用計画だとか契約書ということで、市との契約書ということで、それを確認させていただきまして、適正だということで判断をいたしました。

委員長

続けて、2点目についてお伺いします。

雇用協定書のどの点に着目して許可と不許可の判断をするのですか。

奈良原証人

どの点と申しましても、全体で熊谷市と申請者で協定を締結されております。市長名で協定を結んでありますので、それはやはり信用性、確実性が高いというふうに考えてございます。

長谷部証人

同じでございます。

委員長

更に3点目についてお伺いします。

雇用協定の締結は、熊谷市としても初の事例であると考えられます。県は、熊谷市と申請者との協定締結に関して指導を行いましたか。

奈良原証人

改めて見せられた事前相談の記録書の中では、雇用協定につきましても意見交換がされたことは承知しておりますが、当時、在籍していなかったものですから、ちょっとその辺の詳細につきましては、私は知り得ない立場でございました。

長谷部証人

私も、平成28年4月からなので、同じでございます。

委員長

続いて、申請書に添付されている書類について伺います。

お二人に伺います。新井機械製作所から提出された申請書に、土地選定理由書や理由書が添付されています。これらの申請書上の位置付けを説明してください。

奈良原証人

当然、申請者の方々が出された申請書の中の一部の資料、理由書というふうには理解をしております。特に土地の選定につきましては、理由書の中で、今回、熊谷市の上之地区という形で許可をさせていただきましたが、それ以外にも、例えば、さいたま市であったり深谷市、また、同じ熊谷市内でも、たしか広瀬地区みたいな候補地も検討したという経過が載っていたというふうに記憶をしています。そういった意味では、いろんな候補地の検討をした中で、なかなか折り合いがつかず、今回の熊谷市上之地域に決まったのかな、そんな印象でございました。

長谷部証人

農地転用上の書類ということで、一般的にもほかに可能性があるかということで多分検討されて、うちの方も検討した結果ということで位置図だとか場所だとか、なおかつ、どうして熊谷市、今回の場所でなくてはいけないのかということで、いろいろな資料がついていたかと思えます。一般的なものとすれば、そういったものを確認をさせていただいてということで、理由なりそういったものを確認をさせていただきました。

委員長

もう一度、お二人に伺います。

理由書は、許可相当と判断する際の根拠資料という理解でよろしいですか。

奈良原証人

理由書だけが根拠資料ということではないと考えております。そのほかにも市の農業振

興課又は農業委員会を通じて、それぞれの意見を付したのもございますので、それをトータルで判断したものでございます。

長谷部証人

私も同じなんですが、理由書だけでよしという話では決してございませんので、ほかの内容なり書類なり、足りないものについては十分精査なり確認をさせていただいた中で、全体を通してやむを得ないという判断ができるかどうかということでございましたので、根拠ですかというよりも、一つの材料というんでしょうか、そういったものかと思っております。

委員長

続いて、事前相談について伺います。

お二人に伺います。委員会に提出された記録によると、県、市、事業者との打合せにおいて、新井機械製作所が農転許可申請を行った後、スーパー事業者へ継承することができるのはどの段階なのか、議論されています。

一方、前回の委員会において、県農業政策課長は、申請者が事業を行うことを前提としており、所有権を移転することは想定し難いと答弁しています。

大里農林振興センターでの打合せ内容と、本庁の見解には矛盾があります。農業政策課長が答弁していたこととは異なる、つまり、法の網をくぐるような、問題のある手続を進めようとしていたということではないですか。

奈良原証人

事前相談を見ますと、いろんな多分意見交換がされたというふうに私は思いました。その中の一つとして、地位の承継という提案が開発サイドから出たというふうに私は考えてございます。地位の承継、当然事業者が変わるという話でございますので、じゃそういうことが農地法上、可能なかどうか、先ほどちょっと農地転用許可の変更申請、変更許可が本当に農地法上できるのかどうか、そういった意味合いで開発サイドからの提案を受けて議論したものだろというふうに私は考えてございます。

長谷部証人

私の方も同じでございまして、地位の継承なりそういったものについては、農地法の範疇には基本的にはないと思っております。ということで、地位の継承等ということで、要は前段で、前の段階で随分議論等はされているようなと思っております。議論の中で出てきたのかなと思います。私なりが着任した後は、申請者、農転の申請者がずっとその後は来ているという認識でございます。

委員長

お二方にもう一度お伺いいたします。

ただいまの話で、法的に可能なかどうか、そこら辺はどのように認識されておりましたか。

奈良原証人

先ほどちょっと申し上げましたが、農地転用の変更許可、非常にこれ、私は重たいものと考えてございます。個人であればお亡くなりになった、また法人であれば倒産したとか、

そんな理由がないと厳しいだろうというふうには考えておりましたので、なかなか開発サイドからの提案であっても、それを農地法で、検討した経過はありますけども、実際としては難しいというふうには私は考えてございました。

長谷部証人

奈良原前所長が言うとおりでございまして、基本的にはそんなに簡単に計画変更だとかすると、できるということではないかと思っております。それなりの理由ということで、先ほど話があったとおりでございます。ですから、可能かどうかというのは、全くだめということではないと思いますので、その前段として多分検討されていたのかなということでございます。

委員長

更に伺います。先ほど死亡とか倒産の場合に、特別な事情というようなニュアンスのお話がありましたけれども、それは可能なんですか、お伺いします。

奈良原証人

法の制度でいくと不可能ではないのかというふうには考えてございます。ただし、実際、可能かという、非常に難しいとしかちょっと答えようがないと思います。

長谷部証人

すみません、一般論というか、私が例えば住宅の関係だとか、そういうんであれば多分実績があるかと思うんですけど、要は事業計画がなくなっちゃったとか、例えば、転勤されちゃって予定されてたのがとか、いろんなそういう場面、場面、案件によっては多分状況があるんだと思います。ですから、今回はちょっと分かりませんが、その中身なり、変更の理由だとかその辺を十分に精査した中で、まあやむを得ないのかなという判断がつけば変更も個別、要は個別ごとにしっかりと審査をした中で判断をさせていただいているということでございます。

委員長

農地転用許可と開発許可は、相互が調整を図った上で同時にするものとされているため、熊谷市の開発審査課と県との調整について伺います。

まず、長谷部さんに伺います。熊谷市の開発審査課とは、いつ頃からいつまで、どのような打合せを行いましたか。

長谷部証人

除外のときに、今回の案件につきましては、除外から入っていますので、その除外の届出をされる前に多分相談を受けていますので、関係者で打合せ等をされているのかなと思います。それで、最終的に除外のときには農地転用についても見込み等も確認をしておりますので、可能かどうかということと、あとはもちろん開発、農地転用上は開発の見込みがなければ同時許可になりますので、進んでいかないということになるかと思っておりますので、その辺で開発の方とはお話をさせていただいたのかなと思います。なおかつ、最終的には、農地転用については熊谷市のほうの審査課というところがございまして、うちの方に書類が来まして、可能だという判断でうちの方も農地転用については同時許可ということに、平成29年4月10日ですか、にさせていただいたということでございます。

委員長

いつ頃からいつまでですか。期間を教えてください。

長谷部証人

すみません。細かいのはちょっと分からないですが、私が着任する前ではないかと思えます。私のときには本協議にもう入っていましたので、その前、事前協議ですね、事前協議の前から多分お話なり、そういったものはあったのかなと思います。

委員長

奈良原さんに伺います。

決裁の際、山形河川国道事務所の公共事業による土地収用等証明書について、どのように確認を行いましたか。

奈良原証人

決裁時の添付書類にそういった書類があったということは、承知をしております。ただ、その中身につきましては、当然、熊谷市の開発サイドが既に審査済みというんですかね、確認をされていて、それを含めて農林振興センターの方に上がってきているものという判断をしましたので、特に私ども農林振興センターの方からその中身については確認はしてございません。

委員長

お二人に伺います。

市開発審査課が収用証明書の面積の2倍程度の面積を許可した理由を、打合せなどで御存じであれば教えてください。

奈良原証人

特に、私自身は打合せ等には参加してございませんので、そのような説明もちょっと中身も、書類はあったということは承知しておりますけれども、その数字についてどうかというのはちょっとお答えができません。

長谷部証人

私もですね、すみません、打合せもちょっと出てないですし、その収用証明についても開発サイドのものだという認識でございますし、それが数字がという話じゃなくて、単なるそういう事実があったというのは認識してますが、その中身については分からないしということでございます。

委員長

次に、県民から信頼を受けて業務を行っている大里農林振興センターの業務への取組姿勢について伺います。

今回の案件は、第1種農地の転用です。原則として、農地転用が不許可とされており、許可する場合でも公益性の高い事業の用に供する場合に限られているにも関わらず、約1万5,670平方メートルもの転用を認めた事例であります。そこで、お二人に許可の理由や面積など許可に値する公益性の高い事業であったのかどうか、また、許可後の確認な

どについて伺います。

まず、奈良原さんに伺います。本件は公共移転を理由とした開発許可がされているという前提があったので、農地転用の許可をしたという理解でよいですか。

奈良原証人

開発サイドの理解ですと、多分、公共移転という言葉になるんだろうと思いますけれども、農地法の中では公共移転という概念はございません。特に、除外又は農転の書類を見て判断をさせていただいたというものでございます。

委員長

次に、お二人に伺います。

開発許可は、熊谷市の開発審査課が行う事務だとの認識は私にもありますが、開発許可と農地転用許可は連絡調整の上、同時に行うことですので伺います。同時許可を行うに当たって、農地転用許可の対象とする面積はどのように決定したのですか。

奈良原証人

先ほどちょっと長谷部の方から申し上げさせていただきましたけれども、それぞれ一般的にいわれる開発が伴うものにつきましては、それぞれ担当レベルでの打合せ、そして熊谷市ですと担当者会議又は熊谷市の農振対策委員会、また市の農業委員会であれば農業委員の総会、そういったものを経て県の方に申請書が上がってくる、そんなような状況でございます。最終的にはですね、ちょっと日付を確認させていただきますと、平成29年の4月5日付けで熊谷市長名で大里農林振興センター所長、熊谷市長といっても実質は開発審査課でございます。そのことで先ほどの面積約1万5,670平米が開発許可が可能になったという公文書で来ております。その面積を基にですね、私どもとしても同時許可という形でしたものでございます。

長谷部証人

奈良原前所長がお話ししていただいたとおりでございます。基本的には開発との連絡調整は先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。文書でのやり取り等も転用上はやらせていただいているということでございます。

面積についてなんですが、開発は開発のそれぞれの審査の内容の基準、所管がありますのでそちらはと思いますが、我々とすれば農地転用の申請が出された面積なり図面等を確認をさせていただいて、しょうがないかなという、失礼、大変申し訳ありません、やむを得ないという面積かなという判断でですね、開発との整合性をとって妥当かということかと思えます。

以上でございます。

委員長

お二人に伺います。

許可後の話となりますが、許可後の案件に対して、県は通常、どのような時期にどのような確認を行っているのですか。

奈良原証人

農転許可につきましては、毎月、市町村農業委員会から申請が上がってきます。それに

つきましては、担当ベース、農林振興センターの担当と農業委員会の担当、両方で現地確認をするようにしています。本案件につきましても、当然、当初現地確認をしてごさいますけれども、それぞれ大里農林と市の農業委員会と毎月の現地確認を行う中で、近隣の申請があった場合には見ているというふうに私は思っております。

なお、私はその後、やはり直接はなかなか見に行っていないという状況でございます。

長谷部証人

担当者レベルでも、今、前所長がお話をしていただいたとおりでございます。農地転用については毎月、うちの管内では大体50件ぐらいございます。そういったものについて現地調査等をやりますので、その際、近くに行ったときには、どうかということで確認をしたりとか見たりとか、そういったことは担当者レベルではやっていたという認識でございます。

委員長

最後に、農地転用許可後の現地の現状について伺います。

お二人に伺います。本委員会は、11月16日に現地調査を行いました。現地はスーパー事業者の名称が入った表示板もありました。大里農林振興センターは、転用許可後に所有権が移転されたことをどの段階で知りましたか。

奈良原証人

新聞報道でいきますと、3月の下旬みたいなたしか日にちが出たかと思えます。ただ、そのときに私に対しましては担当からちょっと報告がありませんでしたので、移転されたということは在職当時は知りませんでした。

長谷部証人

私の方は、たしか担当の方から3月末でしょうか、本当に年度末というか、年度が改まる直前か何か、農業委員会からの情報でたしか第三者の大手スーパーに所有権が移ってしまったという情報は、一報はいただいております。それで、年度替わりでもあったので、その事実なり実態ということで、それを確認なり、要は是正をしなくてはいけないよねという認識はございましたので、それについて市の方と協議はしてたということでございます。現地の細かいところまでは、すみません、ちょっと見ておりませんでした。移ってしまったということは、私まではその時点ではお話は聞かせていただいております。

委員長

お二人に伺います。

その後、申請者や熊谷市の関係各課、本庁とはどのような確認、調整を行いましたか。

奈良原証人

既に平成30年4月1日付けで農業大学校の方へ異動しているものですから、私の方からはその辺のお話は一切してございません。

長谷部証人

今年ですね、そういった年度末にそういうのが分かったものですから、一応、市のほうの農林サイド等で、じゃそれについてはどうするんだということで、早々に対応しなくち

やいけないという認識がございまして、その中で、取りあえずうちの方と市の方でずっと検討していて時間が過ぎてしまったということで、たしか6月になってから浦和のほうにつないだのかなと思っております。

その中で、所長等についても多分報告が遅れてしまった、現所長のほうにも5月ぐらいだったかなと思うんですが、その事実についてはお話をさせていただいたかと思います。遅れたことに対しては、深く反省をしております。

以上でございます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

まず、所長さんにちょっと最初確認をさせていただきたいんですけども、先ほどの委員長からの質問の答弁の中で、当時は在籍していなかった、平成28年以前の話は引継ぎという形で受けていると思うんですが、これは先ほど熊谷市からの案件という程度で、例えば困難案件というんでしょうかね、具体的に言いますと代議士からの話とか、ほかのいろいろな地位の継承みたいな、そういう内容というのは特に聞いてなかったんでしょうか。

奈良原証人

引継ぎ時点で、いわゆる候補地が第1種農地で基本的には許可できない。ただ、いわゆる例外規定がございまして。農業従事者の就業者の増大、これを使って検討しているという話は引き継いでございました。

武内委員

代議士案件とあって、そういう言葉は出てこなかったんですか。

奈良原証人

はい。引継ぎの中では全然出てきておりませんでした。

武内委員

関係者、今回いろいろ、まず、申請者から始まって何人が重要な人物なり皆さん入っているんですけども、まず、新井機械製作所、申請者ですよ、それから移転関係者としてヤオコー、そして新井機械製作所の代理人であり、元代議士の田並胤明氏、そして国でいいますと山形県の河川国道事務所、この4者について来所したことはあったんでしょうか。これは着任前の話も含めて聞いている範囲でも結構ですけども、あったのか。また、電話でも何かそのコンタクトというか、相談なりあったのか、その辺について。

これは両方ですかね、前所長さんからお願いします。

奈良原証人

今おっしゃった4者の方々のうち、田並元代議士につきましては、ちょっと日にちは定かではないんですけども、着任早々、御挨拶という形で農林振興センターの方にお越しを頂きました。それ以外の3者というんですか、につきましては、一度もお会いしたことはございません。

長谷部証人

私の方は、今現在、3割雇用についての指導をさせていただいていますので、それでは接触というか、指導はさせていただいていますので、お話を聞いたりとかということはありません。その前は特に、はい。要は今回、いろいろちょっと指導をさせていただいていますので、それに対応させていただいております。

武内委員

今、具体的に4者の誰に、つまり新井機械とヤオコーさんには会っていると。来ていないということですか。

長谷部証人

指導で、基本的には代理人ですかね、代理人と、あとは申請者ですかね、そこは接触はしています。

武内委員

代理人というと、どなたなんですか。

長谷部証人

代理人はですね、田並さんですかね。

武内委員

つまり、新井機械の代理人である田並さんとは会っていると。そちらの所にも行ったということ。

長谷部証人

はい、今指導していますので、調整をさせていただいていますので。

武内委員

それでは次に、この決裁権の関係をちょっとお聞きしたいんですけども、これは前所長さんは先ほど、お二人とも特に特別な案件ではないという認識があったということですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

奈良原証人

確かにレアなケースという話は聞いておりましたけれども、その中で通常に、いわゆる所内審査等を経て、特に書類又は熊谷市の確認等も含めて書類審査をさせていただきますので、その中で適正だったという判断を頂いています。私の方でもその説明を受けており、決裁したところでございます。

長谷部証人

私の認識としても、許可とすれば第1種農地の例外ということでやりましたので、それなりの書類なりは確認をさせていただきましたが、通常の審査でほかのもちろん案件についてもしっかりと確認をさせていただいておりますので、そういった対応でやらせていただきましたということでございます。

武内委員

そうしますと、県の委任決裁規則ですと、農林の所長さんが農地法の専決できるということになっておりますけれども、4条とか8条で事案の内容が異例であったり重要な先例になるもの、あるいは疑義があって紛議を生ずるおそれがある、あるいは特に上司が承知しておく必要があるという場合には、あらかじめ相談してその処理方針について上司の決裁を得なければいけないとありますが、ということは、ですからそういう認識がなかったので決裁を受けなかったということなんでしょうか。

長谷部証人

私の、ちょっとその辺の認識がちょっと甘かったかなと思います。通常の中でやらせていただいたということでございます。

武内委員

ということは、やはり今規則違反ということになるんでしょうか。

< 「そういうことです」と言う人あり >

武内委員

分かりました。

それでは、もうちょっと後の話も含めて、本件の土地がヤオコーに所有権移転するまで、あるいはその以前も、結局、農政課の農地調整担当にはいろんな形で相談をしていたはずなんですけれども、それが部長に、通常であれば、私もいろいろ経験があるので分かりますけれども、部長には報告されているんじゃないかなと思うんですが、その辺は大里農林振興センターの担当部長さんはどんなふうに考えていますか。

長谷部証人

先ほど前所長がお話をしていただいたとおりで、所内で決裁ができるということでやらせてもらった認識でございます。

武内委員

前所長さん、あれですか、これは農業政策課マターになってしまうんですかね。

奈良原証人

お答えさせていただきます。

4ヘクタール以下という転用面積があるものですから、農林振興センターの案件というふうに考えております。

武内委員

じゃ、取りあえずこの話はそれで。

もう一つ、農地転用許可後の話なんですけれども、今回の土地の所有権をヤオコーから新井機械に戻させたこの行政指導の根拠は何なのか、具体的にどの点が違反なのかお願いします。

奈良原さん、お願いします。

奈良原証人

すみません、大里農林振興センターに在籍した当時、ちょっと報告がなくて、全く当時は移転されたことも知らなかったものですから、ちょっと私からは何とも申し上げられません。

長谷部証人

根拠というか、ちょっとあれなんですけど、要は3割雇用について目的実現、スーパーを使われるというのが目的ですから、それに基づく3割雇用をするという約束がありますので、それについてやっていただく前に、要は所有権が移られたということですので、まずはそうじゃないですよということ、新井さんが申請者であり、新井さんがやるべきことを目的どおりにやってくださいということ、相手方が応じていたということかと思っております。ということで、じゃそれで目的実現をしていただくために一所懸命、要はオープンに向けて取り組むためには雇用のクリアのハードルをちゃんとやってくださいねということで、今現在も指導させていただいております。

武内委員

仮にですけれども、新井機械製作所が許可どおりに開業しない場合、これは許可を取り消すということがあるんですか。それで、それはいつ頃になるのか。

長谷部証人

取消しというか、もう許可を一回出していまして、目的実現をしていただくのが一番かなと思っております。要はそのとき、許可を出したときには十分に、要はスーパーなり中身の書類等も精査をさせていただいて、適正であるという判断をさせていただいたわけですので、我々の立場とすればやはり、先ほどお話あったように農地は農地として守るとというのが大原則でございます。

とはいえ、許可をせざるを得ないものについては、許可をするというのが許可事務の鉄則でございますので、今現在はあくまでも許可を出したとおり、目的実現に向けて目的、計画どおりにやっていただくということに、要はそれで3割雇用というのが市の協定の中で発生してきたわけですので、それに向けてじゃどうなんですかということを確認をして、なおかつ許可なり、そのとおりにやっていただくというのが大原則かと思っております。

武内委員

なかなか今の段階で難しいでしょうけれども、一般論として、例えば許可された条件に違反した場合は、もう一つ原状回復命令というものもあるかと思うんですが、これはあり得るんでしょうか。

長谷部証人

一般論では、もう悪質で何も、手続も何もしないでとかそういうのはあり得ると思う、許可とったわけですから。ただ、目的どおりじゃなくて全然違うものとか、そういう場合はもうそういう命令とか、そういうのはあるのかもしれませんが、今回相手方も真摯に対応していただいているということもありますし、基本的に我々とすれば内容を目的どおりにしていただくというのが最優先かなということで思っております。

武内委員

じゃ、時間もあれなんで、あと2点伺います。

その事前調整の打合せのときに、これ皆さんの前なんですけれども、事業計画を変更した後、地位継承をするということになって、なぜその計画変更の前にこの所有権を移転したのか。これ結構、練りに練った話だったにも関わらず、所有権移転を急いだ理由というのは、これはなかなか、何か考えがありますか。直接、当人じゃないんであれですけども。担当部長に伺います。

長谷部証人

通常はですね、農地転用というのは毎月やっていますので、除外も定期的にやりますから、逆算をして事業計画というのは立てていると思います。一般論では、自己用住宅もそうだと思うんですが、いつ入居するというのを逆算してそういった手続に入っていくのかと思っております。それで、要は今回も多分それを逆算した中でいろいろ調整を図って、それが手続が通るようにということでやられたのかと思えますし、一般の住宅でも例えば引っ越しであれば、じゃお子さんなりそういったものを勘案していつごろというのを立てて、じゃ手続をいつから入ればということで多分プロ、プロというか、代理人だとかそういった関係者に相談をして図っていくのかなと思っております。ですから、早くというのはその事業計画者なりそういった者が予定で立てまして、それで進めたいということですから、我々としても一般論ではそんな許可を止めるだとか、そういったことはできないということで考えております。

以上です。

武内委員

やはりこれは直接聞かないと分からない部分でしょうね。

それから最後に、センターの方にはその事業計画の変更手続というのは、何か相談があったかどうか分かりますか。当時なんで、奈良原さん、お願いします。

奈良原証人

ちょっと私の方からは、そういう相談があったということは分かりません。

委員長

ほかに。

新井豪委員。

新井委員

では、何点かお伺いいたします。

まず最初に、お二方も決裁するに当たって申請書のみを見ていて、事前の記録や書類は見えていなかったという発言がありましたけれども、確認なんです、引継ぎのときに過去の経緯について引継ぎ等々で何も確認をしていなかったんでしょうか。

奈良原証人

引継ぎ時につきましては、前任者からは、あくまでも熊谷市から、第1種農地だけでも、その例外規定を使って今転用案件が相談がかかっていると。ただ、除外の事前協議については、3月30日付けで行ったということで、その相談結果と申しますか、そういつ

たものは引継ぎというのではありませんでした。

長谷部証人

私の方も、先ほどちょっとお話をしたんですが、事務引継ぎについては、第1種農地の例外ということで、なかなかない例だという話は聞いておりましたが、ちょっと過去のものについてまで遡って確認するという事はしておりません。

新井委員

分かりました。

それでは、1点確認したいんですが、先ほど奈良原さんのお話では、この案件に関しては決裁時のときまでは頭になかったと、この案件が頭になかったという話がありました。事前のことも確認していないというふうにあります。また先ほど、武内委員の質問では事前協議にも参加していないので、元代議士にもお会いしていないというふうにありますけれども、実際、この案件が相談をされた平成26年10月20日11時に元代議士から所長宛てに電話が入っています。この電話の内容をお聞かせください。

平成26年10月20日の11時に元代議士から所長宛てに電話が入っております。元代議士からの電話ということですから、印象には残っているはずだと思うので、このときの会話の内容をお聞かせください。

奈良原証人

大変申し訳ありません。私、そのとき在籍をしてなかったものですから、ちょっと何とも言えません。

新井委員

すみません、勘違いしまして申し訳ございませんでした。

それでは、もう1点確認をさせていただきます。

過去の経緯を見なかったということなんですが、ではちょっと過去の経緯について、この委員会が始まるということいろいろと書類に目を通されたと思うんですけども、お聞かせいただきたいんですが、着任前のお話なんですけれども、平成27年6月19日の協議記録で、当時の担当部長が市の関係者に対して、事務手続のフローについて確認を行っております。

この記録によりますと、ちょっと簡単に申し上げますけれども、雇用協定には大手スーパーマーケット業者を入れる。農転許可に基づき地権者と新井機械製作所が賃借権を設定する。新井機械製作所が建築確認を得て建物工事に着手した後、工事の途中で地目変更を行う。地目変更後に農転許可後の計画変更及び開発許可後の地位承継を受け、大手スーパーマーケット業者が工事を引き継ぐ。店舗建築が完了した後、大手スーパーマーケット業者が地権者から土地の所有権を取得する。こういうふうに記録にはっきりと残っております。

これは新井製作所ではなく、最終的にはヤオコーに所有権を移転させるという計画を、農転の許可前に大里農林振興センターが主導したというはっきりした記録だと私は思っていますが、この経緯を見てどう感じましたか。

奈良原証人

相談記録、私も読まさせていただきました。かなりいわゆる突っ込んだ発言というんで

すかね、そんな記録も残っていることも見させていただきました。その中で、何というんですかね、雇用協定の場合に当時、二者協定若しくはスーパーさんを入れた三者協定、そんなような多分議論もあったことと思います。ただ、最終的に熊谷市と締結した協定を見ますと二者協定になっておりますので、いろんな検討はしたんだろうと思うんですけども、最終的には申請者が自ら事業を行う、事業計画どおり事業を行う、そんな形で関係者の方が最終的には意見がまとまったのかな、そういうふうに感じてございます。私の印象はそんなような状況です。

長谷部証人

私もそうですね、当時はいろんな提案、相手方からされたのかなと思うんですが、その中で相談に乗ってあげたのかなという感じではございます。感じたかということになりますと、まあそんなかという、ちょっと当時のあれは何とも言えませんので、そういった記録が残っているということは、確かにそうなのかなということしか言えませんので。以上でございます。

新井委員

では、もう1点お伺いします。

これもちょっと着任前のお話になるんですけども、記録は読んでいます。平成26年10月9日から平成27年1月27日まで、関係者やまた熊谷市との協議がかなり頻繁に行われています。電話も含めるともう週に3日、4日、二日に1回のような程度でやり取りが行われています。ところが、平成27年の5月21日まで、つまり1月27日から5月21日まで全くこの協議した記録がありません。明らかにそれまでの頻度と比べてこの4か月間、いわゆる空白の4か月間があります。この4か月間全く協議が行われなかった、相談がなかったというのは明らかに不自然だと思うんですけども、ここをどう感じますか。

奈良原証人

確かに相談記録を見させていただきますと、相談が空く期間というのはございます。ただ、それについて特にその辺を私も何も聞いていないものですから、ちょっと答えようがないというのが状況です。

それはすみません、私の印象でよろしいですか。

例えば、まず平成27年の6月当時、多分このときの議論というのは第1種農地の除外、そういったものが中心になった議論なんだろうというふうに読まさせていただきました。それで、これは私の推測でちょっと申し訳ないですけども、そのあいた期間ですね、申請者が多分農地法について勉強したんだろうと、なかなか1種で不許可という判断が当時出てますので、じゃそれをするために多分農地法の勉強というんですかね、そんなもので空白があいたのか、そのように私は推測、あくまでもこれは私の推測でございます。

以上でございます。

長谷部証人

まあ、空いてしまったのは何もなかったのかなということしか、すみません、感じてないんですけど。

新井委員

じゃ、最後にお伺いします。

これは決裁時のお話です。農振除外の本協議の決裁書類に添付された書類があります。これは業務のフローが添付されておりまして、2015年6月の事前協議から始まって、途中の開発行為の許可の手續、また農転の手續などがフローとして表になっているものが、これは決裁書類として添付されておりまして、開発工事があって建築工事が行われる。その下に所有権の移転についてのフローもあります。つまり、地主から新井、またヤオコーに移るまでのフローも、そのフローが添付されているんです。これ明らかに移転を前提としているということの証拠に当たると思うんですけども、いかがですか。

奈良原証人

改めて今回の100条委員会により書類を見させていただきました。スケジュールが立つ一番、除外の本協議の時期だと思んですけども、スケジュールがついてございます。当時の担当にもちょっと聞いてみました。そうしたら、ちょっと私も詳しくは記憶にはなかったんですけども、いえ、これは申請者からのいわゆる書類ではなくて、当時の検討経過を所長に説明するために付けたものです。決して申請書の一部ではなかった。大変それが記録へ残ったというのは、多分私どもが正確に確認をしなかったというためでございますので、その点につきましては、大変申し訳ございませんでした。

長谷部証人

添付資料としては付いているということで、私の方も見たんですが、そうですね、最終的な細かい、要はスケジュール的なものかなという認識しかなかったので、付いているのは知っているんですが、多分その前の段階でいろいろ検討されたものだというので私も認識しております。

新井委員

つまり、奈良原さんは説明を受けて、こういった転用の予定があるというのを把握した上で決裁したということですか。

奈良原証人

いえ、そういうことではございません。あくまでも事前相談の中でこういうことも検討されたという形で理解をしていました。それで、除外の決裁時につきましては、当然熊谷市の農業振興課から書類が上がってきますので、農業振興課につきましても、申請者が事業を行う。また、農林振興センターといたしましても、書類などを精査させていただいて、又は農業振興課にも確認をさせていただいて、申請者が事業計画書どおり事業を行う、そんな形の説明で決裁をしたところです。

委員長

木下高志委員。

木下委員

続きまして、質問をさせていただきたいと思います。

私は3割雇用のところで、特に長谷部さんに質問したいんですけども、今まで前所長の発言の中もそうだったんですけども、協定書と計画書で判断したという話がありましたけれども、その後に長谷部さんの話でいろいろと指導したという言葉が出てまいりまし

た。やっぱり申請書だけじゃなくて、ちゃんと指導なさったなということを聞いて少し安心したんですけれども、つまり、この指導したという流れにおいて、今までの相談とかそういう指導とかという流れにおいて最終的に申請書が出てきて、許可をしたというような認識でよろしいのでしょうか。まず1点、そのことを長谷部さんにお伺いいたします。

長谷部証人

指導したというのは、その前段の協定なり農地転用の書類を添付するための指導ではございません、すみません。要は、許可後について速やかに3割雇用の、例えば100人のうちの30人ということで、そういった名簿なり出していただきたいという話の中で指導なりはさせていただいたということでございます。

木下委員

それじゃ、逆に聞きますと、県内初のケースで指導するという事は、相当な事前の準備でありますとか、いろんなノウハウを収集するとか、そういったことが必要になってくると思うんですね。特に県内初ですから、埼玉県にもそのノウハウがなくて、もちろん大里にもないという状況において、いろんな方にやっぱり協力を仰いで、全ての人を巻き込んでやらなければこれはできないと思うんですけれども、どうしてあなたは1人で指導ができたんですか。

長谷部証人

取りあえず、協定を結ぶ段階では、多分、市だとか関係者なりとお話合いなりはしたのかと思います。それで、地域なり3割雇用農家さんだとか、その分家じゃないですけども、そうしたところとかあったり、あとは最終的に折込みだとか、そういったもので募集を図るということでやられたのかと思うんですけれども、その要は名簿だとか、そういったものが欲しいという話はさせていただいたということでございます。

木下委員

その指導の内容ではなくて、いろんな情報収集するに当たりまして、例えば本庁、他県の事例、国の事例、そういったものは自分1人でお集めになって、自分の判断において指導したという、こういうクローズした世界で判断したということなんですか。

長谷部証人

いや、そうじゃなくて、それについては多分、事業の申請者なり代理人のほうが多分集めたんかなとは思いますが、要はこういったものの内容であればできると、3割雇用なりそういったものの計画になるんだということだと思います。私の指導というのは、あくまでも許可後の話でありまして、許可後、要は一つのハードルであります3割雇用に早く出してねということでの指導でございます。

木下委員

3割雇用は、例えば雇用の確実性、これに対して判断するものでありまして、今の話ですと、コンサル会社であるとかという人がその情報を持ってきて、その後のことは私の方だという話だというような認識に聞こえてしまったんですけれども、逆にそれじゃ指導じゃなくて、指導されちゃったんじゃないですか。

長谷部証人

指導されちゃったというか、取りあえず、すみません、取りあえずという言い方は失礼でございますが、市との協定の中でありますので、市の農業振興課だとか、あと農業委員会、うちの方も担当も入ったかもしれませんが、その中でそういった制度をちゃんと活用してやっていくんだということで、それはそれとして、じゃそれを次のあれとして目的、実現のためにやるという指導は、私とすれば携わっているということでございます。

木下委員

ですから、質問している内容は、その指導している根拠となるものは誰が集めたんですか。自分1人で集めたのか、クローズした中で集めたのか、本庁に相談して集めたのか、国に相談して集めたのかという、そのことをちょっと聞かせてもらいたいです。

長谷部証人

一番最初の3割雇用の資料ということですかね。それはちょっと私は今記憶にないというか、分かりません。だから、市の方なり申請者なり、要は代理人というんでしょうかね、その辺の方が示してきたのかなとは思いますが。

木下委員

じゃ、最後に。

ということは、結局その申請書類が上がってきましてけれども、いろんな過去の事例がずっとあって、そういうのを全部加味した上でその申請書に基づいて判断したという、そういうことでよろしいんですね。

長谷部証人

過去というか、3割雇用のあれですので、地域なりその計画書なりに書かれているものとか、あとはその協定の中でということで締結していますので、その中で間違いはないかということで確認させていただいています。お答えになっているかどうかはちょっとあれですけども。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

それでは、私の方からは、先ほど委員長から質問がありました農地転用許可と開発許可は、相互が調整を図って最終的には同時にするものとされているということで、いわゆる調整が重要であることは認識のとおりだというふうに思うんです。しかしながら、先ほどの委員長からの質問でお二方のお話を聞きますと、開発の話はしていたけれども、熊谷市が可能だということで判断したというようなことで、この土地の収用等証明書についても熊谷市が既に確認していたと判断していたということで、要するに農林振興センターサイドでの確認がほぼほぼほされていないということは、私は非常に問題だというふうに思います。その上でちょっとお聞きします。

まず、奈良原さん、長谷部さん、お二方にお伺いします。

本件は今までの質疑の中でも明らかになっておりますけれども、新井機械製作所が店舗を建築して、そしてヤオコーに店舗を貸すこと、あるいは所有権を移転することが前提の

全体の動きが出ています。となると、公共移転の要件を満たしていないのではというふうに考えるのですが、その点についてお二方はどうお考えになりますか。

奈良原証人

どう言ったらいいんでしょうか、開発サイドにつきましては公共移転みたいな話でしていると思うんですけども、農林サイド、農地法のサイドですと、法律の中に公共移転という考え方がないものですから、面積はかなり大きな大規模案件ですけども、公共移転としては捉えていない。先ほどいわゆる農林サイドの開発の確認という話がございましたけれども、それぞれ担当者レベルで大里農林、市の農業委員会又は農業振興課、開発サイド、この4者でそれぞれ打合せはしていると思いますので、決して大里農林が確かに山形県の状況は確認しておりませんが、その辺については全然確認していないということには当たらないのかなと考えております。

長谷部証人

私の認識も、やはり公共移転だとかそういうのは農転上は基本的にございませんので、その中でどうかというお話は我々は所管していないもんですからとやかく言えないと思っておりますし、一つのきっかけなり根拠というのはありなのかなとは思っております。ですから、その詳細の中身については、我々というか、私としては直接何とも言えないということでございます。

板橋委員

続いて、お伺いします。

大里農林振興センターの平成27年5月27日の調整相談記録を拝見しますと、熊谷市開発担当者の方が以下のような発言をしています。

「通常、公共移転による開発許可は属人的なものであり、地位承継にはなじまない。しかし、本案件については、収用対象になった山形県米沢市の店舗が線引き以前から存在していたのであり、開発主体に制限がなかったため地位の承継が認められる」とあります。

公共移転による開発許可は属人的なものでありますけれども、米沢市の店舗が未線引きのエリアに存在していたかどうかは、そもそも関係ないと考えます。熊谷市は市街化区域、市街化調整区域をもう線引きしておりますし、新井機械製作所からヤオコーへの地位承継ありきの手続を進めるため、熊谷市が原則を曲げてこのような経緯をとったのではないかとこのように考えられます。

大里農林振興センターとしての認識はどうでしょうか。お二方にお伺いいたします。

奈良原証人

熊谷市は原則を曲げたというふうには、特に私はちょっと考えてございません。

長谷部証人

原則を曲げたかどうかというのは、何とも私の方も言えません。

ただ、当時の中でのいろいろ相談だとか、そういう中での話合いの一つなのかなと思うだけでございます。

板橋委員

長谷部さんの方にお伺いします。

公共移転は基本的に同じ事業を継続する目的で認められる特例的な措置というふうに考えています。今回の申請者は山形県の米沢市で煎餅工場と一体の店舗を営んでいたとされていますが、熊谷市の土地ではスーパーマーケット営業となっております。公共移転と認められるのは同じ事業を継続するための施設と、これは思えません。なぜ熊谷市の土地でスーパーマーケット営業が認められるのか、市の開発担当者にどのようにこの辺は確認されたのでしょうか。

長谷部証人

公共移転については農政サイドでは分かりませんので、多分開発サイドで十分に精査したという認識で私も担当者もおったので、開発サイドが許可できるということであれば許可したということかと思えます。

板橋委員

続いて、お聞きします。

今回、土地の収用等証明書について確認はしていないという発言がありました。しかしながら、これは今回ここは大きな問題、課題があるというふうに思っております。通常、証明書がありますと、その鑑の書類の中に、例えばそれに対する所在地だとか、その面積の一覧、あるいはそこに全部事項証明が添付されていて、その結果、これが公共移転ですよという書類のようなしつらえに書類上はなっているのかなというふうに思うんですけども、今回この公共移転等証明書はいわゆるペラ1枚だけを確認したということなんでしょうか。まず、そこだけ長谷部さんの方にお伺いします。

長谷部証人

農転上に添付された資料しか見ていないですし、そういうものかなと私はすみません、認識しました。

板橋委員

今回ですね、我々が入手した米沢市の土地に関する全部事項証明をとりますと、公共移転により東北中央自動車道の建設用地として国の所有となった土地は6,540平方メートルと書類にはありますが、実際に一部の330平方メートル、約ですけれども、これに過ぎません。この全部事項証明では国の取得対象が土地面積の全体ではないことはまるっきり明らかでありまして、国の証明書だからといって裏付けとなる事実をその全部事項証明等でも確認もしなかったのはなぜでしょうか。長谷部さんに引き続きお聞きします。

長谷部証人

所管でないので、はい。我々はですから……

< 「農地を守るんじゃないのか」と言う人あり >

長谷部証人

いや、守るんですけども、そういう今の公共移転だとかそういう証明の類は、開発サイドという認識しかございません。

板橋委員

次に行きます。

この収用証明書等、山形県河川国道事務所の証明書を見たときに、私が今幾つか申し上げましたけれども何の違和感も感じなかったのでしょうか。

長谷部証人

その証明については、要は農地法を所管するサイドでないので、すみません、何とも言えないですし、違和感と言っても付いているなという認識はございましたので、それ以上のことの中身については何とも言えません。

板橋委員

中身が330平方メートルという記載はないんですよね、あれを見ますと。6,540平方メートルだったかな、6,540平方メートル。通常の証明書と本来であればその収用の面積が書いてあるのならまだしも、それだけの差異がある記載がされていたことに関して、何ら違和感を感じなかったのは非常に不思議なんですけれども、もう一度お聞きします。

長谷部証人

ですから、その添付資料についてはうちの方の……、要はあるかないかというのは確認したんですが、その中身の精査については何とも言える立場ではないので、付いているなという認識しかございませんでした。

板橋委員

続いて、お聞きします。

先ほど委員長からの質問で、収用証明書の面積の2倍程度の面積を許可した理由をお聞かせくださいという質問に、打合せに入っていないので分からないという御発言がありました。これは通常、こうした場合は移転先が認められる面積は1.5倍以下なのか、2倍以下なのか、その辺の見解をお聞きします。

長谷部証人

すみません、ちょっと詳細については私は存じませんし、分からないですね。開発サイドの話なので、すみません、私の立場では農転での携わりしかございませんので、ちょっと細かいところまで開発の中身については分からないという答えしかできません。

板橋委員

最後にお尋ねします。

平成30年11月2日の朝日新聞さんの報道によりますと、国土交通省東北地方整備局は同社の取材に対して、収用証明は元所有者の求めに応じて書いた敷地の広さ、その敷地の上にある建物だという事実が書いてあるだけだと説明しています。しかし、この収用証明書として局長名で公印も押された公文書が、実際に収用になかった土地の面積を記載していたのは、公文書としての目的を果たしていないというふうに考えます。こんなあいまいな公文書はあり得るのでしょうか。これはお二方にお伺いしたいと思います。

奈良原証人

ちょっと今、手元にその収用証明書の本体がないものですから、記載の仕方によってど

う項目とか、又は面積に関するものとか、多分その辺によって判断するというんですか。ただし、一般的に公印があれば、当然それを発行した事務所が正式に認めたものだというふうに考えると思います。

長谷部証人

あり得るのか、あり得ないのかと言われても、ちょっと私ごとにかく言う立場ではないと思っております。

板橋委員

最後にお聞きしますけれども、奈良原さんに。公印があれば、一切中身は確認しないものなんでしょうか。

奈良原証人

特に今回の収用案件につきましては、一義的にはやはり熊谷市の土地計画サイドで確認があるべきだというふうに私は考えていました。当然、いわゆる申請書としての中身の添付書類が上がってきていますので、市の中においても開発サイドと農業委員会なり、農業振興課の調整があったものという形で私は理解していました。

板橋委員

長谷部さんにお伺いしますが、今のお話をお聞きしていると、要するにもう確認はしていなくて、ただその書類を目にしていって、そのまま決裁したというふうにしか聞きようがないんですけれども、こういった本当にレアケースの案件について書類をしっかりと裏付けとなることを、山形県の事前の建物に関しても一切しなかったということに関して、どうお考えですか。

長谷部証人

添付資料は、ですから見えていないわけじゃなくて、根拠なり、開発上で必要だから付いていると。我々としても農転上でどうして今回転用が山形なりからくるのかという根拠として、そういう公共移転があったんだなという認識がございます。

ですから、農転のきっかけとしての書類としては確認させていただいていますし、必要だとは思いますが、その中身についてまでは大変申し訳ございませんが、分かりかねるところでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ちょっと何点が質問させていただきます。ちょっと長時間にわたって申し訳ありません。

今までの話を聞いていて、まず前所長にお伺いしますけれども、申請書類のみで判断したというお話をしておりましたけれども、通常、このような農転にかかる場合に書面的みで所長は決裁をいつもしていたんでしょうか。

奈良原証人

基本的には所内審査というのがございますので、そこで書類の確認、又は他法令との整

合性、そういったものを審査しております。それで、許可相当となったものにつきまして、私の方で書類が上がってくる形ですので、私はその報告を受けて問題ない、許可相当と判断した場合に鋭意決裁させていただきます。

田村委員

長谷部さんにお伺いします。

長谷部さんも書面のみで判断して、通常はそのまま所長の方に書類を上げるという作業しかないんですか。

長谷部証人

所内審査なりをやらせていただいて、その中で分からないもの、疑問なところは一応担当者にぶつけたりはします。その中、そうすると、その分からないなりについては代理人とかに確認したりとか、指示をしたりとか、そういったことで返ってくるので、基本はそういったことで、あとは所内審査の資料に基づいて上がっていきますので、それで処理をするということで、基本的には書類、あと書類の中で分からない部分は疑問を担当にぶつけて、後で報告を頂くとか、そういったことをやらせていただいております。

田村委員

そうするとですね、この問題が根本的に極めて問題となるのが、2つのポイントがあると私は思うんです。1つは公共移転であること、山形県の公共移転を持ってきていること。そして、もう一つが3割雇用で第1種農地を外しているということ。この2つがポイントだと思います。

これが極めて特異な案件であるのに、事前審査の書類も見ないで決裁に至るというのは、僕は事務怠慢だと思うんですけれども、いかが思いますか。

奈良原証人

どう言ったらいいんでしょうね。非常にレアなケースという形は承知していました。

何ですか、その事前のいわゆる申請書が出てくる間というんですか、それは例えば事前協議もそうだと思うんですけれども、農転、除外の場合、熊谷市の農業振興課でそれぞれ立地性なり5要件について判断を下しています。

田村委員

委員長、事務怠慢か怠慢じゃないかだけを聞いております。

奈良原証人

それは決して怠慢ではないと考えております。

長谷部証人

精一杯のことをやらせていただいておりますので、怠慢だとは思っておりません。

田村委員

すごいね。僕はもう信じられないですね。こういう特異な事例があって、その前を見ないで、しかもですね、先ほど新井豪委員が質問しておりましたけれども、本案件の事務手続フローを大里農林振興センターの前の担当部長が作っていて、そのフローも確認しない

で、決裁を押すというのは、なかなか僕らには考えられない。これが事務怠慢以外の何物でもないと思うんですけども、もう一度答弁をお願いします。

奈良原証人

それぞれ市町村の審査、また所内でも所内審査をやって決裁しておりますので、決して事務のルールを逸脱しているとは考えておりません。

長谷部証人

私も同じでございます。

田村委員

そうすると、これまで埼玉県がとっている農振の転用とか農地転用の問題に関して、これから事前審査なんかやらないで勝手に申請すれば決裁してくれるんだ、審査してくれるんだという話というふうに受け取ってよろしいでしょうか。

奈良原証人

事前審査というのがちょっとどういった理解かというのが分からないんですけども、それぞれ除外でも転用でも、一義的には一度市の農業振興課、又は市の農業委員会で受けさせていただきます。それで、県の方に相談が上がってくるという形になっておりますので、書類さえ県に上げればいいんだということにはならないかと思えます。

田村委員

じゃ奈良原さんにお伺いしますけれども、その事前審査や事前調査が必要な段階で、その書類を確認しないで決裁に至る、しかも決裁する段階の前のときに人が変わって、役職が変わって、それでこんな重要な案件が上がってきているのに、手続の書類も見ないで決裁するというのは、事務怠慢じゃないんですか。

奈良原証人

ちょっと書類を見ないでというのは当たらないのかなと思います。

例えば確かに事前相談の記録は見ていませんけれども、私が着任した当時、すぐに除外の本協議が5月に入っております。そのときには事前協議でどうだったのかというのは、担当の方には確認してございます。

田村委員

今、担当に事前協議がどうだったのか確認しているじゃないですか。していないと言ったじゃないですか、さっき。

奈良原証人

事前相談についてですよね。事前協議というのは、事前相談という理解でよろしいですか。

田村委員

事前協議と事前相談、両方。

奈良原証人

すみません、事前相談という今回出されている記録については、今回の100条に当たり初めて目にしたものですから、当時は全然そういう意識はございませんでした。ただ、除外の本協議にやる決裁するに当たり、事前の除外、事前協議をしております。そのときにどんなやり取りがあったかという形は、担当の方には確認してございます。

田村委員

全く何を言っているのか、全く整合性がとれていない答弁で非常に心外なんですけれども、もう一度確認します。

その事前協議や事前相談の内容を前所長は把握していて決裁したんですか。

奈良原証人

このたびの事前相談の記録書、あれまでは私は把握してございませんでした。

田村委員

どこの、どの辺まで把握しているんですか。例えば相談者が誰で、案件が誰で、そういうところまでは把握されているんですか。

奈良原証人

本協議の除外の変更申請書がございます。その中でそれぞれ事業者、又は事業計画等も出てきておりますので、その部分については確認してございます。

田村委員

それは代理人も含めてですか。

奈良原証人

たしか代理人の名前も挙がっていたと思います。

田村委員

その中でこのフローチャートは確認されていなんですか。

奈良原証人

すみません、そのフローチャートというのは担当からの説明資料という位置付けでございました。ただ、今回のいかにも何て言うんですか、添付書類みたいに……、概要については担当から説明がございました。

田村委員

フローチャートの説明を受けているんだったら、所有権移転するのが明確に分かっていたということじゃないですか。

奈良原証人

それは私はその当時、事前記録、ペーパーを見てございませんけれども、担当からは一応事前相談でこういった検討をした流れはあると。ただし、最終的には申請者が事業計画書どおりに事業を行うと。そんな形でフローを使って検討の流れというんですか、そんな

ものの説明を受けたものでございます。

田村委員

これですね、大里農林振興センターがこのフローチャートを作っているんです。で、農地転用の許可前に新井製作所じゃなく、最終的にヤオコーに所有権を移転する計画を大里農林がその書類を作って指導しているように感じるんですよ。それを前所長は説明を受けていて、その後に申請があって判子を押しちゃっているんですよ。もう認めているようなもんじゃないですか、これは前所長が。

奈良原証人

すみません、当時、そのフローチャートを誰が作ったかということは、私は確認してございませんでした。ですので、ちょっと今、大里農林の職員が作ったというようなことについては、何とも申し上げられません。

田村委員

ということは、その書類を誰が作ったか分からないものを見ながら決裁しているんですか。それって事務怠慢と言うんじゃないんですか。

奈良原証人

フローチャートにつきましてはあくまで検討計画の説明でございまして、決裁に関してはその書類という形で判断させていただきました。

田村委員

じゃ今は本当に平行線なのでもういいです。ほかのことを聞きます。

ちなみに、3割雇用ともう1個のポイントである土地収用の公共移転ということで、この書類が1枚添付されているんですけれども、先ほどから板橋委員が質問させていただいておりました。この書類1枚を見て、今でもこれは書類審査対象に当たると思いませんか。

委員長

閲覧してもらうのか。

田村委員

今、閲覧してもらいます。

委員長

ただいま田村委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。

< 資料閲覧 >

田村委員

収用証明にそれが見えるか見ないかだけを聞いているので、それで今でもその書類が別件で出てきたら、そのまま1枚の紙切れだけで判断するような事務手続になるんでしょうかということを聞いているんです。

奈良原証人

改めて今、その証明書を見させていただきました。あの文言ですよね。

例えば対象になった敷地及び敷地に対する物件ですので、先ほどの議論の中で実際の収用面積とは異なるという話がありました。そういった意味では、もう少し言葉の読み方というんですか、そういったものを注意していくべきだったと反省しております。

田村委員

それじゃもう事務怠慢というのを認めているようなもんじゃないですか。だから、反省してほしいということを我々は言っているんですね。これは事務怠慢が招いている事案なんですよ、行政手続上。

それで、今回のこの収用証明書に当たっては、何で登記簿謄本を確認しないのか、謄本を添付させないのか。現地まで行く必要はないですよ。何で登記簿謄本を確認しないのかということがポイントであると思うんですね。

今後、そういうことがこれで認めちゃったんだから、実際は行政事例としてこれぐらい1枚でぱつとやっちゃうというふうになっちゃうことを我々は懸念しているんですけども、そういうふうこれから部下たちに指導するんですか。

奈良原証人

すみません、今は所属が違いますので農転なり除外業務をやっておりませんので、それについてはちょっと何とも言えない状況です。

ただ、やはりあくまでも公共移転という話でございますと、一義的には市の都市開発サイド、そちらで確認して、それを農林サイドが受けるという形になるうかと思っておりますので。

田村委員

二重チェックをしなきゃいけないということを言っていて、市が上げてきたら何でも判を押しちゃうのかということ言っていて、それを我々は事務怠慢だと言っているんです。それを先ほどしっかり読み方がどうのこうのと何かとごまかしておりましたけれども、それをしっかりチェックしなかった瑕疵があると思うんですね、私どもはこの案件について。それは前所長の決裁としてのね。

あと、さっきもお話したように、事前のフローチャートを確認しているのに、その書類がどこから出てきたかも分からないで決裁しているという事実が分かってきた、大体。前所長がそういった雑なと言ったら失礼かもしれないですけども、書類審査でこの3割雇用と公共移転という特異な農転が認められているということについて、現状でどういうふうに思いますか。

奈良原証人

確かに事前相談も含めていろんな意見交換、議論があった。私としても担当からフローを通じて、当時は概要だけですけれども、こんな形の意見交換をしたという報告は受けております。ただ、しかしながら、やはり除外又は農転、雇用協定も含めて、あくまでも申請者が事業を行うと、そんな形で決裁させていただいたところでございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

奈良原さんにお聞きします。

今の質疑応答の中で、フローチャートの説明を受けていたと。そうすれば、どこに問題があるのかということ把握していたわけですね。

それで、先ほど来の答弁だと4月にいなくなっちゃったと、いなくなっちゃったというか、ほかのところに転出されたということ。ということは、極めてレアケースなのも分かっているし、問題を含む、これから問題が起こるケースかもしれないということが判断というか、分かったと思うんだよね。それをその引継ぎされたのかということをお聞きしたい。

奈良原証人

後任者には書類の説明をする中で、こういった案件があるという形では引き継いでおります。

小島委員

もう1回、奈良原さん。

じゃフロー図ということは事業者側が想定していることの相談を受けたということだと思うんだけど、想定していることに対して危機感というか、自分たちが大里農林が許可したことが守られない可能性がある、そういう想定をしている事業者なんだから気をつけなくちゃいけないという危機感というのはなかったんでしょうか。

奈良原証人

いわゆる決裁時に担当からフロー図の説明を受けましたけれども、それにつきましてはあくまでも検討経過という形で、取りあえずあれは一度終わりというところちょっと言葉づかいが変ですけども、一応終わった議論で、正式な書類が上がってきたときには、申請者が事業計画どおり事業を行うという形で説明を頂きました。で、書類も確認させていただいて決裁しました。

小島委員

農林振興センターの危機管理を全くしていないということですね。将来、想定されることも考えていないから、そういうことで理解しました。

そして、長谷部さんにお聞きしたいんですけども、3月ですか4月ですか、その登記が変わっている、名義が変わっているということは、それを誰から、どういうふう把握したのかということをお聞きしたい。

長谷部証人

熊谷市の農業委員会の方から情報を頂いたわけですね。担当者の方に連絡がありました。3月の終わりぐらいですね。

小島委員

3月の終わりですか。そこから単独で指導したんですか、それとも熊谷市と一緒に指導したんですか。

長谷部証人

年度末ということもありましたので、担当グループの方じゃ農業委員会なりとすぐ事実確認とか、その内容について調べてくれということで行っていただいた、私が指示したのは記憶しております。もう年度末でしたので、そういったことです。

ただ、行ってどういうのかというのはちょっと私も把握していないんですが、取りあえずいいから農業委員会なり熊谷市の方に行ってくれという話をした覚えはございます。

小島委員

ありがとうございます。

それでは、もう1回、奈良原さんにお聞きしますけれども、先ほど所有権の移転は大きな理由がないとできないというお話、想定の話ですけれどもされました。事業計画のフローではこうした大きな理由があって所有権移転を認めるような内容になっていたし、相談の記録も残っております。

ただ、申請者からヤオコーに所有権が移転することを前提に計画していたようにしか見えないですね。いたかないかじゃなくて、全体の流れを今100条によって公開された文書の流れを見ますと、そういうふうに把握というか判断せざるを得ないと思っております。

そもそもこのフローの資料で所有権移転が認められる大きな理由に相当することは考えられないけれども、そこら辺のフローをどういうふうに判断されて、これは終わったものだと判断したのかお聞かせいただきたい。どういう判断理由なのかということね。

奈良原証人

当時、いわゆる起案の決裁時に担当から説明されたものでございますけれども、私の方としてはあくまでも事前相談、当時は事前相談の記録というのを私は見てございませんでした。事前相談でこういうふうないろんな議論があった、ただ、これはもう相談が終わった段階でこれからはいろんな議論、意見交換があったけれども、事業者、申請者が自ら事業を行うという形で説明を受け、書類等も審査したものですから、あくまでもそのフロー図と実際の事業というのは別物だというふうに考えてございました。

小島委員

先ほど来そこら辺も田村委員の質問と同じで平行線になっているんですけども、所長としていた任期は何月何日までですか、大里農林に。

奈良原証人

スタートが平成28年の4月1日、それから平成30年の3月31日が任期でございます。

小島委員

そうしますと、先ほど大里を去ったから知らなかったとお話ししましたけれども、所有権移転も3月16日だし、長谷部さんが熊谷市と共同して指導したと、そういう現状が分かったからというのは3月末だけれども、その報告は上がらなかったんですか、奈良原さん。そして、長谷部さんはその課題を報告しなかったんですか。

奈良原証人

申し訳ございませんが、当時、私には報告は上がってきませんでした。

長谷部証人

年度末であったために多分所長までお話ししないで、取りあえず動くということで対応させていただいたかと思います。

小島委員

これは両方ともお役人ですけれども、その任期中の職務は引継ぎで忙しいと引き継がなくていいとか、報告しなくていいとか、何かそういう決まりになっているんですか。ちょっとあきれちゃって……。職務としてそういうことはあり得ないと私は思っているんですけども、自分でそれはどういうことなのか御説明いただきたいと思いますけれども、お二人に。

奈良原証人

引継ぎをする場合に、それは当然所として重要なものは引き継ぎます。
ただ、いわゆる進行形というんですか……。

小島委員

じゃ引継ぎはいいんだよ。じゃなくて、任期中にそういう事態を所内で把握しているのに、その報告がなかったということは、役所の所長としてどういう気持ちなのかということと、そして、長谷部さんは報告しなかったこと、これはどういうことなのかということですよ。それはどういう状況なのか、どういうことなのかということの説明をいただきたいんですけども。

奈良原証人

引継ぎがなかったというのはやっぱり残念です。ただ、何て言うんですか、状況として大里農林振興センターというのが3つの庁舎に分かれています。私は所長として……。

小島委員

そういうことを言っているんじゃないんだよ。組織として、役所として懸念されていたことが起こったにも関わらず報告されなかったときの所長は、どういう気持ちだったのかというか、組織としてどういう部分が間違っていたのかとか、そういう客観的なことを聞きたいんです。

奈良原証人

報告すべき案件だろうと思っております。

長谷部証人

対応が遅れたことに対しましては、先ほど申したとおり、深く反省しております。
今後、同じようなことにならないように、是非とも前向きに対応していきたいと思っております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

すみません、午前中ちょっと時間も迫っていたんですけども、質問の整理ができていなかったのもう1回確認のため質問させていただきたいと思います。

奈良原さんにお聞きしたいと思っております。

先ほどのフローチャートの件でお昼の間にちょっと考えておったんですけども、あのフローチャートはこちらにも原本がございますけれども、フローチャートどおり、所有権移転までのきっちりとその打合せどおり進んできちやっている、これのことを先ほど指摘したんですけども、先ほど前の所長の時点でそういうすり合わせがあって、実際の申請時にはついていないけれども、申請前には説明を受けているというお話でした。本来その説明を受けていて、こういうふうな計画をしているのであれば、フローチャートを見た時点でこれはできないこと、違法になる可能性があるということが予見できたとか、それが資料に載っていますので、本来であれば担当者にこういうフローチャートを添えてきたことを指導して、こんなできないことをやってはだめだよと担当者を指導して、担当者はその事業者へこれはできないことですからお返ししますと、こんなことがあってはだめですよということで指導すべきが大里農林振興センターの仕事だと思っているんですけども、なぜ所長としてそれを見過ごしてしまったのかということですね。申請時にその指導をしていれば、今年の3月に見つかったから9月まで是正指導する、大手スーパーから新井さんにまた戻すとか、そういうことにはなり得なかったんじゃないでしょうか。1つの指導がなかったおかげで、向こうはそれでできるものだと事業者は解釈していたんじゃないでしょうか。

以上をどのように考えるか、自分の管理体制、仕事に対する姿勢をどうお考えになるのか。

奈良原証人

ちょっと午前中でもお答えさせていただいてあるんですが、あのフローチャートというのはいわゆる事前相談の検討経過で、あくまでも実際に農転の除外、農地転用の許可の時点では相談はあったけれども、事業申請者が事業を受けるとおりにやる、事業を行うという形で説明を受けていますので、事前相談の経過等で確かに最後に所有権移転のことがあるのは知っていますけれども、検討経過ということで説明あるいはその都度のおり理解したところですので、すみません、ちょっとここまでの要件というのは当時出てきませんでした。

小島委員

ただ、先ほどこちらにも資料がありますけれども、申請の直前の資料、申請に上がる直前の資料の一番最後のページに付いておりまして、御覧になって分かると思いますけれども、大変分かりやすく書いてあるんですよ。今までの経過も、そしてこれからの先のほうも、所有権移転とか大手スーパーの名前も実際に書いてあるものが、最後のページに事前の協議の内容だからといって付いていたものを、やっぱりそれは本来付いてはいけないんじゃないでしょうか。それをもってして指導すべき根拠の書類だと判断すべきだと思いますけれども、御見解をお伺いしたいです。

奈良原証人

すみません、これは私どものミスと言っては今さら大変申し訳ないんですけども、あ

くまでもあのフローチャート、スケジュールというのは、添付書類では当時担当が私への説明資料という形で出してきたもので、それをあそこに備え付けてしまったという形でございます。そういった意味では混乱させてしまって、大変申し訳ございませんでした。

小島委員

すみません、説明資料だからこそ問題があるかと思うんです。事前の協議の中で残ったメモやペーパーでなくて、最後の説明の資料として法律ではあってはならない最後の所有権移転まできちりと載っている書類を認めたこと、それで説明を受けたこと、それで指導しなかったこと、これが管理監督責任があると思いますけれども、いかがでしょうか。申し訳なかったという前に、もう一度それをお願いいたします。

奈良原証人

あのフローチャートでございます。当然、事前相談での意見交換、検討の経過という形でお話は聞いてございます。ただ、あそこに所有権移転みたいな話が載っておりますけれども、あれは一度もう終わった話でこういう検討経過がありましたと。ただ、実際の申請では事業者が自ら行う形で説明を受けておりましたので、一度切れたものと私は考えておりました。

小島委員

それでは、説明に当たった方は誰ですか、そのフローチャートの説明に当たった方は。

奈良原証人

すみません、個人名ですので控えさせていただきます。

小島委員

役職名で結構です。

奈良原証人

多分、今の大里農林の農地担当の人数からいって、職名でも個人が特定できるおそれがあるので、御勘弁を頂きたいと思います。

小島委員

それでは、個人の情報ということですのでそれはちょっと置いておきまして、そのときのやり取り、説明を受けたとき、これは担当者からできないフローチャートですから、そういうふうに指導してありますと説明があったのか、あるいはこのように進めそうなので気をつけたほうがいいですよというような、以前の相談票を見ないで判断するということは、それなりに御説明を受けてからじゃないと一つ一つ慎重に先ほども判断しているということですから、お話を聞いておりますので、ですから、今回のやつもほかの事例と同じように詳細に御説明いただいているものだと思いますので、そのときのやり取り、これは気をつけたほうがいいですよ、あるいはもう指導しましたので大丈夫ですよと、その判断した説明の内容をお知らせいただきたいと思います。

奈良原証人

詳細なやり取りというのは、はっきり言ってそんなに記憶には残ってございません。た

だ、決裁者として判断したわけですので、こういう意見交換、議論はあったけれども、取りあえずこれはもう終わっているんだという説明だったと思います。ただ、じゃどのような言葉で、どのように聞いたかというのは、申し訳ございませんが、ちょっと記憶には覚えてございません。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

今ここにある書類で確認させていただくフローチャートでですね、そうすると11番というところで、「所有権移転、地主、新井機械、ヤオコー、完了」と最後のところで終わっているんですね。で、これを今見て、その後に何で申請書類がくるということを想定していて、この段階でこれを説明した部下に、こんなことはだめだよと指導しないのか、申請者にちゃんと対応しろという指導をしないのかということをお答えください。なぜしなかったのか。

奈良原証人

当時、担当者とどのようにやり取りしたかというのは具体的には覚えていませんけれども、スケジュールについて今までこういう検討経過、意見交換を行ったと。ただ、こういうことがあったとしても、一度終わった話であり、関係者が納得して除外の申請を……

田村委員

じゃ、いいや。ちょっと質問を変えます。

委員長、これをちょっと今見てもらって、この後に申請書類が出るという段階を想定して、今の段階で所長の立場としたら、どういう指導ができると思いますか。

委員長

ただ今、田村委員から提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。

< 資料閲覧 >

田村委員

見ていただいたと思いますけれども、今の書類を御覧になって、今の段階で次に書類申請がきますね、本申請がきますよね。その説明の事前資料として見て、指導できる場所が今でもないと思いますか。

奈良原証人

確かにああいった所有権移転というのは、不適切な協議、記述だとは思いますが。ただ、今さっき日付を確認させていただきましたけれども、作成時点が何か2015年みたいな形で少し過去のやり取りだったみたいなふうに理解させていただきました。

田村委員

それは2015年に始まっているだけであって、完了日は書いていないんです。このよ

うに流れますというフローチャートなんです。

それで、それを見て、所長として、当時の立場として今見て、これから本申請が上がる申請の説明を受けている段階で指導する部分というのは、今でもないとお感じですか。

奈良原証人

ちょっとどう言ったか分かりませんが、今改めて見まして、やはりそのスケジュールとしてもそういう証言があるのはいかなものかというふうに考えます。当然、それについては担当のほうには話すというふうに考えております。

田村委員

それでは、それまで結果としてフローチャートどおりに進んでいるんですよ。しかも所長の決裁があって、その年度内に所長が決裁した。所長の任期中に先ほど部長からは報告がなかったと言っていますけれども、所有権移転がされていて、フローチャートどおりに進んでいて、その事実がある。今のその事実をもってどういうふうに感じますか。

奈良原証人

基本的にはあくまでも申請者が事業計画どおりに事業を行うべきものというふうに感じます。

田村委員

申請者が、じゃあ、ちゃんと所有権移転するという事まで所長は認めていて、そのとおりにやったというふうに認識されているということではないですか。

奈良原証人

いえ、申請者が申請者自ら事業計画を行う形で書類が上がってきて、それに基づいて許可していますので、申請者が事業計画どおりに自ら行う、それが正しい姿だというふうに理解しております。

田村委員

申請者がその申請書どおりに、フローチャートどおりに申請書を出して、それが進んできた。それを認めてやっているということですよ。もう一度、答弁を。

奈良原証人

私は、あのフローチャートというのは、事前相談の中でいろんな可能性を検討した結果というふうに理解させていただきました。許可時というのは申請者が事業計画書をもって自らそれを行うという形で事業許可になっていますので、申請者自身が事業計画を適正に行っていたとというのが正しい姿だと考えております。

田村委員

だから、適切に行って、ヤオコーまで移転しているのも適切に行っていると思っているんでしょう、いまだに。

奈良原証人

いえ、ヤオコーの移転ではなくて、あくまでも申請者が自ら行うという形でございます。

田村委員

委員さんもちょうと整理しますけれども、所長はこのフローチャートで事前説明を受けて指導していないんですね、部下に対して。それで、申請書が出てきて申請書に判子を押しました。で、申請者が事業どおりにやられていればいいでしょうと言っていたら、そのフローチャートどおりやっていたらいいでしょうということを黙認しているというふうにしか私には思えないんですけれども。

委員長、すみません、先ほど私は不適切な発言があったので訂正させていただきますけれども、そういったことを所長がフローチャートどおり実際に動いていることについて、結果として今どういう御認識でいらっしゃいますか。

奈良原証人

ちょっとフローチャートどおりというのが私の立場では違うと思います。私の考えでは、あくまでも説明があった当時は事前相談の中でいろんな議論があって、その過程でここまで議論したけれども、申請が上がったときにはあくまでも申請者が自ら事業計画書どおり事業を行うという形でございましたので、結果として所有権移転という話がありましたけれども、それは残念なことだと、あってはならないことだと。

田村委員

所有権移転に対しては指導していないんです。これは職務義務違反であります、所長の。書類の説明を受けて認識しているのに、その部下や申請予定者に対して許可しているということは、職務義務違反だと明確にいえるといふふうに思います。

それで、フローチャートがこういった内部から出てきて、そこに所有権移転がきちんと書いてあって、そこを確認しているにも関わらず、その申請をそのままに放っておいたというのは、もう暗黙の了解で事業を黙認していたというふうにしかなりません。

以上でいいです。

委員長

木下高志委員。

木下委員

すみません、すぐに終わりますから。

次の質問にちょっと関係するので一応確認のために長谷部さんにお伺いしたいんですけれども、午前中に私が質問して、3割雇用の指導がそのクローズした中でやったかやらないかという質問をして、業者かコンサル会社か表現はちょっと忘れましたがけれども資料を入手して、逆にそれに基づいて指導したみたいな話になりましたけれども、そのときに私は指導する側がされてしまったのではないかみたいな話をしましたけれども、改めてちょっと確認したいんですけれども、大里農林で3割雇用の件はクローズした中で資料を集めてその指導をしたという認識でいいかどうかというのが1点と、あと、入手した業者かコンサル会社か分かりませんが、その資料というものは何だったんですか。その2点を端的に、クローズした中かどうか。

長谷部証人

クローズしたかどうかというか、ですから、上がってきたものを確認はさせていただい

たと思うんですけども、その根拠だとか、すみません、ちょっと僕も覚えていないですし、何とも言えないんですけども。

木下委員

ほかのところを巻き込んでやったか、自分のところで全部それはやったということか。そのぐらいは自分でやったことなから、それはどうしてかと聞いているんです。

長谷部証人

多分、関係者なり、そちらのほうから上がってきたのかなとは思いますがけれども。

木下委員

関係者というのはどういう関係者か。

長谷部証人

関係者というのはその……。

木下委員

本庁とか。

長谷部証人

いや、新井機械だとかじゃないですかね。申請者ですかね。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

質問させていただきますが、証人はお忙しいところを今日お出でいただいて、まず感謝申し上げます。

その上で何点か。

まず、この案件について先ほどレアなケース、珍しいケースだという話がありました。奈良原証人からもそういう言葉が出ましたので、これはお二人にお伺いしたいんですけども、なぜレアなケースと認識をされているのか、なぜこれが珍しいケースなのかというのを改めてその認識を具体的にお示しいただきたいんですが。

奈良原証人

一種農地の例外ということですね。通常であれば農業施設みたいなものが転用案件では多いわけがございますけれども、今回、農業従事者の雇用者の増大という形なものですから、私としては初めての経験ということでレアなケースという形で申し上げました。

長谷部証人

私も同じで、農転の条件として要は第一種農地の転用の例外ですか、そういったことで農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設ということでは初めてだったものですから、レアなケースかという認識であります。

村岡委員

そうですね。そういう意味では正にレアなケースだと思うんですね。だからこそ、そしてまた同時に今回の場合は、農振法をまず除外しなくちゃいけないという最初の前提のハードルがありますよね。それをクリアするためには農転が許可になることと開発許可になること、これは同時に並行で進むんですけども、その見通しがある、見込みがあるということを前提にして農振除外ができるという、こういう仕組みですから、いわゆる除外の申請協議、これは平成28年3月30日に県が市に、これは同意しているんですが、除外の事前協議に至るまで1年以上だと思うんですが、事前の相談協議がずっと続くんですね。それだけレアなケースだから、ある意味で慎重に協議がされたと思うんですけども。

で、先ほど来開発許可については、それは熊谷の開発課のほうのことなので、その許可が出たからということでお話があったんですが、今日、この委員会に呼ばれるということである記録等を読み込んでいただいていると思いますので、その前提で質問するんですが、平成27年6月2日に大里行政センター2階で農林振興センターの当時の部長や課長、それから熊谷の開発審査課、農業委員会事務局等が出席して会議を持っています。

その会議録があるんですが、その中で大里農林振興センターの課長がこういうことを言っております。「開発許可に関わって、県農業政策課から12号で産業系はできないのではないかとされている。産業系の開発を認めていないのではないかと」と。

こう言ってですね、その後に熊谷の開発審査課の課長さんがこう答えているんですね。「開発審査課では、今回の案件は産業系ではあるが許可を出していく。相談された1月から言っていることである」と。続けて、こう言っているんですね。「県の農業政策課はなぜ今になって言うのか。1月のときにそういう話をすべきだったのではないかと。農地転用の見込みはあると説明したはずである」と。こういうふうに切り返すという言い方は変だけれども、熊谷に言われているんですね。

それに対して、大里農林の当時の部長は、「1月に農業政策課はあくまでも農地転用についての回答だということである。開発については言及はしていないということである」。1月の時点ではですね。そう言っていて、今回はこの今私が言った27年6月2日の会議では12号ではできないんじゃないかと。なぜ開発が下りるのかというようなことを熊谷の開発課のほうに問うているんですね。

そういう意味では、開発許可に対しても県も一緒になって疑問を投げ掛けながらどうなんだということ、これを指導とは私はあえて言いませんけれども協議していると。だから、農振除外の前段の事前協議の中で開発指導・許可についても県も一緒になって協議していると。こういう事実があると思うんですが、この事実はあったんだと、これは公式文書だから、今私がそのまま引用しましたから事実だと思うんですけども、あったということによろしいのかどうかを、是非これは奈良原証人にお答えいただきます。

奈良原証人

当時在職しておりませんので中身については何とも言えませんけれども、記録として残っておりますので、そんな議論がされたというふうには思っております。

村岡委員

大変レアなケースで、それで農振の前提条件が繰り返しますが開発許可が必要だと。それについてできるのだろうかという疑問を投げ掛けて、熊谷の開発課からそういう答えをもらったと、そういう経緯がありました。

そして、この会議が行われた3日後の6月5日、大里行政センターの会議室で、やはり

振興センターと熊谷の農業振興課や開発審査課が一堂に会して3日後に会議をやっているんですが、ここで大里農林振興センターはこういうふうに言っていますね。「県農業政策課から都市計画法34条12号区域では産業系の施設では許可は難しいのではとの話を受け、さっきの話ですね。で、「12号の基準を調べたところ、同11号区域では甲種、1種、農振、農用地を除くと明記されていることに対して、12号はそこまで明記されておらず、農用地を除外できる土地と解釈できるため、対応ができると考える」と。この言葉は農業政策課が12号でも対応ができるんだというふうに考えを変えたといいますが、解釈を非常に広く捉えたといえるのか、そういうふうになるんですね。

ここをお二人は読んでいるかどうか分からないんですが、3日後にこういう解釈の変更が生まれるんですね。これについては長谷部証人はいかがですか。

長谷部証人

大変申し訳ございませんが、当時のいきさつなり、そういう記録は残っているというのは確かにそうかもしれませんが、中身で3日後に変わるという話については何とも分かりませんですね。

村岡委員

分かりました。

じゃ続けます。

27年6月9日です。先ほどの後ですよ。今度は大里農林振興センター、これはめぬま農業研修センターの会議なんですけれども、やはり農林振興センターの部長、課長、それから熊谷の開発関係、農業関係、ここには事業者サイド、新井製作所代理人や代表や1級建築士、こういう皆さんが勢揃いして会議をやっていますね。

この中で大里農林振興センターの部長がこういうふうに言っていますね。「農地転用許可には転用の目的の実現性の審査があるので、一度許可を受けて別の事業者がすぐに許可を受けるのは難しい」と、疑問を呈しているわけです。さらに加えて、大里農林の部長が「所有権移転には農地転用の許可が必要であり、改めて、これは黒でつぶしてあるので、「何々が許可を受けないと所有権移転はできない」と、こういうふうに言うんですね。それに更につけ加えて、大里農林の部長がこう言っています。「株式会社新井機械製作所に所有権を移して、その後、これも黒塗りの「何々が事業を引き継ぐというのはできないのか」と、こう投げ掛けたんです。

それに対して、出席している事業者側のこれも黒塗りなので誰が答えたか分からないんですけれども、「事業者側の誰かがそれだと税金が何億円とかかるので、許可後、権利の承継をしたいと考えている。株式会社新井機械製作所には、所有権は移せない」と、こう答えているわけです。

そういう意味では、極めてリアルに具体的に問題点を指摘し、事業者の考えを確認しているというこのプロセスが分かるわけなんですけれども、一番最後のほうに大里農林の部長として、「農地転用の手続も適法な形で進めていきたい。今日説明したことをよく検討してもらい、何回か打合せをしてもらいたい」ということで、どうやったら許可になるかについていろいろ打合せをしましょうとも受け取れるんですけれども、今私が引用したことを前提に質問します。

まず、地位の承継のことで冒頭、長谷部証人さんがこうおっしゃいましたね。「農地法の範囲でないと考える」と。議論の中でやむを得ないのかなと推察するという意味だと思うんですが、長谷部証人さんは冒頭、議論の中でできたやむを得ないのかなと、そうである

うと、当時いなかったけれども、こういうお答えだったんです。この農地法の範囲ではできないけれども、地位の承継はやむを得ないのかなというふうにお答えになった、それはなぜこういうお答えだったのかを御説明いただきたい。

長谷部証人

お話というか説明不足だったかもしれませんが、地位の承継自体の考えが、ですから農地法上ではございません。ということで、要は除外なりに入っていく段階の前の打合せの中で、いろいろ論議されたのかなという推測論しかございませんので、それ以上のことは分からないということでございます。ただ、記録的なものについては残っているということでございましたので、それについては書いてあると。

村岡委員

じゃ、そこは分かりました。

もう1点、長谷部証人にお聞きします。

開発との関係で繰り返しますが、開発は開発の所管だと。その後に委員長の総括的な質問に答えて、「我々は農転書類でやむを得ないかなと許可した」とおっしゃいました。このやむを得ずに許可したというふうにお答えになったこの「やむを得ない」というのは、どういうところからそういう思いが出てきているのかお答えいただきたいと思います。

長谷部証人

今さらと言われるかもしれませんが、手続上、書類なり内容を審査したところ、適正であるという判断ができた時点で許可を出すということは、農地から農地以外になりますということで、農地を守るという立場からすればやむを得ないということで使わせていただきました。

村岡委員

農地を守る立場というのがちょっと私は理解できないんですが、まず冒頭のなぜレアなのかということは正にそのとおりですよ。第1種農地、しかも農振がかかっているというところで、だからこそ、そこで何か新たな違う転用をするときには、非常に縛りが厳しいわけですよ。

そこで、奈良原証人にこれは最後の質問にしますが、お聞きしますけれども、農振地域等に例えば特養ホームを作りたいとか、障害者施設を作りたいとか、そういったときにも社会的な意義とか役割で許可が認められるケースがあると思うし、その際はプロセスも説明して、どこをどういうふうに合法的に進めたらいいかという指導を行政がやるのは、丁寧にするのは当たり前だと思うんです。それはいいと思うんです。

ただ、今回のケースでは正に針の穴を通すような難しいハードルをどうやって通すかということについて、非常に解釈がややもすると逸脱とまでは言わないまでも、相当無理をして解釈して、その針の穴を通すような許可の仕方があったのではなかるかということの疑問が呈されているわけであって、そういう意味ではいろんな問題を3割雇用も含め、地位の承継も含め、それをどうやったらクリアできるかというのを、ある段階から県も熊谷も一緒になって非常にアドバイスといえいいんですけれども、こういうやり方でどうだろうかというのを行政の中でも検討していると。それは少し行き過ぎではないかと思えるんですが、最後にその件について奈良原証人にお答えいただきたいと思います。

奈良原証人

私も今回の100条委員会が初めてで、相談記録を初めて見て読ませていただきました。確かにそれぞれ関係機関が集まっているいろんな検討を立てています。意見交換なり検討の中では、ちょっと突っ込み過ぎみたいな発言もあるというふうに考えております。そういった意味では、いろんなケースを想定して意見交換したんだろうなという印象は受けております。

委員長

安藤友貴委員。

安藤委員

それでは、質問させていただきます。

まず、端的に質問させていただきますけれども、今までのやり取りでちょっと感じたことがあります。

まず1つは、今回このようなことがあって100条委員会が立ち上がって、お二人に質問しますけれども、責任を感じていますかどうかお聞きします。

奈良原証人

非常にこういう大きな議論というんですか、ここまで物事が大きくなった、そういった意味ではもっとという言い方も変ですけども、事業計画者が事業計画どおりにやっていたらよかったのかと。そういった意味では少し逆に残念な、事業計画者がやらなかったというのが残念な気もいたします。

長谷部証人

私とすれば身が引き締まる思いでございます。報告だとかが若干遅れたとか、その辺は今後の対応ということも何点かございましたので、それについてはしっかりと受け止めていきたいと思っております。

委員長

奈良原証人に申し上げます。

先ほどの質問はこういうことについて責任を感じていますかと、こういう質問なんですよ。明確に教えてください。

奈良原証人

すみません、言葉が足りませんで申し訳ございませんでした。

非常に私としても今回の件というのは、自分の判断も含めて再度反省すべきものがあるというふうに考えております。

安藤委員

それでは、今後例えばですね、これとは別に違う案件が出てきたときに、また同じようにならないように改善すべき点というのは、今と同じようなことをすると結局同じことになってしまうということですから、改善すべき点というのを今の現状でどのように考えているのか、お二人に聞きます。

奈良原証人

1つは、報告、連絡、相談という部分をやはりやろうと思います。常識としてただ報告を受けるのではなくて、疑問等を持てば、それを下に返して改善等を模索していく。そういったものをやはり今後更に心にとめて業務をしていかなければいけないというふうに考えております。

長谷部証人

私とすればもっともっと関係機関でしっかりと情報なりを確認して、なおかつより以上に付いている書類なりについては、それぞれの所管において確認していただいて、それで問題ないかということやっていくということ考えております。改善についてはもちろん先ほど前所長が言われたとおり、報・連・相ということについてもしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

安藤委員

当たり前の答えなんですけれども、今回に関してはこれできていなかったということでもいいですか。二人ともよろしくお願ひいたします。

奈良原証人

例えば3月に所有権移転が発覚したときに、どんな場合でもやはり非常に重大な案件、節目になるものですから、そういった意味では上司への相談、また連絡、報告、そういったものは非常に必要だと、今でも反省しております。

長谷部証人

できていなかったかどうかと言われますと、最善を尽くしているということでは言わざるを得ないと私は思っております。ただ、十分だったかどうかということであれば、不十分という御指摘であれば、今後はもっともっと対応していきたいと思っております。

安藤委員

長谷部さんにお聞きします。

最善と十分がちょっとよく分からないんですけれども、最善を尽くしているのと十分はどっちが上か分からないんですね。結局、最善を尽くすと私が言いたいのは、今のところ最善を尽くしてこのような話になったということであれば、また次に最善を尽くしてしまえよという話になるわけであって、具体的に報・連・相以外にもどういった形でちゃんと考えているのかどうかということをお聞きしたいんですね。で、まだ考えていないのであれば、今後やっぱりしっかりとそういうふうな形にどういふふうな形でやっていくかということをお明確に言っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

長谷部証人

今でもこれだけの案件ではございませんが、朝のスタートミーティングだとか、あとは帰り際の各グループでの相談だとか、そういったものは取組を新たに進めさせていただいているということで、連絡なり、そういう報告だとか、そういったものもきっちり今後ともやらせていただきたいと思います。

安藤委員

じゃ、次にいきます。

奈良原さんにお聞きします。

先ほど来お話がありましたフローチャート等の問題があったと思いますが、検討されたそのうちの1つだというふうにお答えしていただいております。様々な検討の中でこのフローチャートも1つの検討だと。で、承認をしたときにいろんな様々な検討があると思うんですが、その検討は可能性があると思ったのかどうかをお聞きします。

奈良原証人

フローチャートでもいろんな想定がされているのが分かるかと思いますが、最終的には所有権移転という話までフローチャートには載っているわけでございますけれども、あくまでもいろんな想定、又は意見交換の中でそこまで検討したけれども、最終的には無理だという判断がそれぞれの意見交換の最後の終着として共通理解を得たのかなと、そういう説明でありました。

安藤委員

それでは、様々な検討課題、今までのフローチャートも含めて地位承継の問題も、もうゼロになったというふうに認識されたということによろしいですね。

奈良原証人

申請者が事業計画どおりという形でリセットされて終わったというふうに理解しております。

安藤委員

そういうリセットをされて今回このようになったということに関しては、先ほど残念でしかないと言っていますけれども、それに関して事前にキャッチはできなかったのかどうか。これは奈良原さんにお聞きします。

< 「委員長、先ほど来から重複する質疑が出ていると思いますので、同趣旨の質疑はやめていただきたいと思います」と言う人あり >

安藤委員

じゃ、やめます。分かりました。

< 「証人さんの環境もありますから、事案的にね。同じ質疑だからね、基本的には」と言う人あり >

安藤委員

じゃ、変えます。

それでは、最後にまず疑問に思ったこと、最終的に承認するときに疑問に思ったことを、開発課とか様々なところに質問を当時所長のときにされたかどうか。どういう質問をされたのか、しなかったのか、これを最後にお聞きします。

奈良原証人

私の方から直接開発サイドの方へ質問することはありませんでした。

委員長

中川浩委員。

中川委員

奈良原さんにお尋ねしますけれども、お尋ねする観点は許認可を持っている県庁として、恐らくお二人や後ろにいらっしゃる皆さんも、開発の方は市役所だと今でも思っていると思うんですけども、一方でここからは1つの例で申し上げますけれども、例えばの話ですけれども、農地に産業廃棄物が埋まっているかもしれないというふうな中での許認可も当然あり得るわけで、産廃についてはそちらの許認可ではないと。だけれども、最終的に自分が許認可を出さなきゃいけないというふうな中で、市の認可権限だから恐らく指導はできないと。だけれども、ここからは一般論ではなくて具体的なお話なんですけれども、奈良原さんの方から一度終わった話というふうなことが何回か繰り返されて、いろんな可能性を話し合った中で最終的にはリセットされたというふうなお話ですけれども、何ををもってリセットされたというふうに判断を下したのか。

例えばの話ですけれども、私たちもリスクをちゃんと持ちますけれども、保険が欲しくなるときがあるじゃないですか。フローチャートで安全なもの、こちらが安心できるものを出していただけませんかとか、そういう最終的なリセットの判断となる具体的なものというのは何だったんですか。それはもし奈良原さんがそれらのことの記憶があいまいなのであれば組織として判断をされているはずなので、それを教えていただきたいんですがお願いします。

奈良原証人

ちょっとリセットという言葉が適切ではなかったかと思うんですが、それは大変失礼いたしました。

私なりの判断でございますけれども、1つは除外でも農地転用でもそれぞれ市のほうから書類ができて、担当での確認、又は市との確認、また所内審査で、私の方に決裁が上がってくる、そんな流れがございます。そういった中でそれぞれのポジションで確認していただきます。また、私のところでは事業計画を見たときに申請者が事業を行って、なおかつ熊谷市との雇用協定というものもありましたので、当然いろんな意見交換があったにしろ、事業計画どおりに進むんだらうなという判断をさせていただきました。

中川委員

何ををもって最終的にその何か具体的な資料でこういうものがあったんですか。

奈良原証人

事業計画書が1つございます。その中身ともう一つは熊谷市との雇用協定書がございましたので、申請者がこの事業計画若しくは雇用協定に基づいて事業を行うものという形で判断させていただきました。

中川委員

違う観点で人事異動についてお尋ねします。

私は前から県庁自体の人事異動の期間が短か過ぎると思っている中で、今回2度この許

認可についても担当のトップが変わっているというふうな部分で、今から思えばこうすべきだったというものはどちらにお尋ねしていいのか、僕はよくその範疇が分かりませんが、御発言いただける方がいらっしゃればお願いします。

奈良原証人

確かに人事異動がございました。私も2年で異動しましたがけれども、2年が長いのか短いのかというのは、この際ちょっと答えづらい質問なので御勘弁いただきます。

ただ、行政の継続性という部分がありますので、その点はやはり前任者から当時の所長へ、また当時の所長から後任の所長へという引継ぎはしっかり必要だということを改めて痛感いたしました。

委員長

並木正年委員。

並木委員

じゃ、すみません、お願いいたします。今日はお疲れさまです。

先ほど委員長の質問の中でもあったんですけども、3月16日に転用の許可で所有権が移転されており、奈良原さんはこれを全く知らなかったというふうにお答えされています。部下からも特に聞いていないと。そして、長谷部さんは農業委員会から3月下旬に聞いたというふうにお話がありました。これだけレアな案件で何でこういうふうに聞いていないとか、そういうふうになっちゃったんでしょうか。このチェック体制というか、やはりこれだけのケースで異動してもこの案件のことは常に頭の中になくちゃおかしかったと思うんですけども、その点について質問させてください。

奈良原証人

今思えば非常にまずい状況で所長に報告がなかった。本当にただ申し訳ないという形で、もっと報・連・相をしっかりとっておけばよかったという気持ちでいっぱいでございます。

長谷部証人

先ほどもお話しさせていただきましたが、本来であればなかなかいけないことというか、年度末だとかそういうのもございまして、取りあえず関係機関と相談しろという指示を私のほうでさせていただいたものですから、そのことで報告の方が遅れてしまったということです。まずは現場で農業関係機関と打合せするなり、それを優先させてしまったり、あと雇用協定だとか3割雇用の話ですね、その辺についてもどうなんだという話をたしか担当の方にはさせていただいて動いてもらったということでございます。

並木委員

この関係でこれから県内の各市町村の農地転用というのは、かなり難しくなってきたようなケースが考えられるんですけども、さっき答弁があった中で奈良原さんは4月1日に大宇校に移転してしまったので、本庁のほうには特に報告していないというような答弁がありました。本来ですね、自分が許可したケースで本庁のほうに自分が異動しても報告するのが当然だと思うんですけども、その点についてなぜしなかったのか。

そして、長谷部さんには熊谷市の方に話をしたんですけども、年度替わり等もあって少しずつしてしまっていて、6月になって初めて本庁の方に連絡を入れたと。つまり、3

か月間もずっと自分のところでどうにかできないかというふうな苦勞をしたと思うんですけども、本庁のほうにもっとスムーズに連絡する体制というのが必要だと思うんですけども、その点についてお答えください。

奈良原証人

確かに委員がおっしゃるようにそういう連絡体制、スムーズな連絡というのは、本当に今回の件で改めて勉強させていただきました。確かに今後そういった面では努力していきたいと考えております。

長谷部証人

本当に遅くなってしまって現場対応ということでやらせてもらって、所内でもちょっと状況を把握というか共有するのが遅くなってしまったということもございます。結果的にこちらの浦和の方にも報告が遅れたということもございますので、同じようなことが起きないように今後は是非とも対処していきたいと思っております。

委員長

木村勇夫委員。

木村委員

どうもお疲れさまです。

簡潔にお伺いしたいと思います。お二人にお伺いいたします。

先ほどからの話の中とか資料等々の中で出てきたんですけども、地位の承継という言葉が何回も出てきています。この地位の承継についてお二人の認識を伺いたいんですけども、例えば地位の承継というのは所有権の移転のことなのか、いろいろあると思うんですが、先ほど奈良原さんからもお言葉が出ましたけれども、使用者の変更という理解なのか、いろいろあると思うんですけども、お二人の認識をちょっと伺いしたいと思います。

奈良原証人

基本的には所有権の移転が地位の承継に当たるというふうに考えております。

長谷部証人

すみません、私のほうは地位の承継自体、開発サイドの文言だと思っております、ちょっと細かいところまでは把握しておりません。

木村委員

はい、分かりました。

あと、公共移転について奈良原さんにお伺いしたいんですけども、基本的な、原則的なことにお伺いしたいんですが、公共移転について収用証明が出て、それをやるのはあくまでも国の権限で出すというふうに認識しています。国が発行した収用証明書をもって開発許可を行う、今回であれば熊谷市が許可するものだと認識していますけれども、そういった中でこの公共移転について県がどんなふうに関わるのか、又は関わっていないのかということをお伺いしたいと思います。

奈良原証人

今回の件を通じてということもあるんですけども、例えば今回、国交省のほうでいわゆる公共というか収用証明を出していただきました。当然それをもって開発サイドの判断があったらと思います。ただ、農地法でいいますと、公共移転だから転用を認めるのではなくて、事業の実現性という部分でそちらを重視して判断していきますので、当然、開発許可と農転許可が同時という形になりますので、今以上に意見調整若しくは打合せというものが必要なんだろうというふうに考えております。

【証人に対する質問（熊谷市農業振興課）】

委員長

それでは、私からお二方に何点かお聞きいたします。

まず、今回の農地転用許可や農振除外について、どのように関わっていらしたのか、当時の職務内容などについてのお話を2点お伺いします。

では、お二人に最初の質問です。

本件農地転用案件の農振除外を行ったときに在職していた所属署の名前、在籍期間、そのときの役職、併せて農地転用許可と農振除外の事務について、どのような職務内容を担当されていたのか伺います。

川田証人

私、川田勝巳は、平成26年4月から平成28年3月末まで、熊谷市農業振興課地産地消担当副参事として勤めておりました。そのときは、地産地消の担当副参事ということで、地産地消の計画だとか、そういったものを行っておまして、農振除外には携わっておりませんでした。

その後、平成28年4月から平成30年3月末まで、熊谷市農業振興課長として勤務しております。

井上証人

私、井上崇幸は、平成25年の4月1日より農業振興課に所属しております。25年4月1日から現在に至るまで、農振除外の担当業務をしております。

委員長

それでは、川田さんに伺います。

あなたは平成28年度から、農業振興課長の職に就いたとのことですが、あなたは本件に関して、どのような課題を引き継ぎ事項として前任の課長から受けましたか。

川田証人

引き継ぎでは、新井機械さんの案件、開発、それから転用が進んでいると。今後、雇用協定の締結について、関係機関とよく調整してくださいという引き継ぎを受けました。

委員長

井上さんにも同様の事項について伺います。

あなたは平成26年度から農業振興課の主任として、また主査としても在籍されていたということですが、本件の話が出た当時から在籍されていたという認識でよいですか。又は、前任者から本件に関して引き継ぎを受けたのでしょうか。

井上証人

この案件につきましては、前任からの引き継ぎはありません。私が在籍していた当時の案件となります。

委員長

次に、本件に関する農振除外について、お二人に伺います。

通常、農振除外は農地転用許可と開発許可の見込みがないと認められないと聞いています。

本件については、農地転用許可や開発許可により、それぞれの要件が満たされた施設が整備されるという前提で、除外の手続が進められたという理解でよいでしょうか。

又は、農地転用許可や開発許可は関係なく、除外は除外だけで進められていたのでしょうか、お尋ねします。

川田証人

農振除外につきましては、農地転用、開発許可あるいはその他の法令の許可の見込みがなければ、除外はできません。また、それ以外の農振除外5要件、これを満たしていないとできませんので、当然、農転、開発の見込みがとれている、が条件になると考えております。

井上証人

私も同じく、こちらにつきましては、農振除外というのは、まず5要件、プラス関係法令の見込みがあるものということで、農振除外の計画変更、農用地利用計画の計画変更という業務にはそのような部分に関わっておりますので、農振除外を農振除外だけで、関係を、ほかの関係法令が見込みがある、ないとかというのは、全然別なものとは考えておりません。

委員長

本件に関する農振除外の事前相談段階において、市による開発許可と、県による農地転用許可の調整状況、進捗状況は、それぞれどのような状況だったと認識していましたか。

川田証人

この案件につきましては、私は当時携わっておりませんでしたので分かりませんが、一般的に申し上げますと、農振除外につきましては、県の大里農林振興センター、市の開発部局、それから市の農業委員会、市の農業振興課と4者が協議して担当者会議を経て、その後、農振対策、市の農振対策委員会幹事会を経て、農振対策委員会にかけると、そういう手順で行っております。

井上証人

同じなんですけれども、はい、特につけ加える部分はありません。そのような認識で業務を進めております。

委員長

本件に関する農振除外を決定する段階において、それぞれ市による開発許可と、県による農地転用許可の調整状況、進捗状況は、どのような状況だったと認識していましたか。

川田証人

この件については、私はちょっと、そのときいませんでしたので、お答えできませんので、申し訳ありません。

井上証人

進捗につきましては、農振除外の申出を受け付けた後、まず関係書類を関係部局、開発の部局、あと農地転用、関わる部局等でまず書類で審査をしていただき、その後担当者での会議が行われます。そしてそのとき、その後、今度は幹事会と呼ばれるものの会議の中で、関係部局の課長レベルの方で構成されている幹事会を開き、そして委員会という流れを経ております。

委員長

農振除外の手続について、どのように進められるのか、他の機関への協議のタイミングなどを含めて、プロセスを教えてください。

川田証人

まず農振除外の受付は、市の場合、年3回、3月、7月、11月の15日締めで行っております。申請が出る前に大体相談は受けるんですが、相談を受けて、またその際も当然、他法令でかかる場合は、他法令での見込みをとってくださいということで、その辺の部局に相談してくださいというお話もしますし、その後、先ほど申し上げたとおり、相談の上、できそうな見込みが出てくれば申請をお受けして、申請というか申出ですね、申出をお受けして、その後、先ほど申し上げましたように担当者会議を開いたり、幹事会を開いて農振対策委員会にかけると、そういう手順をとって進めて、県の事前協議の同意を頂いて、その後、公告縦覧を経て本協議になり、除外が終わるといふ、そういう流れで行っております。

井上証人

こちらにつきましても同様でございます。特につけ加える部分はございません。

委員長

農振除外の手続の際、県からはどのような助言や指導がありましたか。

川田証人

今回のケースは私は分かりませんが、通常ですといろいろと細かい点の御指導をいただいております。

井上証人

事前協議に至るまでの期間が長い期間となりますので、先ほど申し上げた担当者会議、ごめんなさい、先ほど申し上げなかった現地の確認もいたします。そのような部分におきましても、県の担当者なりと会議を開き、そのような部分で内容についても審査等は当然しております。

委員長

県からの助言や指導に対して、市としてどのように対応しましたか。

川田証人

今回のケースは分かりませんが、通常ですと、県が了解してくれる範囲まで対応していると考えております。

井上証人

先ほどの話にありましたとおり、市の委員会の後、県に事前協議、またその後本協議で両方協議をした際に同意を求め、その同意がないと計画変更はできませんので、そのような部分で県には、内容等は当然審査をしていただいているということになります。

委員長

農振除外とされた本件の土地の周辺の農振除外前の状況について伺います。

本件土地の周辺については、例えば農地の集積などをして引き続き農業振興が図れるような地域なのか、又は都市化が進み市街地と農地が混在しているような地域なのか、どのような状況にあると認識していますか。

川田証人

本件の土地につきましては、青地と白地が混在している地域でございます。またほ場整備等の面整備は行っていない場所でございます。周辺も農地のほ場の区画が形状が悪くて、遊休農地が多く発生していると、そういう状況もありますし、また近隣まで宅地化が進んでおりますので、農地は当然守るべきと考えておりますが、その中でも、1種農地とはいえ、守る度合いとしては若干低いのかなというふうに認識しております。

井上証人

今回の地域につきましては、先ほどの話にもありましたとおり集落に隣接しており、その集落からのしみ出しの地域となります。農地の広がりのあるところを分断をする形での計画というようなこと、場所ではないという認識がございますので、こちらの土地につきましては、今後利用、集積に支障が来すような地域という認識はなく審査を進めてきました。

委員長

本件土地は、以前は農振農用地、農業振興地域内の農用地区域内の農地でした。農振除外ではその要件として、他の適地がないかといういわゆる代替性の判断が必要とされています。今回、本件土地を農振除外するに当たり、他の区域では困難であるという検討や判断をそれぞれの立場でどのようにしたのか伺います。

川田証人

代替地につきましては、該当する土地というか、ほかにないかということで3か所当たったというのを聞いております。

井上証人

代替地検討につきましては、市内の3か所の土地につきまして検討していただき、その内容は適正なものであったと判断しております。

委員長

続いて、本件農地転用許可の関係について伺います。

本件農地転用許可の要件として適用された「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」について、農林水産省からは運用通知が出されています。この通知の中では、「農地転用の申請者と地元自治体との雇用協定を添付すること」などにより、農業従事者の雇用割合を3割以上とし、雇用の確実性を判断することとしています。

今回の雇用協定は、まず、農業振興課の起案により雇用協定の締結基準が制定されています。何か、ひな形や参考にしたものなどがあったのでしょうか。

川田証人

これにつきましては、県の御指導を頂いて、他県の事例を参考にしたと聞いております。

井上証人

ひな形等につきましては、市のほうで準備をしたということではなく、やはり県のほうからのひな形、こういうものがありますというようなことで、そちらに基づいて参考にさせていただいて作ったものということになります。

委員長

ただいま他県というふうに話されましたが、どこの県だか教えてください。

井上証人

熊本と佐賀であったと記憶しております。

委員長

県の指導というのは、大里農林センターですか、それとも県庁の本庁の方からですか。どちらですか。

井上証人

その書式ということでよろしいんでしょうかね。書式自体は.....。

委員長

もし分かれば、詳しく話してください。

井上証人

書式をもらったのが大里農林なのか県なのかということですよ。直接、基本的には県とはやり取りは、県とはというか、やり取りしていないので、ごめんなさい、こちらにつきましては、私もはっきりした記憶がございません。ただ、ひな形としてもらうのであれば、大里農林からもらうのかと記憶していますが、はい、記憶しております。

委員長

では、雇用協定の締結基準を定めるに当たり、農業従事者の雇用の確実性を持たせるために、どのような検討をされたのか伺います。

井上証人

確実な検討につきましては、農業従事者、市内の農業従事者で今回の計画をするところと隣接する、旧の大字何々という地域単位のところで隣接するところの農業従事者からまず雇用をし、それでも足りない場合は範囲を広げていく。また、雇用者の雇用年齢、従事者の年齢を引き上げていく等で、もしその計画、3割というものが満たされない場合は、そのような方法論をとっていくということでした。

委員長

川田さん、どうですか。

川田証人

同じように聞いております。

委員長

次に、雇用協定の締結基準の制定及び雇用協定締結に当たり、農地転用の許可権者である県からは、どのような助言、指導があり、それに対して市としてどのように対応したのか伺います。

井上証人

雇用協定のひな形等につきましても県の方からいただいておりますし、内容につきましても、県の内容で、こちらの、この内容で問題ないのかという部分につきましては、当然相談なりをさせていただいており、それを基につくって、制定されたものということになります。

川田証人

雇用協定につきましても、その案を基に大里農林振興センター交えて担当で相談というか会議を持ったと記憶しております。

委員長

武内政文委員。

武内委員

それでは、最初にお二人に質問をいたします。

今回のケースは3割雇用の適用とか、県内初の事例でありまして、いわゆる特異な案件だと思うんですが、これについてどのような認識を持っていたか、要するに特別な許可案件とか、そういう認識があったかどうか、それぞれお聞きしたいと思います。

川田証人

私はその当時携わっていなかったもので、特別なことだということは、認識しておりませんでした。

井上証人

県内、また全国においても、このような案件については確かに特異なものであるということ認識をしておりました。

武内委員

それでは川田さん、引継ぎでは特にそういうあれはなかったんでしょうか。

川田証人

はい、引継ぎは、それは聞いておりません。

武内委員

続いて、開発許可の見込みや農転許可の見込みについて、その担当部局と連絡をとったと思いますが、農業振興課として、農振除外の決定の前にそれぞれの許可要件の確認などを行ったのか、特に開発許可に関しては公共移転を要件としたものでありましたが、従前の場所の面積などの確認をしたのか。

すみません、これは井上さんにお聞きします。

井上証人

従前の土地の面積等につきましては、確認はしております。ただ、あくまで開発要件ということが満たされればそれでということで、こちらのほうでは認識しております。

武内委員

それはどういうふうな、確認というのは書類上ということなんでしょうか。

井上証人

従前地、ごめんなさい、これは山形中の従前地という部分でよろしかったのでしょうか。そちらの部分ですね、そちらの部分についての面積等というのは、土地収用証明書とか、そういうようなものというもののなかで、書類で審査をしていただいていますので、そのやり取りの中で、開発部局等からの回答等を頂いている意味で、確認をしているという意味になります。

武内委員

これ、具体的にそちら、資料がないと思うんですが、平成27年の10月30日で市の農業振興地域整備計画変更に係る担当者会議というのが行われました。その中で、農業振興課、それから農業委員会、それから大里農林、そして開発審査課が協議をしているんです。その中で振興課さんが、山形の店舗についてどのようなものであったか不明というふうな復命がありまして、その山形の店舗についてどういうものなのかを気にかけている、あるいはちょっと疑問があったようなメモがありました。そしてその後、その確認ができたかどうか、この資料から、今頂いたものから読み取れなかったんですけども、申出者あるいは開発審査課などによりまして、この山形の店舗について確認というのはその後取れたのかどうか。

井上証人

店舗の確認につきましては、そこで確認が取れたものと私は判断をしたんだと、当時、思われますが。

武内委員

余り記憶がはっきりしないということなんではないでしょうか。要するに、店舗がどういうものか気になっていたんだけど、その後、それは復命の時点だったんで、その後確認は特に取れていない、取っていないというか、取れていないということでしょうか。開発のほうから。

井上証人

取っていなかったんだと思います。

ただし、それのことではなく、あくまでこちらとしては開発の要件があること、それが除外を進める上で大事な部分であったと思われます。

委員長

新井豪委員。

新井委員

それでは、事前の調整のことについてお伺いいたします。

まずお伺いしたいのが、まず川田さんにお伺いしたいのは、平成26年の10月の段階から、相談があったときからの経緯というものは、ちゃんと引き継ぎで報告なり、把握はされていたのかどうかということをお伺いします。

そして井上さんには、平成26年の最初の段階からこれに携わり、いろいろなことの経緯をリアルタイムで把握されていたのかお聞かせください。

川田証人

当時の相談の逐一の報告、報告というか復命につきましては、課内で回覧しますので、そのレベルでは見ていると思いますが、記憶にはありません。ただ、引継ぎの中で、そういった個々の、こういう段階を踏んで今こういう状況だよという、そういう引継ぎはありませんでした。

井上証人

26年10月の段階の経緯につきましては、私は全然把握をしておりません。

新井委員

では井上さん、いつからこの経緯に関しては把握をされておりましたか。

井上証人

正式な計画等の部分を含めてですと、平成27年1月22日の会議、平成27年になってからのこととなります。

新井委員

この平成26年の間に、頻繁に事前相談で大里農林のほうに当事者たちが行きまして相談をしています。そのときには、いわゆる攻防が繰り広げられておまして、農林振興センターは防戦一方だったんです。ところが、この、先ほどおっしゃったように、1月のこの段階から急に県の方も態度が変わりまして、そして4か月間空白期間を経て、しっかりとそこから協力体制になっていると。

このいわゆる1月のこの段階から、役所が急激な変化を遂げています。それについて、

当時ここで変化があったということは認識されていましてでしょうか。

井上さん。

井上証人

認識しておりません。

1月22日の時点ですで、また5月、27年の5月からまた会議が頻繁に行われるようになりまして、その間の経緯がどういう何かがあったかにつきましては認識しておりません。

新井委員

井上さん、最後にお伺いします。

井上さんが協議に参加されてから、県の大里農林振興センターは協力的だったか、非協力的だったかというところでしょうか。

井上証人

ごめんなさい、もう一度よろしいでしょうか。27年1月からと27年の5月という部分でしょうか。その間、ごめんなさい、もう一度お願いします。

新井委員

井上さんがこの協議に携わるようになってから、大里農林振興センター、要するに県側が、井上さんにとって、熊谷市にとって、協力的だったか非協力的だったかということ、感想としてどちらの印象をお持ちですか。

井上証人

私の印象でいえば、非協力的ですかね。印象ですもんね。

委員長

木下高志委員。

木下委員

井上さんに質問いたします。

まず3割雇用に対してなんですけれども、先ほどの答弁におきまして、大里振興センターから指導があって、数々の相談があったと今こういうお話がありました。資料は県からもらったということでありましたけれども、先ほど、午前中のことも踏まえてちょっと質問するんですけれども、事例の参考資料というのは業者からもらったという、3割雇用の業者からもらった、県は業者からもらったという答弁があったもので、これは井上さんの先ほどの答弁ですと県からもらったという話でしたけれども、記憶違いはありませんか。

井上証人

それは間違いありません。

木下委員

続きまして、雇用協定については、3者協定の案を検討していたというのがいろんな資

料から分かっているんですけども、これは誰が主導して検討することになったのか、また最終的にはどうなったんでしょうか。

井上証人

3者案につきましての主導につきましては、これは市であったのか県であったのかということでは、主導ですよね、雇用案については主導というよりはお互いが、市も県もお互い相談をしながら進めていったものでありますので、どちらが、何が主導というものはなかったと認識しております。

木下委員

分かりました。

それから、農転許可の前提段階では、雇用協定、雇用計画書のみの指名審査だけでは、3割雇用がされる事業の実効性が担保されないと考えますけれども、雇用協定を締結するに当たり、現地確認や実際の事業計画、雇用者の配置などについては、どの辺、どこまで具体的に行ったのでしょうか。

井上証人

雇用協定の3割雇用することの見込みという部分につきましては、あくまで先ほど申し上げた地域の、要は対象となる地域のこの部分の規定、ごめんなさい、雇用協定の締結基準にのせておりますので、実際はどれぐらいの人数でいるのか、現状がどうなのかという部分の調査まではしておりませんでした。

木下委員

話したかった点は分かりました。

ということは、例えば農転許可の要件となる地元自治体と申請者との雇用協定を締結された後、この雇用実績の確認は、行わなければいけないと思うんですけども、そこまでもまだ未定だったということなんですか。

井上証人

いえ、当然雇用する人数、雇用する名簿等を農業委員会の農家台帳等でその人間が農業従事者であるのかどうか、そのような部分というのは当然チェックをするということで計画をして進めておりました。

木下委員

分かりました。

それから、3割雇用とは少し離れるんですけども、農転許可については、農振除外についても、農業を振興する立場からは必要最小限度に抑える必要があると考えられますけれども、本件農振除外で除外された8,000平米もの農地が必要最小限であると認めるに至った根拠は何でしょうか。

それから、その除外理由である事業の目的に対して必要最小限の面積であるという検討はどのようにされたのでしょうか。

井上証人

必要最低限度と申し上げますが、今回の計画の中で、例えば駐車場台数の問題とか、そ

のようなものにつきまして、必要最低限度の台数の配置、建物の大きさ等について、今回の計画は大型スーパーということになっておりますので、その中では最低必要面積であったとこちらでは判断をいたしております。逆に小さすぎるということで、またそれこそ農地が分断され、また計画をその後どんどん変えて、また後日広がっていくような計画になるということのほうが逆に問題があると思われます。

今回の計画については、適正な面積であったと認識しております。

木下委員

じゃ最後に一点だけ。

午前中の答弁の中に、3割雇用に対しましては、确实性という担保は熊谷市との協定を結んだというところで判断したという話がありましたけれども、あったんですね、要するに熊谷市がキーになって実現性、确实性が担保されるというような認識を示されたと私も受け取ったんですけども、そのことについてどう思いますか。

井上証人

3割雇用を確保するのは、協定を結ぶ熊谷市ということですので、それは当然熊谷市との、計画者との問題ということにはなると思います。

よろしかったでしょうか。

木下委員

はい。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

私の方からは、土地の周辺状況について、先ほど委員長からの質問に対して、お二方、ある程度詳細な答弁がありました。その上でちょっと更にお聞きしたいんですが、私ども委員会で現地の方に実は視察をさせてもらいました。そうした中で、今本地の周辺状況のことは細かい御説明がありましたけれども、この当該土地について、この本件の土地については農振除外の前は耕作されていた農地だったのか、あるいは耕作放棄地となって、似たようなところもありますけれども、農地の耕作状況について教えてください。

井上さんにお聞きします。

井上証人

全部の土地について耕作をされていたということではなかったということになります。一部やはり不耕作地、休耕地の状態であったというふうに認識しております。割合、恐らく半分ぐらいであったという認識でございました。

板橋委員

続いてお聞きしますけれども、この土地の前面道路が、都市計画道路が通っているようですけども、これはいつごろから道路がなっているという認識がありますか。正確なあれではなくて結構ですので。

井上証人

都市計画道路がいつごろからなっているか……。

板橋委員

今の状態になっているか。

井上証人

除外申入れの段階では、まだ開通はしていませんよね、道路は。していない状況です。

板橋委員

我々が行っているときには、もう形状はできていたので、あの道路がいつできたのかということをお聞きしたい。分からなければ分からないでもいいですけども。

井上証人

分かりません。

板橋委員

続いて、他の適地の検討についてお伺いします。

先ほど、お二方から3か所適地があったというお話がございましたけれども、最終的にここに決まったというふうに思うんですけども、その辺の経緯についてお聞かせください。

井上証人

3か所のうち、私の記憶では1か所目のところ、まず地型が、地型というか形状が悪いということ、あと今回の計画する面積よりは小さいので実現性ができないということ、あとは道路の接道関係の問題等で、その土地には代替検討の上、断念するという経緯になり、今回の申出地になったというふうに記憶しております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ありがとうございます。

きょうは御出頭ありがとうございます。

端的に何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず、当時主査で御担当いただいていた井上さんにお伺いをいたしますけれども、空白の4か月間ぐらいがあって、突如としてこれ動き始めたというふうに我々も認識しているんですけども、この突如として動き始めた事由とか理由とか何とかというものを何か感じられていることありますか。

井上証人

それは、全く感じたことの理由はありません。

田村委員

27年の5月の21日ぐらいから動いてくるんですけども、27日にヤオコーさんがここで所有権移転を目的にこの開発に関わってくるということが記録の中に出てきますけれども、その認識はございましたでしょうか。

井上証人

会議の中の資料としてあったということであれば、その認識は、私も会議に出ておりますので、あったというふうにお答えするということになります。

田村委員

それでは、先ほどの説明の中で、県の農林振興センター、大里のですね、熊谷市の農業委員会やまたそちらの4者の関係機関で事前協議での了解を得てから本協議に入っていたという過程がありましたね。これ書類を我々がいろいろ取り寄せて見ても、関係機関で十分な事前協議がなされているということが確認できます。この中で、申請者の新井機械製作所からヤオコーに所有権が移転する計画で協議がなされている状況が伺えますね。それは、事前協議での了解でも、このことが了解をされて本協議に移るということで認識をされていたかどうかをお伺いします。

井上証人

その部分の会議につきましては、農振除外申請前の部分のお話合いのところだったと思いますので、事前相談というふうな認識で私はおります。

田村委員

それでは、事前相談の段階では、所有権移転がヤオコーさんにされるということを認識した上で、この事前相談に乗られていたという感じでよろしいですか。

井上証人

会議の中でいろいろな内容のものが出ておりますので、そういうようなことも考えられるという意味で、私もそれは認識をしております。

田村委員

その事前相談の中の次の段階に移ります。

事前協議での了解では、この所有権移転については触れられていましたか。

井上証人

事前協議の相談……。事前協議の段階で……。もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

田村委員

事前相談を受けながらどんどん進んでいきますよね。県との事前協議に移っていきますよね。その協議の段階でこのヤオコーさんの所有権移転というのは暗黙の了解でなされていたものなんですか。

井上証人

事前協議、そうですね、申請がされた後の部分につきましては、あくまでそういう認識ではないです。新井機械さんで、申請者になっておりますので、新井機械さんで実行して

いただく。計画者が新井機械さんということで認識をしております。

田村委員

それでは、本協議の段階でも、新井機械さんがやるというふうな認識でいらっしゃいましたか。それとも、ヤオコーさんに所有権が移転するというふうに思われていましたか。

井上証人

事前協議からずっと、本協議に至るまで、新井機械さんがやるということで認識しております。

田村委員

じゃ、先ほどの問題にちょっと戻りますけれども、事前相談の中で、県が作っている工程表がございます。フローチャートがあります。その中で所有権移転というのは明記されていて、そちらのほうの関係機関、4者会議でもそのフローチャートが示されておる。これ県が作ったものです。そこに所有権移転というものが入っていて、そのまま事前審査が進んでいる。そのフローチャートどおりに所有権が移転しています。結果として。移転してもらっている。所有権がヤオコーさんに29年3月に移転していることは御存じでしたか。その段階で。所有権移転した段階で。

井上証人

29年3月に所有権が移ったことをいつ認識したかということによろしいでしょうか。はい、それにつきましては、私の記憶では3月下旬ぐらいにそのことが分かったというか、というふうな記憶です。

30年、今年です、はい、失礼しました。

田村委員

そのときに、これフローチャートどおりだなと、これまでの事前相談どおりだなというふうに思われましたか、思われませんでしたか。

井上証人

そのフローチャートというのと今回のこれが結び付くということは、まるで考えておりませんでした。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

確認なんですけれども、先ほど雇用協定の話が再三出てきておりましたけれども、除外の事前協議に同意の3月30日、28年のね、3月30日に事前協議の同意をしておりますけれども、その月の最初に行われた3月4日にめぬま研修センターで、大里農林、県、あとは市ですけれども、企業活動支援課、開発審査課、農業委員会、農業振興課ということで、お二人のお名前はちょっとその中に入っていないんですけれども、その中の書類で、3者協定の案文があって、赤い字で書いてあってわざわざ消してあるんですけれども、雇用協定書、熊谷市以下どこが建設してと書いているんですが、消してある部分を読みます

と、「丙が地位承継に運営を委託する」とあって、一番最後に「なお、本協定は埼玉県
の指導に基づくものである」というのは赤字で書いて消してあるんですけども、これは
県の方から消してくれということでしたので消したのでしょうか。これ提出して
いただいた資料なんですけれども、把握しているのでしょうか、この件は。

井上証人

最後の埼玉県の部分について消してくれというのは、埼玉県から指示された
ものです。

小島委員

すみません、その経過の概要、覚えている範囲で結構ですけれども、どの
ようなやり取り、この議事録は誰がしゃべって、誰が話したとか個別になっ
ていなくて、経緯、内容と結論というだけしか書いていないので、どうい
う経過でこういうことになったのかをお聞かせを頂きたいんですけども。

井上証人

まず3者雇用協定案というものでも、考えて当然関係機関と協議を進めて
いた中で、今回、この会議のときに、3者ではなく2者協定案ということに
決まった。そしてこの協定については、そもそも当然これは農地転用に関
する要件、許可要件の中で雇用協定を結ぶということになりますので、
当然県と内容についてのやり取りをしていました。その中の会議の中で、
これは県からの指導によるものですよというものを市としては表記する
べきではないかという話になったときに、当然それを市単独では決定でき
ませんので、県の方に確認をとり、その中でその、県による指導のとい
うのは、それは載せることはできないというような回答をもらったとい
うことです。それは会議の部分で出ているものと、その後の対応のこ
とにもなるかもしれませんが、私が記憶しているのは以上になります。

小島委員

ありがとうございます。

だけれども、ここにはこう書いてあるのを消してくれとはなっている
けれども、先ほど来のお話ですと、雇用協定のひな形等の提供を頂いたり、
その記載方法というんでしょうかね、運用の方法なども指導を頂いたと、
細かく指導を頂いたということによろしいのでしょうか。

井上証人

指導は頂いております。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

今日はお忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。

ちょっと私からも何点かお聞かせいただきます。

井上さんにお答えいただきたいと思うんですが、井上さん、この件に
最初から関わっていたということで、ただ、何か決定をすとか責任を負
うという立場じゃありませんが、逆に全体像を冷静に見られたのかな
と思いますので。

平成27年、3年前になりますか、6月2日に、大里の行政センターの2階で、大里農林振興センターや振興課、開発審査課、農業委員会事務局との打合せがございまして、その議事録が今手元にあるんですが、この中で、大里農林、県の方の大里農林の方が、部長が開発サイド、これは熊谷の開発審査課のことですけれども、開発サイドではなぜ今回許可の見込みがあるのか説明してもらいたいというふうに、大里農林から投げかけているんですね、熊谷の開発審査課に。

このときは、井上さんは主任という立場で会議に出ているんですが、そうしましたら熊谷の開発審査課の当時の課長が、1月の会議のときから、都市計画法第34条12号の公共移転で行うということは承知していたはずであるというふうに課長答えて、当時の会議資料にも記載されていると。ただそれ見ますとね、いろんな意見が出て、こういう結論にはなっていないかったというふうに私は思うんだけど、それを承知で、農地転用の許可の見込みあると話していたではないかと、開発サイドの見込みはあるが、農振除外ができないとなれば開発もできないことになるかと、こういうふうに関係課長が答えているんですね。

お聞きしたいのは、そういうやり取りを聞いておられて、そして1月の段階もそうなんですが、そもそもこの農振除外という案件そのものが大変難しい案件だというふうな、いろんな、皆さんからいろいろ、これが課題だ、これはどうだという論議がされているので、井上さんから見た場合に、そもそも今回の農振除外の案件そのものが、あなたの経験上からもなかなかこれは難しい案件であるなという、そういう認識はあったのかどうなのか、まずお答えいただきたいと思います。

井上証人

通常の除外の案件に比べれば、大変難しい案件であるということは認識しております。

村岡委員

それに対して、今紹介した熊谷の開発審査課の方が、開発の、もう見込みあるんだということ、そういう前提の話が1月の会議から進んでいるはずじゃないかということ言っているんですが、これは記憶にございますか。

井上証人

その部分については、全く記憶がないです。

村岡委員

それでは、同じ課長がその話のくだりの中で、農振除外に向けていろいろ進めているのではないかと、こういうふうに県に対して言っているんですね、農振除外に向けていろいろ進めているのではないかと。これは記憶にございますか。

井上証人

記憶にないです。

村岡委員

分かりました。

それでは、もう一つお聞きします。

この同じ日に、井上さんの上司に当たると思うんですが、農業振興課の副課長さんが一

緒にここに出ているわけなんですけれども、農業振興課の当時の副課長さんがこういう発言をしておられます。「農業振興課としては、農振除外をしていくのに、山形県の収用証明でなぜ熊谷市への移転なのか、なぜ青地のそこで行うのか、開発だけの問題ではないと。農地転用の見込みがあれば農振除外はできるということだけではない。」こう言って、要するに開発だけの問題じゃないんだと。「農振対策協議会で説明し、認めてもらえるかどうか。」こう発言しているんですね。ですから、農振対策協議会で説明に耐えられるんだろうかということを非常に懸念している、心配された発言をしております、これは担当の課の部下でしたと思いますので覚えていらっしゃると思うんですが、何を副課長はこのとき心配をされていたと思いますか。

井上証人

今おっしゃられたとおりで、この6月等の段階において、どういう計画であったものなのか、先ほど申し上げたとおり1月から会議に私も出ておりますので、実際のところどのような経緯で、内容なのか、具体的なものというものにつきまして、農業振興課の方では把握しきれていないところでいろいろ話が進んでいる部分もあったことについて、内容が、先ほどおっしゃられた、なぜ山形からだとか、そういうようないろんな部分がまだ情報として把握しきれていないために、じゃ実際除外が出てきて、今後進めるに当たっての不安があった。そういう気持ちが込められているのではないかと、私はそのように認識しています。

【証人に対する質問（熊谷市農業委員会）】

委員長

それでは、私からお二方に何点かお聞きいたします。

まず、今回の農地転用許可について、どのように関わっていらしたのか、当時の職務内容などについての話を2点、お二人にお伺いします。

では、お二人に伺います。本件農地転用許可申請を受理したときに在職していた所属署の名前、在籍期間、そのときの役職、併せて農地転用許可の事務について、どのような職務内容を担当されていたのかお伺いします。

澤田証人

在職期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、農業委員会事務局長として農業委員会の取りまとめをしておりました。農業委員会では、農業委員の皆さんの議案審査、そういったものについての取りまとめということで、事務局職員の取りまとめをしていたというふうに思っております。

委員長

じゃ、洪澤さん、お願いします。

洪澤証人

私の農業委員会の在職期間は、平成23年の4月から平成30年の3月までということで、本件の関係につきましては、平成26年度に農地転用の相談がありまして、26年度、27年度につきましては、農業委員会事務局の主幹兼農地係長でした。その後は、28年度、29年度につきましては、次長兼農地係長ということで、農地転用関係、農地法3条、農地関係につきまして、その間係長として行ってきました。

以上です。

委員長

それでは、澤田さんにお伺いします。

あなたは、平成28年度から農業委員会事務局長の職に就いたとのことですが、あなたは本件に関しては、どのような課題を引継ぎ事項として前任の局長から受けたのかお尋ねします。

澤田証人

本件につきましては、前任の局長から特に引継ぎは受けておりません。私が来たときには、このようなお話は申請としてはなかったものですから、私が本件に関わったのは、平成29年の2月の農業委員会に本件が農地転用許可申請を出されたときをもって、本件を確認したという状況です。

委員長

渋澤さんにも、同様の事項についてお伺いします。

あなたは、平成26年度から農業委員会事務局の主幹兼農地係長でいらしたということですが、本件の話が出た当初から在籍されていたという認識でよろしいでしょうか。

渋澤証人

はい、そのとおりです。

委員長

お二人に伺います。

平成29年2月10日に本件農地転用許可申請書の提出を受けた後、平成29年3月9日に県に意見を送付するまでの間、どのような審査を行ったのかお尋ねします。

澤田証人

農業委員会では、転用の締切が毎月10日ですので、29年の2月10日に農地転用の5条の申請を受け付けております。

その後、議案審査会を毎月開催しておりますが、全農業委員の各担当地区の農業委員さんに議案の審査をお願いしております。こちらでまず書類の審査をしていただき、その月の27日に、熊谷市は農地部会と農政部会があるものですから、農地転用に関しては農地部会に諮って、事務局から内容の説明をし、農業委員さんの審査を受けて許可相当ということで、平成29年の3月2日に、面積が大きいですから、埼玉県農業委員会常設委員会に議案の説明をしております。で、許可相当を頂いて、平成29年の3月9日に埼玉県のほうに意見書の送付を行ったということで、審査を行っております。

委員長

渋澤さん、お願いします。

渋澤証人

今、澤田局長の方から話がありましたけれども、2月10日に農地転用の許可申請を受けまして、議案審査会が2月20日に行われているわけですが、その前に、ほかの

申請案件ですね、私と当時の担当で現地、申請に基づきまして、現地確認を行っております。

その後の審査等につきましては、先ほど説明したとおり、2月20日に議案審査会ということで、担当地区の農業委員さんに申請の案件、申請書を見ていただきまして、27日に農地部会で県に進達する意見の決定ということで行っております。

それで、3月2日には、3,000平米を超えている案件ですので、県の常設委員会に案件を上げまして、常設委員会での意見を頂きまして、3月9日、県に農地転用に関する意見書、その常設審議会の意見書を付けて送付いたしました。

委員長

お二人に伺います。

本件農地転用の許可申請書には、申請者が作成した土地選定理由書やこれまでの経緯や事業計画、収用された山形県米沢店の煎餅工場について記された理由書が添付されています。これらは、許可相当と判断する際の根拠資料という理解でよいでしょうか。

澤田証人

はい、そういうふうに思います。

渋澤証人

根拠資料ということですが、農地転用の申請書の添付書類ということになりますので、添付書類で根拠にして確認したということになります。

委員長

お二人に伺います。

本件農地転用許可の要件として適用された農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設について、農林水産省からは運用通知が出されています。この通知の中では、農地転用の申請者と地元自治体との雇用協定を添付することなどにより、農業従事者の雇用割合を3割以上とし、雇用の確実性を判断することとしています。

この3割雇用という許可要件について、許可相当という意見を定めるまでの間に、どのような調整や確認を行ったのかお尋ねします。

澤田証人

転用の申請のときには、既にその雇用協定書が結ばれて、その申請書の中に、その協定書が添付されておりましたので、当然それが実行されるものとして判断したということでございます。

渋澤証人

同じく、転用の添付書類の中に、人の雇用協定ということでもありますので、それを実行していただけるということで審査をしたところでございます。

委員長

お二人に伺います。

開発許可と農地転用許可との調整に関する覚書によれば、開発と農地転用で相互に連絡し、調整を図ることになってはいますが、本件に関しては市開発審査課とはどのような調整

を行ったのかお尋ねします。

澤田証人

私は、調整の期間に立ち会っておりませんので、その件に関してはここで申し述べることはございません。

渋澤証人

こちらの案件につきましては、農振除外からの案件ですので、その時点で開発許可担当課との調整ということでやってきております。農振除外の方を認可するに当たっては、開発、農地転用の許可の見込みがあるということで除外のほうは下りていきますので、そのときに担当課との調整は行われたと。

あと、転用の申請の案件が出て、正式に出てきてから開発の事前協議の申請がありまして、その中で開発課の方から関係部局の方に申請書の合議ということでいろいろ回ってきますので、その中で開発の案件の中身を確認し、農業委員会もそこで確認したところでございます。

委員長

お二人に伺います。

本件農地転用許可申請については、農業委員会農地部会でどのように審査を行い、県に提出する意見として決定したのかお尋ねします。

澤田証人

先ほどもお話ししましたが、2月の27日に農地部会を開催しております。まず、事務局から今回の案件の内容の説明をし、各農業委員さんからの意見を承って、許可相当ということで審査を行っております。

渋澤証人

先ほど説明したようなこととちょっと重なりますけれども、農地転用の申請がありまして、その後担当職員による現地調査を行いまして、議案審査会にて地元の農業委員さん等に案件について説明し、そこで意見があれば意見等を出していただいたり、またそこで説明を行い、また、意見決定の農地部会では申請内容を説明し、そこで意見の決定を行っております。

また、こちらの案件につきましては、先ほどお話ししたとおり、農振除外からの案件ですので、除外の申請が出てきている中で、農振除外の委員会の農振対策委員会の前に、こういうことで除外の案件が出ていますよということで、地元の農業委員さんに案件としては事前に審査というか確認を頂いておりました。

委員長

武内政文委員。

武内委員

それでは、何点かお伺いいたします。

澤田さんにまずお伺いします。

引継ぎでは特に、特別なこの案件について、なかったということなんですけれども、こ

れは元代議士案件というようなことは認識していたということでもよろしいでしょうか。

澤田証人

私がこの上之の農地転用の事案を知ったのは、この本申請が出てきたときですので、その間は特に何か動きがあるというものはございませんでした。

武内委員

それではお二人にお伺いしますが、元代議士による相談案件ということ、これまでに、今の部署も含めて、ほかの部署でも経験したことはありましたか。

あるなし。

澤田証人

特にそういったものはなかったと思います。

渋澤証人

ええ、私もありませんでした。

武内委員

もう一点。

相手が、しつこいようですけれども、元代議士ということで、一般住民の方との異なる対応をする必要があるんじゃないかとかいう、そういうプレッシャーを感じたことはなかったか、渋澤さんにお伺いします。

渋澤証人

転用の相談につきましては、一般の市民の方なり、いろいろ事業者からいろいろ相談を受けます。元代議士ということで、プレッシャーというか、きちんと説明しなければいけないというのは感じておりました。

武内委員

違う観点で、もう一点御質問します。

これは平成29年2月の農業委員会の農地部会の議事録によりますと、これは渋澤さん、すいません。事務局から本件について説明がされておりました、3割雇用を適用して1種農地の転用を許可する県内初のケースであるということでしたけれども、出された記録を見ますと、委員からは質問あるいは意見、一切出ていないというようなことでありました。これは、実際に全くなかったという、そのとおりなのか、事務局が委員に逆に事前に説明をきちんと、関心を持たれないようにという失礼かもしれないですが、そうした初であるとか、そうした難しい案件であるとかいう説明をしたのかどうか、その点について、ちょっと確認したいんですけれども。

渋澤証人

ちょっと農業委員さんからの質問が出なかったことについては、ちょっとどういうことかというのは私から申し上げることはございませんので、特に説明をしなかったということはなかったと思うんですけれども、3割以上の雇用についてということは説明してあったかと思えます。

武内委員

例えば、異例なケースだとか、県内初とか、そういう言い方はされていましたが。覚えていますか。

渋澤証人

そうですね、私、担当としては、この案件が県内初というのは承知しておりまして、全国的にも余りケース、そういうケースはないという案件は承知はしていました。それを農業委員さんにどこまでそのことを伝えたかというのは、ちょっと私は、ちょっと覚えがありません。

武内委員

そのとき、農業委員さん、この委員会のときに、委員さんは何人いらっしゃったんですか。

渋澤証人

農地部会の委員さんにつきましては、たしか19人だったと思います。当日欠席していた方がいたかどうかまでは、ちょっと私も記憶にはないんですけども、農地部会の委員さんは19名だったかと思います。

武内委員

ありがとうございます。私のほうは以上です。

委員長

新井豪委員。

新井委員

それでは、先ほど委員長の質問で、土地選定理由書又は理由書が許可相当と判断する際の根拠となったということで、お二人とも「はい」ということで明言をされたということでお伺いします。

まず、根拠になったということは当然ながら、この理由書、土地選定理由書については、もうこの書面については何の不明な点もないということによろしいのでしょうか。お二人にお伺いします。

澤田証人

書かれている内容については、特に問題がないというふうに判断しています。

渋澤証人

この案件につきましては、農振除外を経てきた案件ですので、その中でいろいろ審議もされていたものと思います。そういう中で、除外を経てということで出てきた案件ですので、その審議の中である程度審議されてきてまして、農地転用の案件につきましては、申請書を確認、理由書を確認して、特に問題ないということで審査していたと思います。

新井委員

この書類に全く問題はないということなんですけれども、まず、この適地について、理由書には、この当該の土地以外に3か所検討したというふうにあります。ここに、その理由等々も書かれているんですけれども、これ、ちゃんとこれをしっかり検討したのか、また、この土地についての確認はしっかりと行ったんでしょうか。お二人にお伺いします。

澤田証人

私は、直接は確認はしておりません。

渋澤証人

この案件につきましては、何度も言うようなんですけれども、農振除外のときからの案件ですので、それを出すときに、同じように代替地の検討ということで申請が出ておまして、当時、私は事務局職員で、途中の経緯で相談も受けていましたので、そちらについて、検討したということは確認して、私もそちらの現地まで確認なりした覚えはあります。

新井委員

そもそもの話をまずお伺いするんですけれども、理由書の1ページ目に、公共移転であることや、収用証明の内容について記述がされているんですけれども、公共移転とか収用証明について、お二人は当時、基本的な知識というのはあったんですか。

澤田証人

公共移転は当然、地方公共団体や国や、そういった公の施設をつくるときに移転するときの事案ですから、公共移転や収用証明については、当然把握していたというふうに思っています。

渋澤証人

私も収用証明、公共移転については、ある程度把握しておりました。

新井委員

では、続いてお伺いします。

この理由書の中に、ヤオコー様に経営指導を仰ぎ、店舗運営についてもヤオコー様に依頼しての店舗営業を計画しておりますというふうにあります。経営指導を仰いで運営は自分でやるというなら分かるんですけれども、経営指導を仰いで、さらに運営も任せるといふふうを書いてあるんですね。その指導も運営も任せると、これはどういう意味なのか。これ、申請者に確認したのか、疑問に思わなかったのか、お二人にお伺いします。

澤田証人

経営は個人、自分でやって、運営の指導を仰ぐというふうに私は読ませていただきました。

渋澤証人

私も、経営は自分でやって、指導等を仰いで行うということで、そういう認識で考えていました。

新井委員

では、いわゆるこれ、経営者、経営者ですよ、オーナーという意味での経営者。でも、指導を仰いで、運営ももう、全てもう、もう全て丸投げなわけですよ。こういう業態というのが許されるんでしょうか。

澤田証人

まだ実行されていない段階で、申請のときには自分で事業を運営して、経営の指導を仰ぐということのようですから、そのように判断をしました。特に、それ以上のことは今の時点ではお話できないと思います。

新井委員

今のとは内容が違いますね、今。今、指導を仰いで自ら運営するって今、そういうふう判断したとおっしゃいましたが、書面と違いますね。運営も任せるといふふうに書いてあるんですよ。それでは解釈が……

澤田証人

私は、その申請書は経営は自らやって、運営の指導を仰ぐというふうに解釈しております。

渋澤証人

私も、経営指導を仰ぎながら、運営もある程度、丸投げということではなかったという記憶であります。

新井委員

もう一度言います。

ヤオコー様に経営指導を仰ぎ、店舗運営についてもヤオコー様に依頼しての店舗営業を計画しておりますというふうに書いてあります。どこにも自らが経営するとか、自らが運営に関わるということは一言も書いていないんですね。随分と書面と解釈が違うように思うんですけども。もう一度お答えいただけますか。

澤田証人

先ほどお答えしたとおりです。

渋澤証人

そうですね。先ほど、丸投げというような話が委員さんから出たような気がしたんですけども、だから、丸投げということでは私はなかったかなということでお話いたしました。

新井委員

ではちょっと、平行線なので質問をかえます。

最後になります。

こちらの理由計画書で、事業計画についてあります。先ほども一部述べたんですけども、ここには、小売りをする総合型のスーパーマーケットの店舗運営を計画したというふう書いてあります。その下には、山形県米沢市の店舗についてということで、煎餅工場兼店舗だったという説明が、こういろいろと書かれているんですけども、この事業計画

とこの店舗ってどういう関連性があるんですか。これだけ読むと、そのスーパーをやる中に煎餅工場なり見学場所を設けるのか、又はその工場を作って、それと附帯する形でスーパーをやるのかとか、全然ここについての関連性がこの書面では全く理解ができないんですけれども、これはどう解釈されたんですか。

澤田証人

その件に関しては、私は特に関与していないというふうに考えています。

渋澤証人

山形で煎餅屋さんをやっている、新しくやるのはスーパーということで、特に煎餅屋さんとは私は関係はなかったということで、煎餅の事業をやるということではなくて、スーパーをやるということで申請があったと思います。

新井委員

いや、ただ理由書にこんなのを書く必要が私はないと思っているんですけれども、要するに二人の解釈だと、お二人というか渋澤さんの解釈だと、この米沢の煎餅工場のことなんか全く関係がないと。要するに、今回の新しい事業に関しては、全く関係がないということですよ。

渋澤証人

米沢で煎餅工場をやっていた工場の敷地が収用にかかってということで認識していました、新しくやるお店では、その中で一部煎餅も販売するかもしれませんが、煎餅工場、煎餅屋としてのメインの店舗をやるということではなかったと思います。通常のスーパーであったということで認識しています。

新井委員

つまり、もうこの事業を全く引き継がないで、全くもう別のものを、スーパーをやるんだと、そういう認識だったのでよろしいでしょうか。

渋澤証人

ええ、私はそういう認識でした。

新井委員

あとすいません。もう一点、先ほど澤田さんにもお伺いしたいんですけれども、先ほどは全く関与していないというふうにおっしゃったんですが、この書面を見て、それを根拠としているというふうにおっしゃっていました。それでも全くこれに関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、全く見ていない。要するに、これに関しては全く関与していないとおっしゃいましたけれども、そういう認識ですか。

澤田証人

そもそも、転用の申請が出たとき、開発の要件がそこにあって、その農地を転用したいということで出てきましたので、その中身までは、私は関与していないということです。

新井委員

いや、関与していない、どういうふうに解釈しているかというふうにお伺いして、関与していないということは、これのちゃんと、許可の相当の根拠としているんだけど、これについては見ていないということなんです。

澤田証人

はっきり申し上げて、細かい内容まではちょっと承知していないということです。

新井委員

分かりました。

委員長

木下高志委員。

木下委員

渋澤さんにお伺いいたします。

先ほどの武内委員の質問の中に、農地部会が19名いらっしゃるという話がありまして、当初、委員長からの質問の中に、3割雇用に対しましては、既に協定書が結ばれているので、これが実行されるという、こういう判断で行われたという話がありましたけれども、通常19名も人がいますと、いろんな人が、例えばどんな質問をされるか分からないということで、事前に質問に対する答弁であるとか、調査をするのが通常だと思わなければならないけれども、そういう調査をするに当たりまして、今回、埼玉県で初めての3割雇用の事例ですから、確認した経験というのがないと思うんですね。ですから、より一層調査をするというのは、力を注力、注ぐんじゃないかなというふうに思われますけれども、埼玉県であるとか、埼玉県ですね。確認とか、そういったことはなされたんですか。

渋澤証人

ちょっと先ほどから申し上げますけれども、この案件につきましては、農振除外からの案件でありまして、そういう中で、農業委員会としても、土地の除外の事前協議ということで、中身は確認というか、そういうことも確認しておりまして、農地転用の申請が2月10日に出てから会議までの間に、どういう確認をしたかということでは、その時点では確認はしていなかったと。だから、全国的に珍しい案件だというのは除外の中でもう出てきて、農業委員会も一緒に事前協議というか、確認していますので、それについては承知はしていたということです。

木下委員

確認しないで、この協定書だけ、これで判断したということで、再度ちょっとお伺いいたしますが、それで終わったということなんです、結局。

渋澤証人

確認しないでということは、ちょっともう少し具体的に説明をお願いいたします。

木下委員

事前に、先ほどの話の繰り返しになりますが、19人の農地部会の人から問合せがあった場合にどういう回答を返すとか、そういったいろんな想定される質問に対しまして調査

をすとか、あとこれが雇用の確実性について、きちんと履行されるかどうかという確認はされたか、されないかという、この質問をなさって、確認はしていなかったというような答弁を伺ったという認識でよろしいかという話です。

渋澤証人

ちょっと、その確認という意味の解釈といえますか、3割雇用は当然必要だということ、全国的にも難しい案件であるということは確認しているわけなんですけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、ちょっと、はい。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

じゃ、私の方からは、先ほど委員長の方から開発許可と農地転用許可の調整に関する質問があったと思うんですが、それに関連してなんですけれども、農業委員会さんの方から御提出いただいた記録、この調整相談記録によりますと、平成26年10月9日に企業活動支援課長から上之地内の農地区分や農地許可条件の相談があり、同月21日には大里農林と現地調査をし、調査当日、大里農林から田並元代議士に許可条件には見当たらないと回答したというようなくだりがあります。この後、1月、平成27年の年明けで、この間何度も協議をされている経緯があるようなんですけれども、1月22日と27日の協議記録によると、一転して許可に向けて検討すべき課題を上げる内容にだんだんと変わってきたと。そうしてから、その後4か月間、この記録が調整したという記録の相談記録がないということになっています。

そこで質問なんですけれども、2点ほど。記録がないため確認できないのですが、この間は、一切何の打合せや相談、そういったことがなかったのかどうかと、もう一つは、許可する方向に大きく方向転換したのは何があったのかというふうにお考えなのか、渋澤さんにお聞きします。

渋澤証人

26年の10月ですかね、先ほど相談があって、大里農林振興センターの担当と私は一緒に現地の確認をしまして、農地区分は1種農地になるということで一緒に確認して、1種農地だと不許可の例外という中で難しいかなということで、県の担当が回答したものと思います。それで、その後、どういう経緯で今度は許可の見込みがあるかということについては、私から相談のあった方に報告したことでございますので、通常、今回の案件は本当にレアケースで、なかなか例のない、面積的にも大きい案件ですけれども、通常の農地転用の関係で、一般的に簡単な問題ないような案件以外につきましては、農業委員会事務局は農地転用の申請の窓口ということになりまして、許可権者は埼玉県の方になりますので、本当にちょっと確認がすぐに難しいような案件については、本当にその都度確認して、農地区分の判断等も確認してということで、こちらから相談を受けても、すぐそこで相談者に簡単に回答するということは、ふだんもありません。

それで、1月の打合せをやった後、5月まで何もなかったのかということなんですけれども、私は特に、どこで何があったかというのは、私は分からないところですね。こちらから相談の窓口ということで、こちらから相談者にその後どうなりましたかという、あえてそういうことでもないかなということで、相談が来れば、それに対して検討していくというか、

そういうことで、その間に何があったかというのは、私は承知しておりません。

板橋委員

今お聞きした中で、ちょっと何もなかったということは分かりました。しかしながら、許可する方向に大きく方向転換していった経緯が見受けられますけれども、これはなぜだというふうにお考えですか。

渋澤証人

それにつきましては、1種農地での不許可の例外ということで、今回出ていました農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設ということで、その要件に該当するのではないかとということで、その要件の中で許可の見込みがあるということだったと思います。

板橋委員

違う質問にしたいと思うんですけれども、先ほどの武内委員からも同じ類する質問がありました。関係者の協議が、これ、平成26年10月から12月ぐらいに、その後もそうですけれども、何度か協議が行われている記録があります。こうしたときに、どこの呼び掛けで行われることが多かったのか、打合せ自体は。そして、参加者が皆、対等な立場で発言できるような場の状態の話合いだったのか、渋澤さん自体の肌感覚をお聞かせください。

渋澤証人

農地転用の関係の相談があれば、農業委員会としては県の方に、許可権者の県の方に先ほども申しましたけれども、いろいろな案件について、許可等の見込みについてはその都度確認しております。農業委員会で窓口で見込みがありますよということと言ったのは、県に案件を上げてから許可にならなかったということになりますと、申請者にも迷惑というか、いろいろな損害を与えることもありますので、農業委員会としては、常に許可権者の県に許可要件だとかいろいろなことについて確認をしているところであります。

それで、この話につきましては、県の方からということではあったのかなと思います。農業委員会が農地転用につきましては申請の窓口でありまして、その後農業委員会に案件をかけていくということで、それで土地につきましては、熊谷市内の農地ということでもありますので、農業委員会は当然、深く関わっていることでありますので、それでは、関係部局としましては、一部というか半分ぐらいの土地が農振の青字、農振農用地になっていますので、当然、そこからの手続ということで、その見込みがあるかどうか。あとは、転用だけではなくて、今回、建築物というか、そういうものもありますので、開発の方の見込みはあるかということで、常にその除外からの案件、農地転用の関係につきましては、その4者でいろいろな案件について、打合せをしているところではあります。許可に当たっては、その他、他法令ということもほかにはありますけれども、大きくその4者でいろいろ集まって事案を検討するというところでござります。

板橋委員

私の質問の仕方が悪かったかもしれません。どこの呼び掛けで行われることが多かったのかというふうにお聞きしていますので、今のお話だと、県から大里農林さんからのお声掛けでこの協議の場が多かったというふうにお聞きしたんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

渋澤証人

はい、今回の案件につきましては、はい、そういうことになるかと思えます。

板橋委員

それと、もう一つ聞きました。参加者が皆、同等な立場で発言できるような雰囲気の中での打合せだったのかどうか、渋澤さん自身の肌感覚の感想をお聞かせいただきたいと思えます。

渋澤証人

そうですね、関係するところでそれぞれの状況というか、要件というか、全て出し合っただけということですが、そういう意味では、農業委員会としましては、許可権者は県ですので、対等というか、県の方の考えを確認しているということで、農業委員会の方がどうだという立場ではなかったかと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ありがとうございます。お越しいただきましてありがとうございます。

何点かお聞きしたいというふうに思いますが、まず最初に、今回の農転に関していろいろとある中で、最終的に所有権が新井さんから、新井製作所からヤオコーさんに移ったという事実を認識したと思うんですけども、そのときにどういうふうにまず感じたか教えてください。

澤田証人

私はその件については承知しておりませんので、分かりません。

渋澤証人

所有権移転は今年の3月中旬だったと思えますけれども、なぜ所有権移転をしちゃったのかなということでもあります。

田村委員

これ、事前相談とか事前協議の中で、執拗にこの事業主である新井製作所さんが所有権移転できないか、できないかという相談をされています。そういった記録も残っております。それがあつた中で、農業委員会としていろいろと指導をしてきたというふうに思えますけれども、いろんなことが書いてありますけれども、その中で、ヤオコーさんにはできないよとか、そういうことも認識していたと思えます。そんな中で移転をしてしまったということについては、どういうふうに感じているんですか。

渋澤証人

農地転用の許可申請、許可に当たって、その時点でそういう所有権移転が行われたということは良くないということ。

田村委員

それではちょっと視点をかえます。

そもそも、このヤオコーさんに対して、所有権移転の相談があったのはいつからでしょうか。

渋澤証人

ヤオコー、いつからと言われても、ちょっとすぐに出てこないところですけども、相談の中ではそういう話があったということは承知しております。

田村委員

澤田さんにちょっとお伺いしますけれども、今年の3月に所有権が移転しています。澤田さんは今年の3月までは事務局長でしたよね。

澤田証人

私は平成29年の3月31日までです。その後はもう別の職場です。

田村委員

すいません、私のメモの間違いです。申し訳なかったです。

それで、その相談をしている中で、ヤオコーさんが所有権移転をしているというのは、したいという、ヤオコーさんに所有権移転したいという御相談がある中というのは、農業委員会さんも市の開発の方も市の農政の方も農林振興センターも、県の農林振興センターも皆さん共通した認識だったのでしょうか。

渋澤証人

相談時点では、そういうのがあったというのは、全てそういう相談の中で打合せもしていますので、それは共通認識であったと思います。

田村委員

その共通認識の中で、申請書類が出てきます。農業委員会さんの担当だと農地法5条の許可申請受付がやられていると思うんですけども、この中で、先ほど新井議員が言われているように、理由書が付けられていて、その事業計画の中にヤオコー様に経営指導を仰ぎ、店舗運営についてもヤオコー様に依頼しての店舗営業を計画しておりますと、全てヤオコーさんに丸投げをしているような表記のものが入っています。その前段階の事前協議の段階の事前相談の段階のところと、その整合性が、だめだと言っているものが全く反映されていないですね、この理由書の中には、そういったことを勘案したのでしょうか。それとも、それについて指導はされなかったのでしょうか。

渋澤証人

何回もお話ししていますけれども、農振除外からの案件でして、この案件につきましては、農業振興課の方の除外を出す段階で、担当課の方で代理人等にそういう指導を行っております。農地転用の申請が出てきた段階では、特にそれについては指導は行っておりません。

田村委員

もう一回確認します。指導はこれは行わないということでもいいんですね。

渋澤証人

指導を行わない、ちょっともう一度、ちょっとその辺についてお願いします。

田村委員

ちょっと今、渋澤さんがおっしゃっていた、そういった農業振興課の方でやられるから、こちらの方では全くその辺については関与しないというような言い方をされましたけれども、指導もしないということを言われましたけれども、そういう認識でよろしいんですか。

渋澤証人

除外のほうの案件でして、その段階ですっとそういう話でしておりましたので、農業委員会のほうから直接していなかったということでございます。

田村委員

さっきの農業振興課の話と全くまた違ってきちゃって、全然この整合性が取れていないことが確認できましたので、いいです。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

今日は御出席いただいてありがとうございます。

ちょっと何点かお聞かせいただきます。

澤田さんにお聞きいたしますが、一般論として、行政文書あるいは行政の会議録だとか公文書に、関わった政治家の名前を冠にして相談案件ということで、それを表題にして記録に残すということはあるものなんでしょうか。

澤田証人

私の経験の中ではございません。

村岡委員

分かりました。

私の手元に、熊谷市農業委員会の起案、復命書等々の資料、前回の委員会で出されたものがあるんですね。この中では、株式会社新井機械製作所公共移転に関する関係課打合せ、復命だとか、こういう件名もあれば、これは内部の打合せなんだろうけれども、私の今手元には、黒く潰されてありますけれども、元代議士相談案件に係る関係各課打合せというものもありますし、また、新井製作所云々かんぬんという件名があって、その次に括弧つきで元代議士相談案件という、追加して書いてある案件もあるんですね。今回のこの案件で言えば、ふだん行政文書の記録の中には、今、澤田さんからは、そういうのは自分はないというお話なんですけど、この件についてはこうやって記録の中に政治家を冠にした相談案件に係る打合せということで文章化するというのは、何か非常になぜなのかというふうに思われるんですけど、それについてはどのように感じておられますか。

澤田証人

基本的には、何かのレジユメがあって、そういったものを書いたのかなという感覚であります。私が農業委員会に行ってから、そういった文書は一切見ておりませんので、何とも返事がしかねます。

村岡委員

じゃ、分かりました。

じゃ、渋澤さんにお聞きしますけれども、この土地、案件が、地目変更されたときとか、その理由とかについてはどういうふうに認識されているかお答え、分かる範囲で。

渋澤証人

ちょっと、私、今の時点で、いつ地目変更されたかというのは、ちょっと覚えがないんですけれども。

村岡委員

それじゃ、時期はいいですが、地目変更の理由についてはどのように記憶しているか、認識しているかお答えいただけますか。

渋澤証人

この案件の地目変更の理由ということですか。一般論ということ。

村岡委員

この案件です。

渋澤証人

この案件につきましては、農業委員会が地目変更について関わっているということではありませんので、ちょっと申し上げることはないんですけれども。

村岡委員

私がこれを今、渋澤さんにお尋ねしたのは、平成27年6月19日の妻沼農業研修センター健康増進室で県の大里農林と農業振興課、農業委員会事務局、このとき次長と当時主幹の渋澤さんが同席をしております。開発審査課も同席しているんですが、この中で、農業委員会事務局として、渋澤さんのお名前で所有権移転登記、地目変更登記について、法務局で確認したことを説明されておりますよね。宅地への変更はこういう場合だとか、例外として地目変更ができるかとかいうのを、これは一般例として調べて報告をされていると思うんですが、報告されている方ですから、この件についてはどうなったのかということについては認識があるのかなということで、私は質問させていただいたんです。だけど、それは認識がないということなんでしょうか。

渋澤証人

会議の打合せの復命といいますが、それどおり私は法務局で一般的にはどういう形で地目変更ができるかということで確認して、そこで打合せの中では私も説明した覚えはあります。

村岡委員

では最後です。

じゃ、今現在に至るまでも、この当該地がどういう理由で地目変更がされたかということとは、全く知らないということによろしいのでしょうか。

渋澤証人

いつどの時点でというのが、ちょっと、理由につきましては、許可を取って現地が農地でない状態ですかね、そういう状態になったのは法務局に申請して、法務局の方で地目変更の手続を行ったということだと考えております。

【県執行部に対する質問】

委員長

武内政文委員。

武内委員

質問の中で、いわゆる空白の4か月ないし5か月という27年1月当初あるいは12月末から5月21日から、またいろいろな相談が頻繁に行われたということで、その間のことなんですが、この間、農政課なり部長のところに相談なり、直接何かあったかどうか、ちょっと確認したいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

記録を確認しまして、確かに27年1月から5月までの空白というか、記録がないんですけれども、私が聞いている限りは、その間は何も動きがなかったというふうに聞いております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません、御質問いたします。

時系列に、ちょっといろいろ整理をさせていただきました。前回の農政課長の御答弁だと、大里農林振興センターにお任せしているから、これは大里農林センターの所長が決裁権者だから、我々は一切関与していないというような答弁がございましたけれども、時系列に並べると、もう大里から農政課へ資料を送付したり確認をしたり、そういったことがたくさん出てくるんですね。ちょっと答弁との不整合性があると思うんですけれども、もう一度、指導やセンターへの相談等々がなかったのか、本当にということをお伺いしたいと思います。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

11月5日の答弁、ちょっと答弁を事細かく、どういうふうな答弁をさせていただいたかというのは、ちょっと一言一句覚えているかと言われたら覚えていないんですけども、本件でも、今、委員から御指摘のありましたように、1種農地の農地区分の判定、それがなされた後に、どのような不許可の例外があるのか。こういったことについては解釈に関わるところもございますので、そういったものについては本件に限らず、一般的に相談を受ければお答えすると、そういったことは、そういった形で農政課がそれに関わるといことはございます。

田村委員

ございますですか、ございましたか。

農業政策課長

ございますし、記録を見る限りございました。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ということは、また前回の委員会で何を審議していたのか全く分からなくなっちゃって、全く関わっていないとおっしゃっていたので、またこれ、振り出しに戻っちゃうんですけども、先ほど、農林振興センターさんにお聞きしたときに、3割雇用については事業者側から3割雇用の書類が出てきたというようなお話をしていましたけれども、これを市のほうに確認をしたときには、熊本市とか佐賀県のが県側から出てきたというふうにおっしゃっていました。僕は、農林振興センターが熊本市や佐賀県に問合せををすると思えないんですね。明らかに県の本庁が関わって、その雇用とか何とかという、3割雇用についての問合せを国にして、国からそういう照会があって問合せをしているようにしか思えないんですけども、そういった事実はないんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

すいません。先ほど委員の御指摘のあった一切農政課が関与していなかったとかというふうにお答えしたかどうかは、ちょっとすいません、記録を私も見ないと、どういうふうな答弁をしたかというのは定かではありませんけれども、本件についての例えばひな形等を必要に応じて県庁というか、農林部の側から要するに市の方に示したことがあったかとは思いますがというような形で、たしか御答弁させていただいたと思います。国の方に確認をしたかどうかというのは、ちょっと私も確認をしたのかどうかという事実関係に確たるお答えはできませんけれども、農林部の方がいろんな事例を調べて、大里も含めて農林部の方がいろんな事情を調べてお示しするということは、あった、今日の証人の証言を論評するわけではないですけども、あったということでも、あっても不思議ではないのかなというふうな気はします。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

だって前の、もう前回の答弁と全く違っちゃっていて、それじゃ審査にならないんですよ、これじゃ。全く関与していないとおっしゃっていたから、ああ、そうなんですかと言ってお呼びをして確認をさせていただいているというんですよ、今日、証人に来てもらって。証人の証言が出てきたら、今度は関与していましたというんじゃ、全く議論にならないじゃないですか、これ。

適切な指導をきちっと、ずっと相談のあったときからセンターとやっていたんでしょ。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

私は全く受けなかったというふうに答えたかどうかというのは、今ちょっと、この場に議事録などもないので、ちょっと分かりませんが、実際問題、要するに農地区分の関係ですとか3割雇用の解釈等についてやり取りをしたということは事実でございますので、そういった部分につきまして、農政課というか農業政策課と大里農林振興センターの間でやり取りを行ったということはあったというふうに思います。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ということは、この決裁についても相談があったんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

今回提出させていただいた記録を、私も内容を確認させていただきましたけれども、決裁時に、平成29年4月10日に決裁していますけれども、私、平成29年4月から着任していますけれども、そういう決裁があるということは報告がありませんでしたし、以前の段階でも、どこかのタイミングで農業政策課とやり取りをしているというところの箇所がなくなっていますので、そのいずれかの段階で、大里農林振興センターの方で申請者ですとか市の方と相談をされて、決裁まで至ったのかなと、そのように考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

じゃ、こういう解釈でいいですか。事前相談の間には、問合せがあったときには、適切な回答をしていたけれども、それ以外、問合せがなかったものに関しては全く関与をして

いなく、決裁権者である所長に全部全て任せていたということで、いう認識でよろしいですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

基本的には、問合せがあったときにお答えをするというような対応をしていたということですので、ちょっとあれですけども、先ほど御答弁させていただいたように、事実として問合せがあったときにこういう解釈ですよとか、農地区分に関してこうですよというふうなお話というか、回答なんかはしていますので、途中までというか、いずれかの段階までは、そういうようなやり取りがあったと。決裁の段階につきましては、ですから、今日証言に立たれましたけれども、大里農林振興センターの方で決裁をしたということでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

という認識にします。それで、そのときに、部長や知事に対して、この件に関して新たな事案だからということで、常に大里からこういう相談が来ている、熊谷からこういう相談が来ているということは上げているんですか、上げていないんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

これについては、前回の委員会でも他の委員の方から御質問があった件と関連すると思えますけれども、少なくとも許可までに、私自身としてこういう内容がありますというのを知事に報告したことはありません。あくまでも、知事に報告したのは、所有権移転について、農業政策課というか、本庁の方で認知をして、これは是正の案件だということで、その際に報告をいたしました。

当然、許可の決裁のとき、決裁というか、4月10日の許可のときに、本庁にはこういう決裁をしましたというのは、こういう決裁をしましたということで報告というのはなかったと記憶しております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

先ほどの質疑を通して、農林部としての管理というか、そういうことでちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの、今の所有権移転の関係も大里農林では3月に承知をしていて6月まで上司も知らないし、次の上司が知っているのかどうか、先ほど答弁がなかったけれども、本庁に一切報告がなかったということは事実なんですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

事実関係としまして、平成30年、本年の3月中頃に所有権移転がされて、その事実を本庁が認知したのが6月下旬でございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

もう一点。

私から言わせると不適切なフローチャート、申請直前まで付いていて、所長に説明の資料の一部として提供したフローチャートでありますけれども、この今までの経過をこの資料で拝見させていただくと、当初出たものからだんだん完成度が上がってきております。先ほど当団員の中から、県で作成したものと指摘をさせていただきましたけれども、県当局が関わってフローチャートを制作したのかどうか、もう先ほど証人が帰りましたから分かりませんが、先ほどの繰り返しになるけれども、本来であれば、適切なフローチャートに書き変えるというか、こういう指導をしましたよというものを残すのが本来であって、やってはいけないことのフローチャートを残しておいて説明の資料にしているということは、ちょっと不信、あり得ないと思いますので、そのフローチャートの作成者あるいは管理者、作成者ですね。それを大里農林振興センターが本来は把握していなければならぬと思うし、聞かなければいけなかったんだけれども、県の大里農林は管理をする責任として、どういうふうな経過でできたのか、次の委員会までに明らかにしていただきたいと思っておりますけれども。

だから、管理責任だよ。管理監督がなっていないということだよ。最初の報告もなく、本庁にそんな重大案件、3か月以上も知らせないで、全然違う外部から教えられて、登記簿を取ったら、ああ、そうでしたということでしょう。そうだし、先ほどの不適切なフローチャートも全く知らないとは言っているけれども、所内での取扱い、これも大事な、大切な許可を出す中の一つの資料として不適切なものが含まれているんだから、これも管理監督責任だと思うんだけれども、どうでしょう。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

委員御指摘のあったフローチャートなんですけれども、ちょっと大里農林振興センターに、ちょっと事務的に確認したところ、あれは県の作成したものじゃないというような回答は得ております。私の方はそのように聞いております。

ちょっとガバナンスの問題につきましては、今般の調査の御審議の中身等も踏まえまして、今後考えていけなくちゃいけないのかなと、必要に応じて考えていけなくちゃいけないのかなというふうに私の方は考えております。

小島委員

関連なんで、最後ね。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

先ほど、大里の所長に伺ったときは、自分の説明のために所員が作成をして説明をしたかのような答弁がありましたけれども、それは事実じゃないんですか。どちらが事実なんでしょうか。

それと、あのフローチャート、どこでも確認、協議が終わった後にどこでも確認すると思うんだけど、ほかの資料は確認していると思うんだけど、あのフローチャートだけ確認しないで、その都度作られていますけれども。後半は分からなければいいよ。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

すいません。申し訳ありません。そのときの資料の取扱いというのは、本当にそのときの人に聞いていただかないと分からないと思いますので、私からは答弁を差し控えさせていただきます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

ありがとうございます。

先ほど、施設機関の方にお尋ねしたと同じこととお尋ねしたいんですけども、ほかの委員さんからも石橋というふうな御発言がありましたが、皆さんも市の権限でしょうというふうに思っている部分があったと思いますし、私からは産廃の例を出しました。最終的に、自分が判子を押すときに、ほかの権者であっても自分の身を守るために、あるいは組織の身を守るために、協議なり打合せなりというのが今回どうだったと今日のお話を聞いて思われるのか。

また、異動が2回ありましたけれども、僕にとってはお聞きしていると、申し送りという問題ではなくて、自分の期間に責任を負えないという部分で課題があるんじゃないかなと思うんですが、その2つ、お考えをお尋ねしたいです。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

2点、順次お答えを申し上げます。

1点目の都市計画法の部分、中川委員が御指摘になったと思いますけれども、ここは前回の委員会でも御答弁いたしましたけれども、やはり法律の授権の範囲、所掌の範囲とい

うのがございますので、その所掌権限を持っている者の判断を、判断というのは尊重されるものだと思います。

その中で、その判断をどこまでどのように担当者が確認するかというのは、これは担当者がどこまで心証として、これで問題がないか、問題があるのかというところは、その担当者ごとの御判断だと思いますので、一律に論ずることはできないのかなと思っています。

それと、2点目の人事の話ですけれども、証人の証言を私の方で論評するわけではございませんけれども、人事異動等があったときにしっかり引継ぎをするという、そういう基本を徹底していく必要があるというふうに考えてございます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

担当者ごとの判断であっては、組織ではないと思うんですけれども、許認可って釈迦に説法ですけれども、皆さんの許認可権なので。何かの御商売をなさりたい方が最終的な許認可がもらえるのかということまで想定して、一つ一つのプロセスを最終的な部分も安心できると思ってやっていくのが許認可をもらいたい側の発想なのであって、ちょっと先ほどの御説明は偏りがあるかなと思うんですが、いかがですか。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

都市計画法の開発許可のところの開発許可の見込みにつきましては、通達等に沿って適正に運用すると、これに尽きるとしています。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

私は質問じゃないんです。この全体の流れの中で、自民党さんが動議で執行部にという、それを今、聞かせてもらいました。その上で、私、意見を述べさせていただきます。

今日は、熊谷市の方からも証人に来ていただいて、十分、不十分があっても話を聞くことができました。我々が他の自治体にどうのこうのというあれはないので、やっぱり県の行政がどうだったのかということになりますから、大体、この特別委員会の目的に照らして問題点等は浮き彫りになってきていると思いますので、是非委員長の裁量の中で、少し論点を絞ってもらって、こういう点を追加で論議するなら論議するというようなことで、絞り込んで建設的な論議をやって、今特別委員会の使命を果たすことが必要じゃないかと思っているんですよ。このまま、どんどんどんどん話は広がりますよ。だけれども、もう少し整理していただいたほうが良いと思います、論点を。それが私の意見です。

委員長

武内政文委員。

武内委員

ちょっと確認なんですけれども、農林からの農業政策課へのいろいろ相談というんですか、これは相談記録とかっていう形で残してはいないんですか。例えば、電話の場合なんかは余り残さないかもしれないですけども。どうなんでしょう。

委員長

前田幸永農業政策課長。

農業政策課長

全く残さないかと言われるとそうでもないと思いますけれども、それはそのケースによりけりでしょうし、もしくは報告書なりが出てくれば、それをもって報告があったということになりますので、細かい、日常でいろんな細かい解釈の部分とか、確認とかもございますので、いちいち取っているかと言われると、そうではないとは思いますが。

委員長

武内政文委員。

武内委員

分かりました。

いろいろ資料の請求等もあるので、一応確認いたしました。
